

国際商事紛争の予防と解決

Vol.72 No.11

JCAジャーナル

November 2025

■一般企業の実務から見る商事仲裁・調停の意義

——裁判に頼らない紛争解決の選択肢——

／北川慎介

■仲裁法施行前に締結された個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意の有効性／渡部美由紀

■中国で初めて人工知能（AI）モデルの構造・パラメータを反不正当競争法の保護対象に含めた事案／王宣麟

■国際物品売買契約の基本実務講座（11）

・国際物品売買契約の主要条件の実務上の論点⑥

決済条件と信用状／大貫雅晴



JCAA
日本商事仲裁協会

海外での商談や見本市など“持ち込みが一時的な物品”は、ATAカルネをご利用いただければ **輸入税だけでなく付加価値税も免税** となり、また税関への申告もスムーズです

• • • • •
物品の一時輸出入免税には

通関手帳

ATA カルネ が便利です！

ATAカルネは国際条約（ATA条約）に基づくもので
加盟国は約80カ国、これまでに延べ26,000社と
多くの皆様にご利用いただいております



使用できる物品や用途



ビジネスのための
商品見本

プロが使用する道具
職業用具

展示会への出品物

カルネ発給申請は便利な**オンライン申請**になりました

オンライン申請のご利用には**事前の登録手続き**が必要です
詳細はウェブサイト <https://carnet.jcaa.or.jp>をご覧ください

◇ **ご自宅やオフィスからいつでも申請！**

* 申請受付は、カルネ事業部の営業時間内

◇ **書類印刷や押印が不要！**

◇ **申請送信後の進捗状況はオンラインで確認！**

発給所要日数は**48時間後***
当協会有料会員の場合は**24時間後****
とスピード発給！

* 審査完了の営業48時間後 ** 審査完了の営業24時間後

一般社団法人 日本商事仲裁協会 カルネ事業部 TEL : 03-5280-5171 E-mail : ata-carnet@jcaa.or.jp

カルネ
ウェブサイト



YouTube



Twitter





3500冊におよぶ珠玉の法律専門書籍とのリンク使用^{*}を実現!

LIBRARYに収録された法律専門書籍を参照後、関連する判例秘書の膨大な「判例・評釈・論文」へジャンプ!! 人力では困難だった関連情報の収集が容易になりました。

* LIBRARYは有料オプションとなります。

詳しい
紹介動画は
[コチラ](#)



判例秘書

オンライン説明 実施中!

電話とPCで簡単にご説明いたします。お時間は5~10分程度です。是非、実際の製品をご体感ください。



■ 開発・提供

株式会社 **LIC** Legal Information Center

ISO/IEC 27001認証取得



ISO 9001認証取得



■ 販売会社

株式会社 **EOC.com**

そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ

「全13種類の英文契約書」(CD-ROM付)

監修:仲谷栄一郎弁護士、中川裕茂弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

「そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ」は、英文契約書作成時に検討すべき一般的条項を網羅した、経験豊富な専門弁護士監修による英文契約書のひな型です。英語及び日本語の契約条文と各条文の解説を掲載しています。また、国際契約に必須の仲裁条項のドラフティングについても詳説しています。付属のCD-ROM(WINDOWS対応)に英語及び日本語の契約書サンプルがMS-Word形式で収録されており、簡単に契約書を作成することができます。



書名	頁数	書名	頁数
委託販売契約書(CD-ROM付)	52頁	総代理店契約書【輸出用】(CD-ROM付)第二版	48頁
委託加工契約書(CD-ROM付)	60頁	合弁契約書(CD-ROM付)	52頁
購入基本契約書(CD-ROM付)第二版	48頁	実施許諾契約書【許諾者用】(CD-ROM付)	58頁
販売基本契約書(CD-ROM付)第二版	48頁	実施許諾契約書【被許諾者用】(CD-ROM付)	54頁
OEM(委託者側)製品製造供給契約書 【輸入用】(CD-ROM付)	68頁	秘密保持契約書・共同開発契約書 (CD-ROM付)第二版	60頁
OEM(製造者側)製品製造供給契約書 【輸出用】(CD-ROM付)	72頁	技術ライセンス契約書【中国語版付】 (CD-ROM付)	56頁
総代理店契約書【輸入用】(CD-ROM付)第二版	52頁		

B5判(送料無料) 一般価格 2,200円(本体2,000円+税)

JCAA会員価格 1,650円(本体1,500円+税)



<お問い合わせ>

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル7階 TEL:03-5280-5181
Email:planning-consulting@jcaa.or.jp
URL:www.jcaa.or.jp

<ご購入>

書店/JCAAのウェブサイトにてご購入いただけます。なお、JCAA会員割引は、JCAAからの直接購入の場合にのみ適用されます。

JCAジャーナル

2025年11月号 Vol.72 No.11

contents

仲裁／ADR

- 3 一般企業の実務から見る商事仲裁・調停の意義
——裁判に頼らない紛争解決の選択肢——
／北川慎介
- 12 国際民事執行・保全法裁判例研究(51)
仲裁法施行前に締結された個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意の有効性
東京地裁令和6年2月26日判決(LEX/DB 25620317)／渡部美由紀
- 18 海外紛争解決トレンド(57)
スペインにおけるM&A後の仲裁：法的状況及び実務的知見
／ホセ・ルイス・デ・ラ・フエンテ、ロランド・イグナシオ・セイハス、赤川圭、佐藤誠高
- 23 仲裁人の公正性・独立性と弁護士の利益相反(下)／小原将照
【現代商事紛争の諸相——実体法・手続法の両面から(11)】
- 30 主要国の仲裁法の比較(20)
アルゼンチン(2)／ナンシー・エウニセ・アラス・モレノ
- 34 投資協定仲裁判断例研究(182)
①価格統制等の経済措置により事実上の事業継続が不可能になった時点で、
しのびによる収用が達成されたと判断し、②損害賠償の他、商標の使用差止請求を認めた事例
／加藤希実
- 41 国際商事仲裁ADR文献紹介(63)／酒井一

訴訟

- 43 中国商事紛争解決の理論と実務(66)
中国で初めて人工知能(AI)モデルの構造・パラメータを反不正当競争法の保護対象に含めた事案
／王宣麟
- 49 中国における紛争解決の基本と実務(42)
減資及びその紛争解決／孫彦

その他

- 56 国際物品売買契約の基本実務講座(11)
国際物品売買契約の主要条件の実務上の論点⑥
決済条件と信用状(Terms of Payment and Letters of Credit)／大貫雅晴

Contents of November 2025

Arbitration / ADR

- 3 The Significance of Commercial Arbitration and Mediation from the Perspective of Corporate Practice
——An Alternative to Court Litigation for Dispute Resolution——
/ Shinsuke Kitagawa
- 12 Case Studies of International Civil Execution and Provisional Remedies (51)
Validity of Arbitration Agreements Concluded for Individual Labor Disputes Before the Enforcement of the Arbitration Act
Tokyo District Court, Judgment of February 26, 2024 (LEX/DB 25620317)
/ Miyuki Watanabe
- 18 Trend in Dispute Resolution Overseas (57)
Post-M&A Arbitration in Spain: Legal Landscape and Practical Insights
/ José Luis de la Fuente, Rolando Ignacio Seijas, Kei Akagawa, Masataka Sato
- 23 Comparison of Arbitrator's impartiality and independence with Attorney's conflicts of interest (Part II) / Masateru Ohara
【Aspects of Contemporary Commercial Disputes : From the Perspective of Substantive and Procedural Law (11)】
- 30 Comparative Studies on Arbitration Laws in Major Jurisdictions (20)
República Argentina (2) / Nancy Eunice Alas Moreno
- 34 Case Notes on Investment Treaty Arbitration Awards and Decisions (182)
The Case Where (i) the Creeping Expropriation Was Found to Be Achieved When Economic Measures such as Price Control Made the Business Practically Impossible and (ii) an Injunction Against the Use of Trademarks Was Granted in Addition to Monetary Compensation / Nozomi Kato
- 41 Introduction of the International Commercial Arbitration and ADR Literature (63)
/ Hajime Sakai

Litigation

- 43 Theory and Practice of Chinese Commercial Dispute Resolution (66)
The First Case in China to Include an AI Model's Structure and Parameters within the Scope of Protection of the Anti-Unfair Competition Law / Senrin Oh
- 49 Basic and Practice for Dispute Resolution in China (42)
Capital Reduction and the Resolution of Related Disputes / Yan SUN

Other

- 56 Guide to Contract for International Sale of Goods (11)
Practical issues of Specific conditions on Contracts for the International Sale of Goods⑥ Terms of Payment and Letters of Credit / Masaharu Onuki

一般企業の実務から見る商事仲裁・調停の意義

——裁判に頼らない紛争解決の選択肢——

日本商事仲裁協会 理事長
北川慎介 Shinsuke Kitagawa

はじめに

ビジネスにおいてトラブルが発生し、取引先との間に紛争が生じた場合、いかなる対応をとるべきであろうか。世界的には、その解決手段として仲裁や調停が広く活用されている。

本稿においては、仲裁および調停の有するメリットについて論じ、日本企業において総務、法務、経営企画、営業などの第一線で実務を担う方々の参考に資することを目的とする。

もとより、専門的な論点については弁護士や研究者による精緻な解説が存在するため、必要に応じてそうした議論を参照されるのが望ましい。

I. 日本では裁判の信頼が高い？

ビジネスの取引を開始するに際し、誰しも紛争の発生を望まないのが通常である。日本の企業が作成する契約書を観察すると、一般に、紛争となつた場合には、

●甲乙は誠意をもって協議し、友好的解決を図るものとする
●本契約に関する訴えは、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする

といった条項が盛り込まれていることも少なくない。もっとも、本当に對等な立場において「双方が誠意をもって協議」するのか、という問題は残

る。さらに、外国企業との取引においては、日本の裁判で勝訴したとしても、相手国において強制執行できる保証はない。すなわち、執行できないとは、実質的に金銭的価値を得られないことを意味する。

また、外国での裁判は日本企業にとって完全にアウェーの環境であり、国によっては相手企業側が圧倒的に有利となることも否定できない。

このような課題に対し、歴史的に確立されてきた解決手段が「仲裁」である。仲裁は、法制度や慣習を異にする当事者間の紛争解決のために築かれた「民間の知恵」とも位置づけられる。仲裁の歴史は古く、英國では1744年以前から海運業界において仲裁手続が行われていたとされる。日本においても、日本海運集会所（1933年）の前身である神戸海運集会所が1926年から海事仲裁機関としての役割を果たしていた。

主要仲裁機関の直近の年間申立て件数の概算

- 日本（日本商事仲裁協会JCAAの案件）約20件（国際案件が9割）
- 中国全土（仲裁機関の数は200超）40万件（国際案件は2700件で、1%未満）
- 韓国（KCAB）350件（国際案件38件）
- シンガポール（SIAC）550件（国際案件90%）
- 米国（AAA）1.3万件（国際案件800件 7%）
- 英国（LCIA）300件
- ドイツ（DIS）100件超（国際案件は40%）

- 国際商業会議所（ICC）800件（国際案件は70%）

相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。」（仲裁地はほかの国の都市を選択することも一般的に可能）

II. 仲裁の仕組みはどういうものか？

仲裁とは、紛争の当事者である申立人と被申立人が双方の合意に基づき選任した専門家である仲裁人により、仲裁判断が下される制度である。仲裁人の人数は1人の場合もあれば、3人の場合もある。

仲裁は裁判手続と異なり、日本の裁判制度にみられる三審制（地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所）ではなく、一審制である。この点において、仲裁は紛争の早期解決に資する制度であるといえる。さらに、仲裁手続は当事者のみの秘密裡に進められるため、裁判のように公開されることがなく、この点においてビジネス継続への影響を最小限にとどめることができる。

また、仲裁判断は国際的に承認・執行される仕組みが整備されている。すなわち、1958年のニューヨーク条約（Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, 通称NY条約）に基づき、加盟国の裁判所は、たとえ外国で下された仲裁判断であっても、原則としてこれを承認し、執行しなければならない。

では、いかにして仲裁に進むことができるのか。そのためには、まず当事者間のビジネス契約書において、「仲裁条項」を設けることが必要である。すなわち、紛争が生じた場合には仲裁により解決することを契約書において明示的に合意しておくことが求められるほか、さらに、仲裁地、仲裁機関、適用される手続規則を規定することが推奨される。

具体的な書きぶりとしては、以下のような仲裁条項が例示される。

JCAAの「商事仲裁規則」によって仲裁を行う場合の仲裁条項例

「この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の

海運業では、日本海運集会所が発行する内航海運基本契約書において、同仲裁委員会による仲裁が規定されている。また、建設業では、建設業法に基づき中央建設業審議会が発行する民間建設工事標準請負契約款において、建設工事紛争審査会による仲裁が規定されている。

もし紛争となった場合、仲裁条項を含む契約書を交わした当事者のいずれかが申立人として仲裁を申し立てことになる。これに対し、被申立人から反対請求がなされる可能性もある。実際にJCAAに仲裁申立てのあった事案の契約類型を見ても、以下のとおり様々である。

- 売買契約・継続的供給契約（不備、未達、支払期限超過など…）
- 請負契約（不備・性能未達、事故の責任、支払など…）
- 知的財産（ロイヤリティ、支払、期限切れ、不適切対応など…）

仲裁手続が始まると、当事者間で、事案の性格や専門性などを踏まえて仲裁人を選任する。仲裁機関によっては、仲裁人の選任に際してリストの提示を行い、双方当事者を支援することもある。当事者間で仲裁人を選任できない場合は、仲裁条項において仲裁機関を指定している場合は、仲裁機関が当事者に代わって選任することになる。

JCAAのような仲裁機関は各国に存在し、適用される仲裁規則に基づき、仲裁人の選任を含めた一連のサポート事務を執り行う機能を担っている。

仲裁手続に適用される仲裁規則にどのような種類が存在するのであろうか。JCAAでは、以下の3種類の手続規則（準拠規則）を整備している。

（1）商事仲裁規則

最新の国際実務を反映した規則を備えており、

2021年に改正・施行されたJCAAの標準的な仲裁規則である。当事者間の仲裁合意において特定の仲裁規則を明示せず、単に「JCAAのもとで仲裁を行う」とのみ規定していた場合には、商事仲裁規則が自動的に適用される。

(2) インタラクティヴ仲裁規則

商事仲裁規則と共に規定を有しつつ、仲裁廷（仲裁人）が暫定的な心証を開示することにより、論点の整理を積極的に促進することを特色とする。当事者がこの規則の適用を合意することにより、手続のさらなる効率化および透明性の向上を目的とする規則である。

(3) UNCITRAL仲裁規則及びUNCITRAL仲裁管理規則

国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した規則であり、仲裁機関の関与がなく、

当事者と仲裁廷のみで手続を行うことを想定している。さらに、UNCITRAL仲裁管理規則は、UNCITRAL仲裁規則に基づきJCAAが事務局として仲裁手続を支援するために必要な事項を定めたものである。

また、仲裁手続の期間について、上記（1）あるいは（2）（2021年7月改正規制）が適用される場合、紛争金額が3億円以下の場合、「迅速仲裁手続」が適用され、紛争金額が5000万円以下の場合、原則として仲裁廷成立から3ヵ月以内、3億円以下の場合は原則として仲裁廷成立から6ヵ月以内に、原則として仲裁判断が出される。実際に、7割近い事件で、この期限どおりに仲裁判断が下されている。

2020年から2024年に仲裁判断で終結した全ての仲裁事件（2021年改正前規則が適用された事件を含む）における紛争金額帯ごとの、審理期間は、以下のとおりである。

仲裁廷成立日から仲裁判断日までの平均所要月数
(2020年から2024年の間に終結した事件)



これを日本の裁判所と比較すると、日本の民事訴訟では、第一審平均の審理期間は、訴額5千万～1億円未満で20.5ヵ月、訴額1億から5億円で23.4

ヵ月とされている（2022年終局事件）。上訴（二審、三審）の可能性を考えると、JCAA仲裁の迅速性をご理解いただけるのではないだろうか。

備考1：緊急仲裁人制度

仲裁の申立て後、仲裁人が選任されて審理が本格的に開始されるまでには一定の時間要するところ、その間に暫定的な保全措置（現状維持、原状回復、資産保全など）が必要となる場合がある。このため、JCAA商事仲裁規則及びインタラクティブ仲裁規則には「緊急仲裁人制度」が設けられており、当事者の申立てに基づき、仲裁人が選任される前に、JCAAが緊急仲裁人を選任することで、2週間以内に、保全措置の申立てに対する緊急仲裁人の決定を得ることができる仕組みを置いている。

備考2：JCAAにおける仲裁費用の概算

請求金額	仲裁人の数	JCAA 管理料金	仲裁人報償金	
			タイムチャージ (上限)	固定額（インタラク ティブ仲裁規則）
2千万円	1人	50万円	200万円（40h）	100万円
1億円	1人	130万円	400万円（80h）	300万円
3億円	1人	190万円	700万円（140h）	300万円
↓				
100億円以上	1人	1900万円～ 2500万円	2000万円～ 3000万円	500万円

- 仲裁費用には上記の費用のほか、当事者の代理人弁護士費用等が含まれる（裁判でも代理人費用は発生するが、日本では原則自己負担である）。
- 仲裁費用を最終的に当事者がどの割合で負担するかを、仲裁人が仲裁判断で決定。

ここで、仲裁の主要なメリットを整理すると、以下のとおりである。

●仲裁判断の国際的効力

仲裁判断は国境を越えて効力を有する。ニューヨーク条約の締約国は170カ国を超えており、これらの国々において仲裁判断の執行が可能である。この点が、国際ビジネスにおける仲裁の最も大きな利点であると評価される。

●迅速な紛争解決

仲裁は一審制であり、かつ、審理予定に従って仲裁機関による進行管理が行われるため、裁判と比較して迅速な解決が可能となる。これにより、時間および費用の節約が期待される。

●当事者の事情に即した手続運営

法律による細かな縛りがなく、仲裁人と当事者が協議のうえで手続を定めることができるために、柔軟かつ実情に即した進行が可能となる。オンラ

インツールを利用した手続運営はもちろん、たとえば、当事者双方の合意によって仲裁手続中に調停へ移行して話し合いによる解決を試みることもできる。

●非公開性

仲裁は非公開で行われるため、裁判のように紛争が外部に知られることがない。企業の評判や取引関係に与える影響を最小化する点で重要な意義を有する。

●仲裁人の選任

仲裁においては、裁判官に相当する仲裁人を当事者が選任することができる。専門性や実績を考慮した選定が可能である点は、専門的な争点を有する国際取引紛争において極めて有用である。

●和解交渉の促進

契約書に仲裁条項を組み込んでおくことで、仲裁手続に入る前の段階においても、当事者はより

対等な立場で和解交渉を進めることができる。

III. 日本の仲裁の状況

前述のとおり、日本の仲裁機関であるJCAAの仲裁件数は海外の仲裁機関に比べて少ない。日本における仲裁件数の少なさについては諸説が存在する。

第1に、日本人及び日本企業は裁判所に対する信頼が極めて高く、仲裁という制度自体に馴染みが薄いと考えられる。ただし、裁判による判断は海外での執行が困難である点が、十分に認識されているか否かは論点となる。

第2に、JCAAや日本の仲裁関係者が海外広報を十分に行っていないとの批判、または海外の動向を十分に把握していないのではないかとの批判が存在する。これに対して、JCAAは世界各地の仲裁関連イベントへの積極的参加や、国際的に著名な弁護士14名によるアドバイザリーボードの設置等を通じて、最新の知見や改善意見の収集に努めている。

第3に、極端な誤解ではあるが、JCAAでの仲裁に関して、①日本語のみで英語が使用できない、②仲裁人が日本人に限られる、③仲裁判断が日本企業に有利となる、すなわち「日本人による日本語での日本企業のための仲裁」といった見方が一部に存在する。しかし、これは全くの事実誤認である。実際には、直近のJCAAの国際仲裁事件によれば、使用言語は英語が約6割を占め、そのうち、当事者あるいはJCAAが選任する仲裁人の約6割は外国籍（日本居住、外国居住）である。JCAAの仲裁人候補者名簿登載者は500名以上であり、そのうち約4分の3が外国籍である。さらに、これらは多様な分野の専門家によって構成されている。このことの当然の帰結として、個々の事案の性質と無関係に仲裁判断が日本企業に有利になるということはない。先の批判が根拠のない誤解であることは明らかである。

第4に、日本での仲裁件数が少ない要因として、契約書作成段階において、日本企業が日本を仲裁地とすることに強く拘らない可能性が挙げられる。

契約上の紛争解決条項を定める際、相手国での裁判を回避して仲裁を選択する場合でも、仲裁地を海外（現地または第三国）とすることを容認しているのではないかと推測される。これは、日本企業が取引上売り手側に回ることが多く、交渉力のバランス上、紛争処理条項に強く拘らないことが一因である可能性がある。また、契約締結時に将来の紛争を想定したくないため、紛争解決条項の検討に真剣に取り組まない傾向も考えられる。

しかしながら、仲裁の利点を十分に理解している日本企業は、繰り返し仲裁を利用しておらず、かつ、利用することを想定した仲裁条項を規定している。

JCAAにおける仲裁手続は、前述のとおり、多様な仲裁人のもとで、スピーディーに紛争を解決しているとともに、2020年から2024年の間に日本および外国（中国、ベトナム、インドネシア、タイ）の裁判所で仲裁判断の執行が申し立てられた事案はいずれも承認・執行が認められていることから明らかなように、公平な手続が行われている。

以上を踏まえ、契約書における紛争解決条項において、JCAAを利用した仲裁を積極的に検討すべきである。

IV. 仲裁の国内取引での利用

国際取引においては、海外でも執行できるメリットがあることを強調したが、国内取引における仲裁はどうであろうか。仲裁件数が膨大な米国、中国に加え、韓国においては国内案件が圧倒的である。日本においても、大企業どうしの紛争解決に仲裁が活用されるケースはあるが、国内取引を主とする中堅・中小企業にとって、仲裁はどのような意味を持つのであろうか。

国内の企業間取引の実態を見ると、一方が継続的な発注主や唯一の買い手であるケースにおいて、紛争が発生すると力関係の強い側に押し切られることがあるのではないかと考えられる。立場の弱い側は、それでも取引を継続したいとの事情や周囲の評判を気にして、不利な条件を受け入れることになってはいないかとの指摘も存在する。

政府も公正取引委員会や中小企業庁を通じて適正取引を推進しているところである。

この点、契約書に仲裁条項を盛り込むことによって、一方的な紛争処理を抑止する効果が期待できる。いざ紛争となった際には、当事者間での一方的な決着にとどめず、第三者の判断を仰ぐという「構え」を示すことで、「理不尽な決着を避ける盾」となり得るのである。さらに、紛争が現実に発生した場合でも、仲裁を利用することにより取引を継続しながら早期に解決できる。仲裁は秘密裏に行われるため、裁判のように「A社とB社が紛争中」と世間に公表されることもない。

したがって、中堅・中小企業においても、仲裁のメリットを勘案し、まず契約書に仲裁条項を盛り込むことを検討することが望ましい。取引先との関係上ハードルが高い場合も想定されるが、ここは努力して盛り込むべきである。そして、紛争に発展した場合には弁護士に相談し、適切に対応を進めればよい。仲裁は、取引上の立場が強くない当事者に対しても、同じ立場・同じ土俵に立てる仕組みであり、社会正義の観点からも評価できるものである。

もっとも、最近仲裁関係者の間で懸念されているのは、中小企業・中堅企業の顧問弁護士が仲裁に必ずしも精通していないのではないかという点である。契約書作成段階において顧問弁護士に相談しても、「仲裁は専門ではないため、紛争処理条項は定番の『双方誠意をもって協議する』や『地方裁判所で解決する』と記載しておけばよいのではないか」と助言されることはないと懸念が示されている。

この問題については、弁護士会も問題意識を有しており、各地の弁護士向け研修会で仲裁制度の説明が行われている。JCAAもその活動に協力しているところである。実際に仲裁となった場合、顧問弁護士が仲裁人になることはないにしても、企業の代理人を務める可能性はある。しかし、専門ではないことを理由に仲裁条項を当初から排除してしまうのは、極めて残念なことである。

企業としては、顧問弁護士が仲裁に詳しくなくとも、仲裁事件に相応しい代理人弁護士を紹介し

てもらえばよい。その場合、顧問弁護士との関係は円滑に継続できるのであり、仲裁を利用するとの障害にはならないはずである。

V. 国家と投資家、国家と国家との紛争で利用

仲裁は国際経済における主要な紛争解決手段である。投資家と投資受入国との間では、収用や規制強化を巡る紛争を国際投資協定に基づき、ICSIDやUNCITRAL仲裁で解決できる。これにより投資家は相手国裁判所を避け、中立的手続で救済を得られる。

また国と国との通商紛争では、WTOの紛争解決制度により関税や補助金などを巡る対立が仲裁的手段で処理される。仲裁は投資保護と国際通商秩序の安定に寄与している。

備考3：投資関連協定の仲裁

企業が海外投資をする場合、商事仲裁とは別の仕組みとして、投資関連協定（FTA/EPAの投資章、二国間・複数国間の投資協定、エネルギー憲章条約、CPTPP協定など）に基づく仲裁がある。民間企業（投資家）と投資先相手国政府との紛争を、仲裁によって解決するものである。

投資関連協定に列記されている国の義務としては、内国民待遇、最惠国待遇、公正・衡平待遇、収用、義務順守条項などがある。紛争の典型としては、例えば、被投資国が再エネ発電のFIT価格を、国の財政事情を理由に一方的に引き下げた結果、海外投資家側が採算割れとなるなど、海外投資をした後に、その国の政策が変わって、投資家が不利益を被ったと考えられる場合である。また、土地の理不尽な収用や、政策による支払条件の不合理で一方的な変更、当該国の企業との差別的取扱いなどもありうる。

投資協定では、一般に、紛争の発生→各種の協議・調停→仲裁、との段階を規定している。

投資先国側では、最近は、協議段階での話

し合いや調停（での解決）の希望が強くなっていると言われている。これには、仲裁の場合の手続コスト（外国人弁護士の費用）や事件の公開に伴う海外投資者への評判リスクへの懸念、そして外国人の仲裁人が政策の当否を判断することについての主権侵害意識・反発などがあると思われる。

備考4：国と国との通商上の紛争

国と国との通商上の紛争は、WTO（世界貿易機関）において処理されることとなっており、いわゆるパネルにおいて審議され解決される。

しかし、現在は紛争解決の上級委員に欠員が生じており、パネルが機能停止状態にある。

このため、その代替手段として、有志国による多国間暫定上訴仲裁アレンジメントが仲裁を実施している。

旨の合意」があれば、当該和解は民事執行可能となる。根拠としては、国際的にはシンガポール条約（調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約）およびその実施法（調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律）における国際和解合意、国内的には改正ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）における特定和解がある。

また、仲裁と調停の組み合わせも可能である。その理由は、調停の柔軟性と仲裁の執行力を併せて活用する点にある。

- 仲裁を申し立てる前に、一定期間調停を試みる方式【調停⇒仲裁】（相互理解の促進）

- 仲裁手続の途中で調停に切り替え、和解に至った場合は仲裁に再度移行して仲裁判断による執行力を確保する方式【仲裁⇒調停⇒仲裁】

- 仲裁の途中で調停に切り替え、和解に至った場合は仲裁申立てを取り下げる方式【仲裁⇒調停】

これらの場合、仲裁人と調停人が同一であることが望ましいかどうかについては、国の法制度や文化、個々の当事者の意向によって様々である。JCAA仲裁規則においては、いずれの場合においても対応できるように、仲裁手続中に当事者双方の意向に基づき調停（話し合い）を開始することを想定した特別な規定が置かれているので、より安心して調停を利用することができる。

VI. 調停制度

調停とは、調停人による調停手続を通じて「和解」の成立を目指す手続である。感覚的には「話し合いによる解決」である。

事前の仲裁合意が必要な仲裁とは異なり、調停は契約段階で「合意がある場合」にも「ない場合」にも開始可能である。「ない場合」には相手方に受諾確認を行ったうえで、調停人を選任し調停手続に入ることができる。

JCAAは「商事調停規則」を定めており、調停人の選任が効力を生じた日から3ヶ月を期限として解決を目指している。このため、非常に迅速な解決が得られる。また、JCAAは200名の調停人候補（うち約3分の2は外国人）を準備しており、調停人が選任されたケース（2023年終結分まで）の和解成立率は76%に達している。

もっとも、「和解が成立しても、それが後に反故にされないか」という懸念が生じ得る。この点、調停においても当事者間に「民事執行可能である

備考5：日本国内で大規模な調停が行われた例

裁判所による民事調停以外の「調停」が日本で用いられた例として、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者賠償に関する仕組みが挙げられる。

この場合、新法である原子力損害賠償支援機構法に基づき、国が東京電力を資金的に支援し、東京電力が賠償を行う制度が設けられた。これまでに300万件以上、総額11兆円を超える賠償が実施されている。

具体的な制度の枠組みは以下のとおりである。

国と電力会社が新設された賠償機構を通じて、東京電力の賠償資金を準備する。原子力損害賠償紛争審査会（国の審議会であり、民

法学者を中心に構成）が賠償の指針を提示し、ケースごとの賠償額を明示する。東京電力はこの指針に従い、迅速に賠償を行う。東京電力は長期にわたり、賠償資金相当額を国に納付する仕組みとなっている。

この制度のもと、被災者が賠償金額に不満を有する場合には、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続、すなわち調停を利用することができる。この調停手続には全国の弁護士が協力しており、これまでに3万件以上の申立てがなされ、その約8割が和解成立に至っている。これは世界的にも例を見ない大規模な調停制度である。なお、それでも解決に至らない場合には、最終的に裁判による救済を受ける道が開かれている。

付言すると、筆者自身は上記の新法策定に携わった担当者であった。

VII. 最後に

仲裁は、国際ビジネスにおける紛争処理に際して、外国においても執行可能な実効性を有する仕組みであること、そして、あらゆる取引において自らを守る盾となり得る制度であることを理解いただければ幸甚である。

備考6：日本政府としての取組みの紹介

仲裁は、各国の裁判所による解決ではなく、当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る手続、要は「民間の紛争解決」であるが、日本政府もその活性化に力を入れている。特に、法務省と経産省を中心に、国際仲裁の活性化の検討が大変精力的に行われている。具体的な取組み例は、次のとおり。

◎国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（平成29年より）。成果物として、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）」。その後も、連絡会議幹事会を継続。

◎我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会（座長・一橋大学山本和彦教授）。成果物として、「研究会報告書」（令和6年1月）。

また、制度的には、令和2年に、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備の観点から、外国弁護士制度が改正されている。具体的には、「外国人弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」で、国際仲裁代理の範囲拡大（国際調停代理の規定新設も）が行われた。当事者全部が日本国内に本店等がある場合でも、当事者や準拠法等について外国との一定の関連性がある場合には「国際仲裁事件」と扱うこととし、その代理を可能としている。関連性の具体的な中身は法令に規定されているが、たとえば、一方が外国企業の子会社（外国企業の出資比率50%超）の場合などである。同時に、職務要件の緩和や、弁護士と外国法事務弁護士の共同法人制度の導入も行われた。

さらに、仲裁法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行した。改正法は、主としてUNCITRAL（国連商取引法委員会）仲裁モデル法の2006年改正へ対応することを目的としたものであるが、さらに、日本の仲裁活性化のための特徴的な規定を含んでいる。具体的には、以下のとおりである。

◎暫定保全措置の執行力：仲裁判断までの間に権利・証拠を保全するための仲裁廷の命令（暫定保全措置命令）に基づく裁判所での強制執行が可能になった。

◎日本語添付不要：仲裁判断に基づき強制執行を申し立てるために必要な裁判所の手続において、裁判所が相当と認めるときに、仲裁判断書の翻訳文（日本語）の添付が不要になった。

◎東京地裁・大阪地裁の裁判管轄：仲裁法に基づき裁判所に申し立てる手続について、申立人の選択に応じて東京地裁・大阪地裁にも申し立てることが可能になった。

備考7：日本商事仲裁協会（JCAA）の設立経緯

当協会（JCAA）は、1953年（昭和28年）に設立された。設立の経緯は、1953年の社団法人国際商事仲裁協会設立趣意書によれば、概略以下のとおりである（言葉遣いの一部は当時の表現を用いている）。

「1950年3月、日本商工会議所内に、我が国で初めての国際商事紛争の全国的仲裁機関として、国際商事仲裁委員会が設置された。

委員会は、貿易クレームの敏速公平な解決の機能を遂行し、我が国貿易発展のため少ながらぬ寄与をしてきた。

1952年7月の我が国の独立とともに、委員会の対外活動の分野は拡大し、また同年9月には米国仲裁協会との間に日米仲裁協定を締結した。

次に、我が国は平和条約付属宣言書に基づき、1927年ジュネーブにおいて調印された「外国で為された仲裁裁定の執行に関する条約」に加盟し、同年10月11日に発効を見るに至った。その結果、我が国でなされた仲裁裁定は凡ての加盟国において強制執行力を持つこととなった。

さらに、過般調印の日米通商航海条約の発効の暁には、我が国の仲裁裁定は米国においても強制執行力を持つこととなる。

貿易クレームの予防及びその敏速公平な解決が、国際信用の維持向上、貿易の友好的増

進に極めて重要であり、仲裁制度がこれに最も適当な制度であることは、欧米諸国において既に認められているところである。

我が国が貿易の拡大をもって経済自立を達成しようとする際、仲裁制度の普及を図ることは刻下的急務である。

以上のような内外の諸情勢に対応して、委員会は急速にその内容を拡充するとともに、その組織機構を一層明確ならしめることが必要である。

については、この際国際商事仲裁委員会は従来の会員をそのまま継承して、公益法人たる社団法人に改組したいと存する次第である。」

設立趣意書からは、第二次大戦後の日本の独立に伴い、国際社会の一員として、国際貿易の拡大によって経済自立・発展を図ろうとする当時の経済人の決意が感じ取れる。

1953年に国際商事仲裁委員会から発展改組された社団法人国際商事仲裁協会は、2003年に名称を社団法人日本商事仲裁協会に改称し、2009年には公益法人制度改革に対応して一般社団法人に移行している。

また、1973年にはATA条約（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約）に基づき、ATAカルネの発給及び保証業務を日本商工会議所からの包括業務として開始している。



国際民事執行・保全法裁判例研究(51)

仲裁法施行前に締結された個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意の有効性
東京地裁令和6年2月26日判決(LEX/DB 25620317)

早稲田大学法学学術院教授
渡部美由紀 Miyuki Watanabe

【事案の概要】

本件は、米国イリノイ州に本社を置く国際旅客事業を営む航空会社であるYにおいて客室乗務員として勤務をしていたXらが、Yが行った整理解雇は無効である等と主張し、Yに対して、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認と、雇用契約に基づく賃金および遅延損害金の支払いを求めて、東京地裁に訴え（以下「本件訴え」という）を提起した事案である。

Xらは、遅くとも平成15年までに、雇用条件等に関する合意書またはこれと同内容の契約書（以下、これらを併せて「本件合意書」という）に署名するか、Yから成田ベースに再指定を受けた際に、再指定レター（以下「本件再指定レター」という）に署名した。本件合意書には、Xらの雇用条件は、適用ある米国法に排他的に準拠する旨の条項（以下「本件準拠法条項」という）のほか、Xらは、Yの客室乗務員としてP2組合（米国法に基づいてYの客室乗務員の唯一の代表となることが認定されている労働団体〔以下「P2」という〕）が代表する労働者群に含まれ、Xらの雇用条件は、YとP2との間の労働協約（以下「P2協定」という）に規定されこれに準拠する旨の条項、「Xらの雇用条件に何らかの意味で関連する全ての請求、不服、訴因、紛争及び訴訟はP2・ユニティッドの不服申立手続及び労使関係調整委員会の管轄（この管轄は米国鉄道労働法及びP2協定が規定する強制管轄である）…に専属的に帰属する」旨の紛

争解決条項（以下、記載部分を「本件紛争解決条項【1】部分」という）が含まれており、本件再指定レターにも同様の条項が置かれていた。

Yは、新型コロナウイルス感染症による航空需要の減少を理由として、成田ベース等を閉鎖することとし、閉鎖する成田ベースに指定されていたXらに対し、XらとYとの間の雇用契約が令和2年10月1日付をもって解消される旨通知した。そこで、Xらは本件訴えを提起し、これに対して、Yは、本件紛争解決条項【1】部分が本件解雇に関する紛争についての仲裁合意に該当するとして、仲裁法14条1項により本件訴えの却下を主張した。

【判旨】

訴え却下

1 爭点（1）ア（仲裁合意の成否及び効力について）

（1）準拠法

「仲裁は、当事者がその間の紛争の解決を第三者である仲裁人の仲裁判断に委ねることを合意し、当該合意に基づいて、仲裁判断に当事者が拘束されることにより、訴訟によることなく紛争を解決する手続であるところ、このような当事者間の合意を基礎とする紛争解決手段としての仲裁の本質に鑑みれば、仲裁契約の成立及び効力については、法の適用に関する通則法7条により、第1次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものと解するのが相当である。そして、

仲裁契約中で右準拠法について明示の合意がされていない場合であっても、仲裁地に関する合意の有無やその内容、主たる契約の内容その他諸般の事情に照らし、当事者による默示の準拠法があると認められるときには、これに拠るべきである…。

本件は、Xらの雇用条件が米国法にのみ準拠する旨明示的に定められている（本件準拠法条項）から、本件合意書又は本件再指定レターの一部として認められている本件紛争解決条項【1】部分が仲裁合意に該当するか及びその有効性についても米国法に準拠して判断するのが相当である。」

（2）仲裁合意の成否及び効力

「…P2協定の内容からすると、Xら及びYは紛争の解決を米国鉄道労働法の規定に従って設けられた第三者である本委員会に委ねる旨合意したものであるから、本件紛争解決条項【1】部分によって米国法上有効な仲裁合意が成立していると解すべきである。また当該合意は、将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の解決を、2人以上からなる本委員会に委ね、かつその判断に服する旨合意するものであるから、仲裁法2条1項の仲裁合意に該当するものといえる。」本件訴えの対象となる紛争はP2協定の解釈又は適用に関する紛争に該当するといえるから、有効な仲裁合意の対象となる紛争といえる。

（3）Xらの主張に対する検討

仲裁付託の意思もなく意思の合致がない、Xらは専ら米国発着便に乗務していなかったため、米国鉄道労働法及びP2協定の適用を受けないから、それらが適用されることを前提とする仲裁合意は成立していない、本件は、本件紛争解決条項【1】部分の対象に含まれない等とするXらの主張は採用できない。

「Xらは、米国において仲裁手続を行うことができず、米国での手続はXらの訴権を実質的に剥奪するものであるから、本件紛争解決条項は無効である…旨主張する」が、「客室乗務員個人が本委員会に対して仲裁を申し立てることはできる…から、Xらは本委員会に仲裁の申立てをすることができるといえる」ため採用できない。

「Xらは、…Yの圧倒的な交渉力が認められるか

ら本件紛争解決条項が無効である旨主張する」が、「本件紛争解決条項は、米国鉄道労働法によって設置が義務付けられた労使関係調整委員会による仲裁手続によることを定めるものであって、Xらが主張する事情を踏まえても、Yに圧倒的交渉力が認められることにより無効になるものとは認められ」ない。

「Xらは、【1】米国在留資格を有しておらず経済的苦境にあるなどの弱者であるXらを保護する必要性が強く認められること、【2】仲裁人はYとP2により選任されXらが選任するものではないこと…等からすれば、仲裁合意は公序に反し無効であると主張する」が、「【1】については、Yは、…本委員会における口頭審理への出席について、Xらの負担を軽減するために、航空券の手配を含む合理的な対応する用意がある旨を表明し、また本委員会においてはオンライン会議による審理をする例もあることに照らしても…、本件紛争解決条項を無効とする事情とはいえない。【2】については、会社と労働組合が相互に仲裁人を選任する手続は一般的なものと認められる上、排他的交渉代表たるP2は、…単位内の全ての被用者に対し公正代表義務を負っており…、また選任された個々の仲裁人も公平に裁定することが義務付けられていると解されていること…からして、…Xらの主張は採用できない。」

「また、Xらは仲裁合意が仲裁法施行前に成立していたとしても、…仲裁法附則4条等の趣旨からすれば、仲裁合意が無効になる旨主張する。しかしながら、同条の趣旨は、当事者間の情報の質及び量の格差等を踏まえて労働者保護のために同法施行後に成立した仲裁合意について当分の間無効とする一方、何らの効力の制限もないとして施行前に仲裁合意を締結した当事者に対する効力を遡及的に制限することは妥当ではないためにその範囲を限定したものと解されるから、同条の趣旨に照らしても、仲裁法施行前に成立した仲裁合意…は有効である。」

2 爭点（1）イ（仲裁法附則4条適用の有無）について

「…本件紛争解決条項【1】部分を含む本件合意

書又は本件再指定レターは、遅くとも平成15年までに締結されているところ、仲裁法の施行日は平成16年3月1日であるから、…同附則4条は、本件においては適用されない。」

【評釈】

I. 本判決の意義

仲裁は、紛争当事者が、仲裁合意により紛争の解決を仲裁人に委ね、その判断を最終的なものとしてこれに服する手続である。仲裁合意は妨訴抗弁（仲裁法〔以下、同法の条文につき法令名を省略〕14条1項）として、国家裁判所の審判権を排除するという重大な効果を有する。そのため、現行仲裁法は、労働者保護の観点から当分の間将来の個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意を無効とする（仲裁法附則〔以下「附則」という〕4条）。

本判決は、国際雇用契約関係について、仲裁法施行前に締結された個別労働紛争を対象とする仲裁合意の有効性が問題となった数少ない事例のひとつであり、当該紛争を対象とする仲裁合意の存在を理由に訴えを却下したものとして注目される。本件紛争解決条項【1】部分の仲裁合意該当性のほか、仲裁合意の有効性につき、附則4条の適用の可否、公序違反の有無やその判断要素等様々な論点を含む。

II. 仲裁合意の存在と妨訴抗弁

仲裁合意を妨訴抗弁とする14条1項は、仲裁合意の準拠法や仲裁地の如何にかかわらず適用される（3条2項）。もっとも、仲裁判断の取消し・執行の局面における仲裁合意の準拠法とは異なり、妨訴抗弁審査の局面における仲裁合意の準拠法についての規定はなく解釈に委ねられている。これについて、最判平成9年9月4日民集51巻8号3657頁は、

国際仲裁契約の成立および効力につき、法例7条により、第1次的には当事者の意思に従いその準拠法が認められるべきものとし、明示の合意がない場合には、仲裁地に関する合意の有無やその内容、主たる契約の内容その他諸般の事情から默示の準拠法の合意があると認められるときにはこれによるべきものとした上で、「当事者の申立てにより仲裁に付されるべき紛争の範囲と当事者の一方が訴訟を提起した場合に相手方が仲裁契約の存在を理由として妨訴抗弁を提出することができる紛争の範囲とは表裏一体の関係に立つべきものである」とする。以後、妨訴抗弁の局面において、法例7条またはそれを受け継ぐ通則法7条により仲裁合意の成立および効力の準拠法を定めることは判例法理として確立しているとされる¹⁾。仲裁法下の解釈論において学説は分かれるが、44条1項2号・45条2項2号の類推適用による見解も有力であり²⁾、このような規律は通則法の規律（通則法7条・8条1項）とも実質的に整合的であることが指摘されている³⁾。

III. 個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意

1. 附則4条の趣旨・内容

「公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律」（旧民事訴訟法第8編、明治23年法律第29号）には、附則4条に相当する規定は存在しない。同条は、「仲裁合意は、その対象となる紛争について訴訟による解決ができなくなるという重大な効果を持つが、我が国において、仲裁の意義を理解している労働者は極めて少ない。特に、将来生じる紛争についての仲裁合意については、紛争発生前に労働者が仲裁の意義を十分に理解したうえでその解決手段として仲裁を選択することは稀であり、仮に、労働者が仲裁の意義を理解したとしても労使間の著しい経済的格差から、労働者が、仲裁合意

1) 竹下啓介「判批」JCAジャーナル71巻3号（2024年）14頁、高杉直「判批」新判例解説Watch11号（2012年）340頁。

2) 中野俊一郎『国際仲裁と国際私法』（2023年）20頁以下、嶋拓哉「判批」ジュリスト1444号（2012年）138頁等。この問題に関する仲裁法施行後の裁判例として、東京高判平成22年12月21日判時2112号36頁。

3) 山本和彦=山田文『ADR仲裁法〔第2版〕』（2015年）378頁。

の内容の変更のための交渉をしたり、就労を断念したりすることは期待できない」ことから、当分の間、仲裁法の施行後に成立した仲裁合意で、将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とするものを無効とする旨規定する⁴⁾。個別労働関係紛争とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争と解される⁵⁾。新法施行前に締結された仲裁合意については、将来生じる紛争を対象とするものであっても、当事者は何らの効力の制限がないものとして締結しており、遡及的に効力を制限することは妥当ではないと考えられるため、附則4条の対象にはされていない⁶⁾。

2. 仲裁法施行前に締結された個別労働紛争を対象とする仲裁合意の有効性に関する裁判例

（1）東京地判平成16年1月26日労判868号90頁（以下「裁判例①」という）

カリフォルニア州に居住し、同州に本拠を置くY会社と米国において雇用契約を締結していたXが、Yによる解雇が不法行為に当たるとして損害賠償等を求めて東京地裁に訴えを提起した事案である。本件雇用契約中には、その終了等についての紛争はカリフォルニア州サンタクララ郡においてアメリカ仲裁協会によって行われる仲裁により解決する旨の合意があり、Xは、カリフォルニア州法に照らして当該仲裁合意を有効とすることは、附則4条の趣旨に反するなどの理由で日本の公序に反する（法例33条、通則法42条）と主張した。これに対して、裁判所は、本件仲裁条項の有効性について判断した上で、「同条〔附則4条〕の趣旨は、同法施行時における労働者と使用者との間の情報量や交渉力の格差及び仲裁が紛争解決手続として浸透していない我が国の現状をふまえ

て、労働者保護のため、我が国において同法施行後に成立した仲裁合意について当分の間無効としたものであるから、仲裁合意が紛争解決手段として社会的に浸透した米国において同法施行前に成立した本件仲裁条項を有効とすることが、同条項の趣旨に反するということはない」として、Xの訴えを却下した。

（2）東京地判平成23年2月15日判タ1350号189頁（以下「裁判例②」という）

米国ジョージア州アトランタに主たる営業所を有するデラウェア州法人Y社とジョージア州法に準拠する雇用契約を締結し日本支店のディレクターとなったX（米国人）が、解雇無効を主張し、Yに対し、雇用契約上の地位確認と賃金の支払いを求めて東京地裁に訴えを提起した事案である。平成19年9月に締結された雇用契約には、その終了等についての紛争は、アメリカ仲裁協会規則に従い、ジョージア州アトランタでの仲裁で解決する旨の仲裁合意があったため、Yがこれを援用して訴えの却下を求めたところ、Xは、当該仲裁合意は、日本の公序良俗に反するか、附則4条の下では無効であると主張した。これに対して、Yは、附則4条は、仲裁地が日本である場合について適用される規定と解すべきこと、米国で出生して教育を受け、米国内の大学を卒業したXが米国社会において広く浸透している仲裁制度に疎いということはあり得ないこと等を主張した。

裁判所は、当該仲裁合意は、仲裁法の施行前の平成15年3月当時、すでに成立したというべきであるから、附則4条は適用されないものと解されるとし、また、「仲裁法附則4条の趣旨は、同法施行時における労働者と使用者との間の情報量や交渉力の格差及び仲裁が紛争解決手続として浸透していないわが国の現状を踏まえて、労働者保護の

4) 近藤昌昭ほか『仲裁法コメント』（2003年）315頁。経緯及び審議過程について、三木浩一＝山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』（2006年）423頁以下。これに対して、高橋宏司「涉外的な個別労働関係紛争の仲裁適格（仲裁可能性）および仲裁合意の有効性～準拠法決定と仲裁法附則4条適用のプロセスに関する考察」JCAジャーナル59巻12号（2012年）10頁は、「同条があるために個別労働関係紛争の仲裁が行われず、そのために仲裁に対する信頼が醸成されないという悪循環に陥るおそれがある」と指摘する。

5) 東京地判令和4年10月20日LEX/DB25594894は、附則4条の個別労働関係紛争性を否定して14条1項により訴えを却下する。

6) 近藤ほか・前掲注4) 316頁。

ため、わが国において同法施行後に成立した仲裁合意について、当分の間無効としたものと考えられる。そうすると、仲裁地や手続をすべて米国のもとのする本件仲裁合意に、同条は適用されないものと解される。したがって、本件仲裁合意は、「同条により無効とはならないと認めるのが相当である」と述べ、Xが米国人であることや、収入面、米国での弁護士委任の可能性等の具体的な事情をあげて、Xの公序良俗違反の主張を排斥し、訴えを却下した。

V. 検討

1. 仲裁合意の該当性とその有効性

本判決は、本件準拠法条項から、本件紛争解決条項【1】部分の仲裁合意該当性とその有効性について米国法に準拠して判断する。米国法における仲裁合意成立について簡単に検討しているが、2条1項の仲裁合意該当性も肯定しており、実質的には法廷地法である日本法を考慮する点が目を惹く⁷⁾。もっとも、本件紛争解決条項【1】部分を仲裁合意とみなした結論については、特に争いはないと思われる⁸⁾。

また、本判決が、本件の仲裁合意締結が仲裁法施行前であることを理由に附則4条の適用を否定する点についても、同条の文言およびその経緯からして特に問題はなく⁹⁾、同条の趣旨の捉え方は、従前の裁判例を踏襲したものといえる。附則の適用により仲裁合意が無効とならない場合でも、日本の公序判断により仲裁合意の有効性は否定され

うるところ、本判決では公序が何を指すか明確ではないが、設置が義務付けられた労使関係調整委員会による仲裁手続が指定されており、Yに圧倒的交渉力が認められることにより仲裁合意が無効となるものではない点、客室乗務員個人も仲裁申立てが可能である点、口頭審理への出席につき航空券手配を含む合理的対応の用意やオンライン会議の可能性など、当該手続を用いるXらの負担がYにより軽減されている点等の事情から仲裁合意の有効性が肯定される¹⁰⁾。当事者の公平の観点から具体的な諸事情を総合考慮する点で裁判例②と共にるものであり¹¹⁾、このような結論は支持しうる。

2. 附則4条の趣旨とその適用

附則4条の趣旨である「労働者保護」の程度には解釈の幅があり、仲裁法施行後の仲裁合意についての附則4条の適用については様々な見解がある。これに関して、裁判例①は、「仲裁合意が紛争解決手段として社会的に浸透した米国において」仲裁条項を有効としても趣旨には反しないとし、裁判例②は、仲裁地や手続をすべて米国のもとのする本件仲裁合意に附則4条は適用されないものとしており、硬直的に労働領域における仲裁合意をすべて公序違反と評価してはいない¹²⁾。これらは日本に仲裁地がない場合には附則4条の適用を否定する余地を認める方向であったとも解されるが¹³⁾、本判決はこの点について特に触れていない。

附則4条を13条1項の特則と位置付け、これは3条1項により仲裁地が日本国内にある場合に適用され

7) 横溝大「批判」ジュリ1604号(2024年)140頁、中村知里「判批」有斐閣Onlineローランド(2025年)(L2502006)¶017～019参照。

8) 名古屋地判平成17年9月7日判タ1205号273頁は、仲裁法施行前に締結された仲裁合意につき、附則3条2項の趣旨に照らし、仲裁合意を適用することが信義則に反するとの主張を否定する。

9) 横溝・前掲注7) 141-142頁、中村・前掲注7) ¶014参照。

10) 横溝・前掲注7) 142頁は、具体的な考慮要素として、原告の負担、被告の応訴負担、労務提供地のほか指定された仲裁手続の特性をあげる。中村・前掲注7) ¶022も参照。

11) 東京地判令和6年1月22日LEX/DB25620484は、本件とほぼ同一の事案で、原告の英語力と、被告が仲裁期日の開催場所について真摯かつ合理的に対応する用意がある旨を表明していることから、公序良俗違反の主張を排斥する。

12) 藤原淳美「外国企業との間の雇用契約と個別労働仲裁—インターワープン・インク事件・東京地判平成16.1.26労判868号90頁を素材として—」季刊労働法220号(2008年)125頁。

13) 後掲注14) 裁判例②の〔解説〕参照。これに対して、高橋・前掲注4) 11頁、同「判批」ジュリ1450号(2013年)130頁は、裁判例②は附則4条の適用のあり方を検討したものではないとする。

ると解すると、附則4条は、仲裁地が日本にある場合にのみ適用されることになる¹⁴⁾。この立場では、仲裁地が外国にあってその外国の法律が十分な弱者保護をしていない場合の対応が問題となり得るが、日本の公序により附則4条が介入する余地を認めることで対処される¹⁵⁾。これは、従前の裁判例が公序判断において具体的的事案に即して労働者保護を考慮してきたことと軌を一にすると思われる。他方、附則4条の適用は仲裁地が日本国内にある場合に限定されないとする見解も多い。附則の立法趣旨から、仲裁地にかかわらず、附則の内容を活かすことを示唆するもの¹⁶⁾、通則法12条が労働契約について特別の労働者保護の規律を有している点（民事訴訟法3条の4も参照）から、仲裁合意についてもこれらの規律を類推適用すべきとし、労働者は労働契約の最密接関連地法（原則として労務提供地法）の中の強行規定の適用を求める権利を保持し、日本が最密接関係地である場合には、労働者は仲裁合意の無効を主張しうるとす

るもの¹⁷⁾、労働者の裁判所へのアクセス確保という法政策を実現するため、労働者の労務提供地が日本国内にある場合には常に適用されると解すべきというもの¹⁸⁾、管轄合意における個別労働関係紛争に関する特則（民事訴訟法3条の7第6項）との整合性から、少なくとも日本の裁判所で仲裁合意による妨訴抗弁の可否が問題となる場合には、附則4条を強行的適用法規とみなし、労働者が援用する場合を除き、仲裁合意の準拠法如何にかかわらず常に適用されるとするもの¹⁹⁾等が主張されている。

附則4条は暫定的なものであり、将来的に見直しがされるものと思われるが、労働者保護の趣旨からは、少なくとも労働者が援用する場合に仲裁合意を無効にする必要はなく、一律無効とする規律は再考の余地がある。同様の趣旨を持つ他の法規との整合性をとりつつ、労働仲裁に関する国内外の状況を踏まえて検討する必要があろう²⁰⁾。



14) 三木=山本編・前掲注4) 132頁〔中野発言〕、135頁〔近藤昌昭発言〕、中野・前掲注2) 33頁、山川隆一「個別労働紛争と仲裁手続」小島武司=高桑昭編『注釈と論点仲裁法』(2007年) 305頁。裁判例②につき、判タ1350号190頁の〔解説〕は、「仲裁合意の成立時期だけでなく、『仲裁法13条1項、3条1項により、同法附則4条は仲裁地が日本である場合にしか適用されないことを理由として、その適用を否定したものであり、その点に紹介する意義がある』とする。

15) 中野・前掲注2) 33頁。これに対して、藤下健「仲裁法附則四条の涉外的労働紛争への適用について」判時2192号(2013年) 5頁。

16) 出井直樹=宮岡孝之『Q&A新仲裁法解説』(2004年) 19-20頁。道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点(6)」NBL875号(2008年) 49頁は、附則4条の趣旨から日本を労務提供地とする個別紛争を対象としているとし、同50頁注(13)は、裁判例①につき、仲裁法施行後、日本を労務供給地とする雇用契約中の同様の仲裁条項については妥当しないことを示唆する。

17) 山本=山田・前掲注3) 380-381頁、藤下・前掲注15) 5-6頁。高橋・前掲注4) 15-16頁は、さらに附則4条は仲裁適格に関する規定でもあり、受訴地が日本であり労務提供地である場合、同条により仲裁適格が否定されるとする。なお、労務提供地が複数の法域にまたがる場合について、東京地判令和5年3月27日労判1287号17頁参照。

18) 中村達也『仲裁法の論点』(2017年) 419頁、同「判例から見る仲裁法(10) 仲裁合意と労働者の保護」JCAジャーナル52巻10号(2005年) 17頁。

19) 横溝・前掲注7) 142頁。

20) 三木=山本・前掲注4) 424-425頁参照。藤原・前掲注12) 126頁注20) は附則4条の削除と労働仲裁の承認可能性を示唆する。

海外紛争解決トレンド(57)

スペインにおけるM&A後の仲裁：法的状況及び実務的知見

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 (Pérez-Llorcaから出向) シニア・アソシエイト(スペイン)

ホセ ルイス デ ラ フエンテ José Luis de la Fuente

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー弁護士
赤川 圭 Kei Akagawa (監修)

Pérez-Llorca アソシエイト(スペイン)

ロランド イグナシオ セイハス Rolando Ignacio Seijas

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 アソシエイト弁護士
佐藤誠高 Masataka Sato (監修)

I. 本記事の範囲及び目的

本記事では、スペインにおけるM&A後の仲裁紛争を包括的に概説し、実務家、インハウス・カウンセル、及び取引アドバイザー向けに法的・実務的なガイダンスを提供する。M&A取引におけるクロージング後の紛争解決手段として仲裁が好まれるようになった理由に焦点を当て、さらにスペインが仲裁地としてますます魅力的となっている法的・制度的・専門的要因を説明する。読者は、取引実務における主な紛争発生要因、仲裁条項の戦略的価値、及びスペインにおける仲裁手続を作成する管轄に関する考慮事項について明確に理解することができる。

本論稿は、仲裁の法的枠組みや国際的地位など、スペインにおける仲裁の一般的概要から始まり、続いてM&A後の紛争を生じさせる一般的な契約条項を分析する。最後のセクションでは、地域裁判所の役割、専門家による決定の利用、及び紛争解決の戦略に影響を与える最近の法改正など、仲裁地としてスペインを選択する際の手続的な側面及び管轄に関する側面を扱う。

II. スペインにおける仲裁：一般的概要

スペインにおける仲裁は、完全に発展し、成熟しており、洗練された企業にとって紛争を解決するための主要な手段となっている。スペインの仲裁は、確固たる法的地位を有している。この地位の基盤となっているのは、紛争の仲裁への当事者のコミットメント及び仲裁判断の執行を保証・保護するスペインの仲裁法である¹⁾。スペインの仲裁法は、国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル法と整合している。またスペインは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という）や国際商事仲裁に関する欧州条約などの国際仲裁条約にも加盟している²⁾。したがって、法律については、国際基準を考慮した形で一貫した解釈がなされている。

さらに、憲法裁判所は、紛争解決における憲法の枠組みの中での仲裁の役割を繰り返し指摘し、仲裁判断取消訴訟の審理においては最小限の介入の姿勢を取っている。同裁判所は、最低限の適正手続保障が侵害された場合にのみ、公益の観点から仲裁判断を取り消すことができるとしている。同裁判所はまた、下級裁判所が仲裁人の判断理由を検討できる状況について極めて制限的なアプローチを採用している³⁾。これにより仲裁の安定

1) 2003年12月23日付法第60/2003仲裁法を参照。

2) 1958年6月10日付のニューヨーク条約外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約並びに1961年4月21日付の国際商事仲裁に関する欧州条約を参照。

性が強化されている。したがって、ICC紛争解決2024年統計（以下「ICC2024年統計」という）によると、マドリードは現在、国際仲裁地として、パリ、ジュネーブ、そして欧洲で首位に位置しているロンドンと並んで、当事者にとって最も有力な選択肢のひとつとなっている⁴⁾。

スペインの仲裁機関が法的観点から見て堅固であるだけでなく、スペインには活発な仲裁実務家のコミュニティが存在する。マドリード及びバルセロナには一流法律事務所が拠点を置き、その実務家は、主要な国際紛争においてカウンセル及び仲裁人として頻繁に活動している。ICC2024年統計によると、昨年は70人のスペイン国籍者が仲裁人として認定され、スペインは世界の仲裁分野で最も代表的な国家のひとつとなっている⁵⁾。

スペインには複数の国内仲裁機関が存在し、の中でも主要なものとしては、いずれもマドリードに所在する民事商事仲裁裁判所及びスペイン仲裁裁判所が挙げられる。近年、マドリードを国際仲裁の拠点とするべく、2020年にマドリード国際仲裁センター及びイベロアメリカ仲裁センター（これは、CIAM-CIARとして知られる単一の機関である）が設立された。

統計は、スペインにおける仲裁の顕著な役割を浮き彫りにしている。ICCの2024年報告書によると、スペインは、ICCの手続に関与した国内企業数でヨーロッパ首位、そして世界では第2位に位置している。2024年には、合計137のスペイン国

籍の当事者がICCケースの当事者となった⁶⁾。

近年の経済発展により、スペインは、国際的な投資取引先としての地位を強化している。金融危機の余波以降、外国投資は着実に増加してきており、アジア諸国の中では日本の投資家がトップを占めている⁷⁾。2024年は、エネルギー分野、不動産分野、及び通信分野が外国投資の最大の受入先となった⁸⁾。

当然のことながら、これによりスペインが関与するM&A取引が著しく増加し、国際仲裁が主要な紛争解決手段として台頭している。柔軟性、専門性のある判断権者、そして少なくとも従来の裁判所と比較してより迅速なプロセスを提供するという仲裁の利点は、広く認められている。国内最大級の法律事務所のひとつが実施した非公式調査によると、2023年及び2024年のM&A取引の少なくとも4分の1に仲裁条項が含まれていた⁹⁾。学術機関が過去に実施した調査によると、取引にプライベート・エクイティ・ファンドが関与している場合には、契約の80%で仲裁が選択されている¹⁰⁾。

III. スペインにおけるM&A後の紛争の契約上の要因

スペインでは、他の先進的な法域と同様に、M&A後の仲裁紛争は広範囲に分散しているものではなく、(1) 表明保証（以下「R&W」という）及びそれに関連する補償制度、(2) 買収価格調整

3) スペイン憲法裁判所判決2021年2月15日付判決番号第17/2021 (Rec. 3956/2018、RTC/2021/17) 及びスペイン憲法裁判所判決2021年12月2日付判決番号第921/2022 (Rec. 921/2022、JUR/2024/480J336) を参照。

4) ICC紛争解決2024年統計29頁。

5) ICC紛争解決2024年統計26頁。

6) ICCの手続に参加した当事者数でスペインを上回ったのはブラジル（156）のみであった。ICC紛争解決2024年統計7頁を参照。

7) 産業・商業・観光省（2025年）「国際直接投資フロー」『2024年年次報告書』オンラインで入手可能：<https://comercio.gob.es>（最終アクセス日：2025年8月14日）8-9頁。

8) 産業・商業・観光省（2025年）「国際直接投資フロー」『2024年年次報告書』オンラインで入手可能：<https://comercio.gob.es>（最終アクセス日：2025年8月14日）10頁。

9) Cuatrecasas『2024年のスペインにおけるM&Aの市場動向』、2025年3月4日、入手先：<https://www.cuatrecasas.com/es/spain/mercantil/art/m-a-market-trends-espana-2024>（最終アクセス日：2025年8月19日）。

10) IE Business School『スペインにおけるM&Aに関する研究』（2015年）、オンラインで入手可能：https://www.ie.edu/business/centros/Proyectos/Informe%20Estudio%20MA_definitivo%202024112015.pdf（最終アクセス日：2025年8月14日）。

メカニズム、及び(3)アーンアウト条項という3つの契約領域に一貫して集中している。これらの分野が、クロージング後の紛争の大半を占めていることからも、当事者が取引実務においてリスク配分や経済的期待の調整をどのように構築しているかが示されている¹¹⁾。

(1) 表明保証及び補償

R&W条項に関する紛争は、M&A後の仲裁において依然として最も頻繁に発生するもののひとつである。取引実務において、表明とは、対象会社及び／又は各当事者に関する過去又は既存の事実及び状況に関して、ある当事者から別の当事者に対して行われる事実の陳述である。これに対し保証とは、当該事実が真実であること、そして特定期間にわたり事実であり続けることを約束するものである¹²⁾。

これらの主張には通常、開示、重要性、知識に基づく限定(knowledge qualifiers)、又は責任制限の問題が含まれ、これらはクロージング後のリスク配分において頻繁に争点となる¹³⁾。他の多くの法域と同様に、スペインでも保証・補償(以下「W&I」という)保険の普及¹⁴⁾が進んでおり、契約上の補償及び保険の補償内容の間でリスクを移転させることで、より一層状況を複雑にしている¹⁵⁾。

(2) 買収価格調整

買収価格調整(以下「PPA」という)メカニズム、とりわけ運転資本、純負債、又は純資産価値に連動するものは、クロージング後の紛争のも

うひとつの主要な原因である。これらの調整はクロージング時決算に基づく取引において最も頻繁に見られる。このモデルでは、合意済みの会計原則に従い、取引完了後、通常は買収者によって決算書が作成される。買収契約で定められた水準と決算書における値を比較し、実際の数値がこれらの基準値から外れている場合、買収価格は上方又は下方に調整される。対照的に、ロックドボックス方式の取引では、具体的な過去の会計(通常は直近の入手可能な財務諸表)を参照して価格が固定され、参照先となるロックドボックス会計日からクロージングまでの期間における価値の流出を除いて、クロージング後の調整は行われない。

いずれのシステムも、最終的には譲渡時点における対象会社の真の財務状況を買収価格に反映させることを目的としている。経験的証拠によれば、これらの仕組みが実務で広く用いられていることが分かっている。米国では、クロージング時決算型が主流であり、90%以上の取引にPPA条項が含まれ、そのうち約85%は運転資本計算と連動している¹⁶⁾。スペインでは、クロージング時決算型が依然一般的であるものの、特にプライベート・エクイティ取引においてロックドボックス方式の契約がますます普及しており、現在では取引の大半を占めている¹⁷⁾。

紛争は通常、会計原則(GAAP対IFRS)の解釈、評価手法の選択、クロージング前後の財務諸表の一貫性、及び個別の貸借対照表項目の適切な分類を巡って発生する。会計処理のわずかな違いでも価格に大幅な変化をもたらすことがあり、PPA

11) RSM『M&A紛争の展望』(2024年)、オンラインで入手可能：<https://rsmus.com/insights/services/merger-acquisition/ma-disputes-outlook.html> (最終アクセス日：2025年8月19日)。スペイン市場の動向については、El aumento de litigios post-M&A marca una nueva normalidad en el mercado transaccional | Legal | Cinco Días を参照。

12) Lou R. Kling & Eileen T. Nugent、『企業・子会社・事業部門の交渉による買収』(第17版、Wolters Kluwer、2023年) 207～210頁。

13) Berkeley Research Group、『2025年M&A紛争報告書』(オンラインで入手可能：MA-Disputes-Report-2025_F.pdf (最終アクセス日：2025年8月19日))によると、世界中のクロージング後の紛争の約28%がR&W及び補償問題に関連している。

14) Cuatrecasas、『2024年のスペインにおけるM&Aの市場動向』。

15) AON、『2025年トランザクション・ソリューションズ・グローバル・クレーム調査』。

16) SRS Acquiom、『2024年M&A取引条件調査』19頁。

17) Cuatrecasas、『2024年のスペインにおけるM&Aの市場動向』12-14頁。

は請求が繰り返し発生する原因となる¹⁸⁾。

（3）アーンアウト条項

アーンアウト条項は、対象会社の将来の業績に関する条件付きで行われる延払いであると定義でき、クロージング後の紛争が頻発する原因としても浮上している。比較研究では、国際的なM&A取引の4分の1から3分の1で、少なくとも1つのアーンアウトの仕組みが取り入れられていると推定している¹⁹⁾。スペインでは、59%の取引で繰延対価が含まれており、そのうち89%がアーンアウトとして構成されていると報告されている²⁰⁾。

こうした条項は、当事者が将来の業績に関する事前期待と、事後的な判断及び財務成果を整合させる必要があるため、本質的に紛争を生じやすい。この分野の紛争は、財務諸表の操作、日和見主義的な経営判断、又はアーンアウト計算を規定する契約上の指標に関する意見の相違といった主張を巡って発生することが多い。

総じて、R&W及び補償、PPA、並びにアーンアウト条項に関する紛争には、契約解釈の問題と高度に専門的、財務的、会計的な判断が組み合わさっているという共通の特徴がある。この文脈における仲裁手続では、特に会計・財務報告、及びセクター固有の規制遵守において、複雑な事実分析と専門家の助言の相互作用がしばしば必要となる。当事者が専門的な取引知識を有する仲裁人及び専門家を専任できることを踏まえると、こうした専門的側面は、仲裁が討議の場として適していることを裏付けている²¹⁾。

IV. M&A取引において仲裁条項を組み込み、スペインを仲裁地として選定する際に留意すべき重要な点

これまで述べてきたとおり、スペインにおける仲裁は確固たる基盤を有している。しかし、スペインを仲裁地として選定する際に、実務家が認識しておくべきいくつかの特殊性がある。

スペインで仲裁地を選定する際、仲裁判断取消訴訟や、必要に応じて仲裁人の選任など、仲裁関連の事項について管轄権を有する単一の中央裁判所が存在しないことに留意することが極めて重要である。その代わりに、各自治団体（日本の都道府県のような地方政治団体）に高等裁判所がある。したがって、仲裁地の選択によって仲裁関連の訴訟を審理する裁判所が決定するため、仲裁地の選択は決定的に重要である²²⁾。実務上、マドリード、カタルーニャ、及びバスク地方には、商事仲裁紛争を扱う上で十分な経験と確固たる評判を有する裁判所があると考えられている。

しかし、これらの地域裁判所は、執行手続の管轄権を有しない。スペイン仲裁法によれば、仲裁地の第一審裁判所が、これらの事項を決定する権限を有する²³⁾。

さらに、外国の仲裁判断の場合には、利害関係者は執行前にまず仲裁判断の承認を得なければならないことに注目すべきである。このプロセスは、仲裁判断がニューヨーク条約に定められた最低要件を満たしているかどうかを確認することに限定される²⁴⁾。外国の仲裁判断を承認する管轄権は、被申立人が居住している、又は執行が求められている自治体の高等裁判所が有する。

M&A取引において、買収契約には通常、PPA及びアーンアウトに関する意見の相違を独立した

18) BRG、『2025年M&A紛争報告書』6-7頁。

19) EisnerAmper、『2025年M&A展望調査』9頁。

20) Cuatrecasas、『2024年のスペインにおけるM&Aの市場動向』9-10頁。

21) Clifford J. Hendel、「M&A紛争の仲裁」ICC編『国際仲裁及びM&A紛争』（Dossier XI、2016）42-45頁；金融機関と国際仲裁に関するICC委員会報告書（2016）9頁。

22) 2003年12月23日付法第60/2003仲裁法第8条。

23) 2003年12月23日付法第60/2003仲裁法第8条。

24) 2003年12月23日付法第60/2003仲裁法第8条及び第46条。

専門家に付託する条項が含まれる。専門家の役割は、最初に計算を行うことではなく、合意された会計原則又は評価手法の適用に関する当事者間の意見の相違を解決することであり、しばしば判断を下す者としての役割を果たす。実務上、専門家は通常、国際的な一流の監査法人又は会計事務所である。

スペイン民法には既に、販売取引の価格の決定は「特定の者の裁量に委ねることができる」とする条文が設けられている²⁵⁾。第三者の決定を仲裁判断と混同してはならない。スペイン法の下では、この決定は（限定的ではあるが）裁判官又は仲裁人による後の審理を妨げることはできない²⁶⁾。したがって、当事者がM&A取引に専門家判断に関する規定を盛り込んでも、これは仲裁条項に代わりとなるものではない。そのため、スペイン及び国際的慣行では、独立した専門家は、仲裁人としてではなくあくまで独立した専門家として行動し、その決定は契約に基づく仲裁裁判所の管轄権に取って代わるものではないことを買収契約に明記することが一般的である。

さらに、こうした条項が盛り込まれている場合、最も重要な法的効果は、裁判官又は仲裁人が独立

した専門家に与えられた権限を後から再検討することができるることである。例えば、仲裁人又は裁判官は、専門家が権限についての適切な説明を受けたかどうか、権限が契約に適合しているかどうか、専門家が権限に従っているかどうか、専門家が独立して行動したかどうかを審査することができる²⁷⁾。

もし裁判官又は仲裁人が、独立した専門家の決定が前述の基準を満たしていないと考える理由がある場合、裁判官又は仲裁人は、その決定を修正する権限を有する。また、裁判例によれば、裁判官又は仲裁人は独立した専門家の決定を本質的に代替することができる²⁸⁾。

また、最近のスペイン民事訴訟法の改正により、当事者が訴訟を開始する前に交渉又は調停を試みることが義務付けられた点にも留意する必要がある（これは仲裁には適用されない）²⁹⁾。かかる点を踏まえれば、M&A取引において仲裁が紛争解決手段として選択されていない場合、法廷における訴訟提起の受理可能性に関する問題を想定しなくてはならず、仲裁を選択する理由がまたひとつ増えた可能性がある。



25) 条文全文は次のとおり：「価格の決定が特定の者の裁量に委ねられる場合も、価格は確定したものとみなされる。また、当該者が価格を決定できないか、又は決定しない場合、別段の合意がない限り、契約は無効となる。」（スペイン民法第1447条）。

26) 最高裁判所判決2010年11月30日付判決番号765/2010 (Rec. 1275/2007 [RJ/2011/1162])、カタルーニャ高等裁判所判決2021年11月3日付判決番号52/2021 (Rec. 5/2021 [RJ/2021/5901]) を参照。

27) マドリード地方裁判所判決2009年12月23日付判決番号311/2009 (Rec. 108/2009 [AC/2010/87]) 及びカタルーニャ高等裁判所判決2021年11月3日付判決番号52/2021 (Rec. 5/2021 [RJ/2021/5901]) を参照。

28) マドリード地方裁判所判決2009年12月23日付判決番号311/2009 (Rec. 108/2009 [AC/2010/87]) を参照。

29) 2000年1月7日付法第1/2000民事訴訟法を参照。

仲裁人の公正性・独立性と弁護士の利益相反(下)

【現代商事紛争の諸相——実体法・手続法の両面から(11)】

専修大学法学部教授

小原将照 Masateru Ohara

監修 商事紛争研究会(中島弘雅=松嶋隆弘代表)

【目次】

- I. 問題の所在と本稿の目的
- II. 平成29年最決と一連の裁判所の判断
 - 1. 事案の概要
 - 2. 本件の争点と一審・抗告審の判断
 - 3. 平成29年最決の判断
 - 4. 差戻し抗告審
- III. 学説における議論の整理
 - 1. 仲裁法18条1項2号と4項
 - 2. 仲裁人の調査義務の有無と範囲
 - (以上、前号)
 - (以下、本号)
- IV. 仲裁人・弁護士の行動規範
 - 1. IBAガイドライン
 - 2. 弁護士法25条と弁護士職務基本規程
 - 3. 比較考察
- V. まとめ
 - 1. 仲裁人の公正性・独立性と弁護士の利益相反
 - 2. コンフリクト・チェック体制の整備
 - 3. 情報開示の必要性

IV. 仲裁人・弁護士の行動規範

1. IBAガイドライン

(1) IBAガイドラインの位置付け

上述したように、わが国の仲裁法は、モデル法に倣い、仲裁人の忌避事由および情報開示義務の対象事実について、IBAガイドラインが示している具体的な事実類型を掲げる主観的基準を採用せず、対象事實を抽象的に示す客觀的基準のみを採用している。しかしながら、仲裁人の忌避事由や情報開示義務の対象事実に関する実例が少なく、平成29年最決も理論上の意義は重要なものの、情報開示義務違反の当否の事例としては単なる一例でしかない。それゆえ、行為規範・評価規範として、学説上は、利益相反に関するIBAガイドラインを参考として示す見解が多い³⁶⁾。

(2) IBAガイドラインの具体的な内容³⁷⁾

IBAガイドラインは、利益相反の事例をレッド、オレンジ、グリーンの3種類のリストに分ける。
レッドリスト

レッドリストは、利益相反にあたる具体的な事実類型を示しており、これはさらに①放棄不可能なレッドリストと、②放棄可能なレッドリストに分かれている。①は、仲裁人の公正性又は独立性に正当な疑いが必然的に存在する場合とされる。

36) 平成29年最決の各評釈（前掲注13）参照。

37) 2024年5月25日、国際法曹協会理事会決議により採択された内容に基づく。邦語訳については、公益社団法人日本仲裁人協会による。なお、本文中の引用は、一部を抜粋したものである。

したがって、放棄不可能なレッドリストに記載されている状況のような場合には、仲裁人は、選任を辞退するか、活動の継続を拒絶するべきであるとされる。これに対して、②は、①に比べて、深刻とまでは言えないが重大な利益相反の状況を列挙したものとされる。この場合、その重大性に鑑み、オレンジリストに列挙されている状況とは異なり、当事者が利益相反の状況を承知した上でそのような者に仲裁人として活動して欲しい意向を明示的に表明した場合に限り、仲裁人としての選任を受諾し、または仲裁人としての活動を継続することができるとされる。

①は、何人も自分自身について裁くことはできないという大原則から導かれる状況を具体例として列挙している。

「1.1) 当事者と仲裁人とが同一である、又は仲裁人が仲裁において当事者である個人又は団体の代表者若しくは従業員である。

1.2) 仲裁人が、一方の当事者若しくは仲裁手続において下される仲裁判断に直接の経済的利益を有する団体の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である又はこれらに支配的な影響力を有している。

1.3) 仲裁人が、一方の当事者又は事件の結果について、重大な財務的又は個人的な利害関係を有している。

1.4) 仲裁人が、現在又は定期的に当事者又はその関係会社に対して助言しており、仲裁人又はその仲裁人の法律事務所若しくは使用者がそこから重大な財務上の収入を得ている。」

②は、2.1) 仲裁人と紛争との関係、2.2) 仲裁人の当該紛争への直接又は間接の利害関係、2.3) 仲裁人と当事者又は代理人との関係の3つに分けて具体例を挙げている。

「2.1.1) 仲裁人が、一方の当事者又はその関係会社に対して、当該紛争について法的な助言を行った、又は専門家証人としての意見を提供したことがある。

2.1.2) 仲裁人が、以前に当該事件に関わったことがある。

2.2.1) 仲裁人が、持分が公開されていない一方

の当事者又はその関係会社の持分を、直接又は間接に保有している。

2.2.2) 仲裁人の近親者が、紛争の結果に重大な経済的利害を有している。

2.3.1) 仲裁人が、現在又は定期的に一方の当事者若しくはその関係会社を代理している又はこれらに助言しているが、そこから重大な財務上の収入を得ていない。

2.3.2) 仲裁人が、現在、一方の当事者の代理人である弁護士若しくは法律事務所を代理している又はこれらに助言している。

2.3.3) 仲裁人が、一方の当事者の代理人と同じ法律事務所の弁護士である。

2.3.5) 仲裁人の法律事務所又はその使用者が、過去において当該事件に関与したが、その関与は終了していて、仲裁人自身はこれに関与したことがない。

2.3.7) 仲裁人が、一方の当事者、一方の当事者若しくはその関係会社の管理職、役員若しくは監督機関の構成員である者若しくはこれらに支配的な影響力を有する者、又は当事者の代理人の近親者である。」などである。

オレンジリスト

次にオレンジリストは、レッドとグリーンの中間にあたるもので、利益相反に関する紛争の中核とされており、事案の事実関係によっては当事者の視点から仲裁人の公正性又は独立性について疑いを生じさせるおそれのある具体的な状況を例示列挙（非網羅的）したものとされる。それゆえ、仲裁人はその状況を開示する義務を負い、仲裁人による開示後、適時に異議申立てがなされない場合には、当事者はこれを承認したものとみなされると説明されている。具体的には、3.1) 一方の当事者への役務提供その他当該事件への関与、3.2) 仲裁人と別の仲裁人又は代理人との関係、3.3) 仲裁人と仲裁の当事者及び/又は他の関係者との関係、3.4) その他の状況、の4つに分類した上で、次のような例を挙げている。

「3.1.1) 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事案において、選任しようとする一方の当事者若しくはその関係会社の代理人を務め、又は当該当事者

若しくはその関係会社に助言し若しくはこれらから相談を受けたが、仲裁人及び当該当事者又はその関係会社は現在継続する関係を有していない。

3.1.2) 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事案につき、一方の当事者又はその関係会社の相手方の代理人を務めた。

3.1.5) 仲裁人が、一方の当事者又はその関係会社が関与する関連事項又は関連事案について別の仲裁の仲裁人又は代理人を、現在務めている又は過去3年以内に務めた。

3.1.7) 仲裁人の法律事務所又はその使用者が、現在、その法律事務所又は使用者との重大な商業上の関係を構築することなく、かつ当該仲裁人が関与することなく、一方の当事者又はその関係会社に対して、現在又は定期的に役務を提供しており、かつ当該役務が現在の紛争に関係していない。

3.2.1) 仲裁人と別の仲裁人とが、同じ法律事務所の弁護士である、又は同じ使用者を有する。

3.2.4) 仲裁人の法律事務所の弁護士が、一方の当事者、両当事者又は一方の当事者の関係会社が関与する、関連事項又は関連事案における別の紛争の仲裁人である。

3.2.11) 仲裁人と当該仲裁における別の仲裁人又は一方の当事者の代理人が、現在又は過去3年以内に、共同代理人として活動した。

3.3.1) 仲裁人の法律事務所が、現在、一方の当事者又はその関係会社の相手方の側で活動している。

3.3.5) 仲裁人が元裁判官であり、かつ、過去3年以内に、一方の当事者又はその関係会社に関連する重大な事件を審理した。

3.4.3) 仲裁人が、当該紛争につき管理している仲裁機関又は仲裁人を選任する権限を有する機関において、役員その他の意思決定を行う役職をしており、その地位において当該仲裁手続に関する意思決定に関与した。」

グリーンリスト

そして、グリーンリストは、主観的又は客観的基準のいずれの下でも、利益相反の外観も実際の

利益相反も存在し得ない具体的な状況の例示的リストであり、開示される必要はないとされる。具体的に次の5つに分類されている。

「4.1) 過去に表明した法律意見

4.1.1) 仲裁人が、過去に、(例えば法律雑誌の記事又は講演等において) 当該仲裁事件においても生じる問題に関する法的見解を表明した(しかし、その見解は当該事件に焦点を合わせたものではない。)。

4.2) 現在における一方の当事者のための役務提供

4.2.1) 仲裁人の法律事務所又はその使用者と提携関係又は協力関係にあるが、多額の報酬又は収入を分配し合っていない法律事務所が、無関係な事案につき、一方の当事者又はその関係会社に役務を提供している。

4.3) 別の仲裁人又は一方の当事者の代理人との接触

4.3.2) 仲裁人と一方の当事者の代理人とが、過去に、共に仲裁人を務めた。

4.3.3) 仲裁人が、別の仲裁人若しくは一方の当事者の代理人と同じ学部若しくは学校で教鞭をとっている、又は専門家団体、社会的団体若しくは慈善団体の役員を別の仲裁人若しくは一方の当事者の代理人と共に務めている。

4.4) 仲裁人と一方の当事者との接触

4.4.1) 仲裁人が、選任の前に、当事者又はその関係会社(若しくはこれらの代理人)と最初の接触をしたが、当該接触は当該仲裁人の繁忙状況及び受任資格の確認又は仲裁廷の長の候補者の氏名に限定され、当該事案の基礎的な理解を仲裁人に提供することを超えて、紛争の本案又は手続の情報については言及していない。

4.5) 仲裁人と専門家証人の一人との間の接触

4.5.1) 別の事案で仲裁人として活動する場合において、当該仲裁人が、現在の手続において出頭する専門家証人から証言を聞いた。」

このようなIBAガイドラインは、モデル法および我が国の仲裁法とは基準が違うことから、その規範性については慎重に判断すべきではある³⁸⁾

38) 猪俣・前掲注13) 132-133頁、三木・前掲注13) 128頁。

が、オレンジリストに該当する事実は、情報開示義務の対象事実該当性の判断に際しては参考になるものであり、少なくとも判断の指標として除外する理由はないと考える³⁹⁾。

2. 弁護士法25条と弁護士職務基本規程

(1) 概要

仲裁人が弁護士である場合、仲裁人としての利益相反だけでなく、そもそも一般的な弁護士としての職務遂行において、利益相反は厳しく指摘される事項であり、弁護士法および弁護士会の内規である基本規程において、「職務を行い得ない事件」として定められている。

弁護士法25条は、利益が相反するため、弁護士がその職務を行い得ない事件を定めており、この規定は、旧弁護士法24条、旧々弁護士法14条⁴⁰⁾を引き継ぎ、その都度、新たな職務を行い得ない事件が追加されている。この規定の趣旨は、一般的に、①当事者の利益保護、②弁護士の職務執行の公正の確保、および③弁護士の品位の保持にあるとされ、基本的人権の擁護と社会正義の実現という重大な使命（弁護士法1条）を負う弁護士に対する国民の信頼を確保するためと説明される⁴¹⁾。

これに対し基本規程は、その前文において制定意義を明らかにしており、弁護士が自らの行動を規律するために、弁護士の職務に関する倫理規範・努力規程と行為規範・義務規程を明らかにするものである⁴²⁾が、弁護士会の会則すなわち内規である⁴³⁾。

基本規程は、まず27条と28条に弁護士が職務を行い得ない事由を定めている。その類型は、ま

ず①弁護士に複数の依頼者がいる場合に依頼者の利益と別の依頼者の利益が相反する類型と、②弁護士自身と事件ないし当事者の間に特別の関係がある類型に分類される。

次に、基本規程57条は、利益相反ルールを共同事務所の範囲で敷衍して規定し、共同事務所の所属弁護士について、基本規程27条または28条により他の所属弁護士および所属弁護士であった者が職務を行い得ない事件についても職務を行い得ないものとして、依頼者の信頼確保、弁護士の職務の公正確保を図ったものとされる。ただし、一律に職務遂行を禁止することは、共同事務所の現実を無視し、不必要的規制を加える結果となりかねないため、特別の事由がある場合に、例外的に職務を行い得るとしたとされる⁴⁴⁾。同様に、基本規程63条以下で弁護士法人に関する「職務を行い得ない事件」に関する定めを置いている。

このように弁護士法が定める「職務を行い得ない事件」について、基本規程でより詳細な定めを置くことになったのは、現在のわが国の弁護士を取り巻く環境が大きく変化したことによる。

(2) 弁護士の増加と弁護士業務の変化

司法制度改革審議会意見書が発表された2001年は18,243人であった弁護士数は、その20年後の2021年には43,206人と約2.3倍に増加している。1963年が6,732人であったことから、その時代と2021年を比較すると、約6.4倍になっている⁴⁵⁾。この弁護士人口の大幅な増加によって、弁護士業務も変革することになった。かつての弁護士業務といえば、1人の弁護士が事務所を開業し、それをサポートする事務職員がいるというスタイル

39) 山田・前掲注13) 141頁、中野・前掲注13) 1090頁、芳賀・前掲注14) 58頁、森下・前掲注15) 316頁、高杉・前掲注18) 264頁など。

40) 本規定は、ドイツ帝国弁護士法31条を継受したものとされる。日本弁護士連合会調査室（編）『条解弁護士法〔第5版〕』（弘文堂、2019年）199頁参照。

41) 高中正彦『弁護士法概説〔第5版〕』（三省堂、2020年）117-118頁、日弁連調査室・前掲注40) 201頁。

42) 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会（編）『解説弁護士職務基本規程〔第3版〕』（日本弁護士連合会、2017年）1-2頁。

43) 高中・前掲注41) 28頁。

44) 日弁連倫理委員会・前掲注42) 163-164頁。

45) 日本弁護士連合会（編）『弁護士白書〔2024年版〕』（日本弁護士連合会、2024年）22頁参照。なお、2024年の時点では弁護士数は45,808人であり、2001年の約2.5倍、1963年の約6.8倍である。

(いわゆる「ソロ活動」)があたりまえであった。弁護士は広告を禁止され、新たに弁護士資格を得た者は、経験のある弁護士(ボス弁)の事務所に所属し(いわゆる「イソ弁」)、業務を手伝いながら仕事に必要なスキルを身につけ、その後独立するというものであった。

しかし、今日の弁護士業務のあり方は、そのようなかつてのスタイルとは大きく変化しており、旧来との違いを端的に表しているのが、基本規程の制定理由⁴⁶⁾である。そこで挙げられているのは、①法曹人口の大幅な増加によって多様な思考と価値観を持つ弁護士の出現が予想されること、②公職兼任や営利業務従事の自由化によって活動領域がますます拡大し、新たな倫理問題が発生する可能性が高まったこと、③報酬基準規程が撤廃され、価格競争が激化することが見込まれること、④弁護士法人制度が導入され、また法律事件の複雑・大規模化と国際化に伴い、法律事務所の共同化・大規模化が顕著に進行していること⁴⁷⁾、である。

3. 比較考察

IBAガイドラインが定める仲裁人の利益相反と我が国の弁護士法等の定める弁護士の利益相反について、そもそもの制定趣旨が異なることから違いがあるのは当然であるが、類似している部分も多々存在する。

IBAガイドラインのレッドリストに関して見ると、放棄不可能なレッドリストは、何人も自分自身について裁くことはできない、という大原則から導かれる状況であることから、当事者の代理人としての利益相反を定めた弁護士法等には存在しない事由である⁴⁸⁾。これに対して、放棄可能なレッ

ドリストは、仲裁人と紛争との関係や仲裁人と当事者との関係が定められており、当事者の同意があれば仲裁人として活動できる内容であることから、弁護士法等の定める弁護士の利益相反の一部も同様の定めと評価できる。

むしろIBAガイドラインの定めるオレンジリストは、弁護士法等の定める「職務を行い得ない事件」、その中でも基本規程が定める内容と非常に似た定めが多く見られる⁴⁹⁾。それは、仲裁人と一方当事者との関係が問題とされる場合であり、弁護士が代理人として活動する際の利益相反の状況と似ているという共通点があることが原因であろう。しかし、大きな違いも存在する。それは基本規程では、「職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りではない。」という文言が、各規程に定められている点である。この違いは、それぞれの違反の態様と違反を争う点が異なることに要因があると考える。違反の態様としては、仲裁人の場合、情報を開示すべきであったのに開示していないことが問題とされるのに対して、弁護士は職務を引き受けるべきではないにもかかわらず相手方の職務を引き受けていることが問題とされている。つまり、弁護士としての職務は、その事実が存在することを依頼人あるいは相手方当事者に対して適切に開示する、という点を問題とはしていないのである。また、仲裁人の情報開示義務違反が争われる場合、違反にあたるとの判断がなされたのちに仲裁判断の取消し(仲裁44条)の可否の判断がされるという債務名義の取消し・執行不許(仲裁46条)に関わる重大な違反である。これに対して弁護士法等の違反については、訴訟行為および私法行為の無効が争われる⁵⁰⁾ことに

46) 高中・前掲注41) 27頁参照。「弁護士職務基本規程(会規第70号)」は、新しい時代に即応した弁護士倫理を策定することとして、日本弁護士連合会が2004年11月の臨時総会で賛成多数で可決し、2005年4月1日から施行された会規である。なお、基本規程違反が、訴訟行為排除の根拠にならないことは、最二小決令和3年4月14日民集75巻4号1001頁で判断が示されている。

47) 加えて、弁護士事務所間の移籍が活潑化し、事務所の合併なども行われている。高中正彦=石田京子=石原修=桑山齊「(座談会) 共同事務所」ジュリ1535号(2019年) 72頁、桑山齊「同事務所の弁護士倫理の進展と課題」自正69巻8号(2018年) 38頁、39頁など参照。

48) 裁判官の除斥事由に近いと解すべきである。河野・前掲注13) 280頁参照。

49) 小原淳見「国際仲裁の国際標準」法時87巻4号(2015年) 6頁、10頁。

50) 高中・前掲注41) 133頁以下参照。

なり、いまだ議論は収束していないものの、相手方当事者の異議権としての理解が多数であり、その効果も異議権行使後の弁護士の関与の排除と解すべきであろう⁵¹⁾。それゆえ利益相反事由が発生したときに速やかに開示するという認識は小さいのかもしれない。

V. まとめ

1. 仲裁人の公正性・独立性と弁護士の利益相反

以上の検討から考えると、仲裁人の公正性又は独立性の確保と弁護士の利益相反の回避には、考慮要素となる事由に一致は見られるものの、その行為プロセスには重要な部分で違いがあることが分かる。そのことは、それぞれのコンフリクト・チェック体制にも大きな違いをもたらしている。仲裁人の場合には、当該事由が「公正性又は独立性に疑いを生じさせる」か否かは、忌避手続あるいは当事者の判断に委ねられるため、適時に当事者に情報を開示するという目的のためにチェック体制を機能させることになる。

これに対して、依頼を受ける弁護士の場合には、代理人として職務を進める中で職務から排除される事由を確認する作業であり、必ずしも依頼人あるいは相手方当事者に開示する必要はない。また、仮に確認できたとしても適切な対応を取っていれば問題とされないし、異議を申立てられた段階で職務から離脱すればよいことから、相手方からの異議権の行使への防御という目的のためにチェック体制を機能させることになる。上述したように、弁護士の事務所移籍が頻繁に行われている昨今の状況に鑑みると、代理人として「職務を行ひ得ない」か否かをチェックして、依頼人や相手方に確認を取る、あるいはチェックした事由につ

いて情報開示を行うことは業務の停滞を招きかねないという懸念⁵²⁾は当然である。

2. コンフリクト・チェック体制の整備

では、仲裁人を引き受ける弁護士あるいは弁護士事務所は、どのようなコンフリクト・チェック体制を整備すべきことになるか。既に見てきたように仲裁人に関するIBAガイドラインに従ったチェック体制と、弁護士法等の職務を行い得ない事件に従ったチェック体制では、一致する部分はあるものの、後者では前者をカバーすることはできない。無論、弁護士個人あるいは2~3人程度の弁護士事務所であれば、後者のチェック体制によって前者をカバーすることは不可能ではないが、同時にチェック漏れリスクも増大すると考えられる。したがって、少なくとも仲裁人としての職務を引き受ける予定の弁護士は、前者のチェック体制を整備した上で、弁護士としての通常業務における利益相反に活用することが効率的であるようと考える⁵³⁾。

また、平成29年最決と差戻し抗告審の判断法理に従えば、仲裁人就任後に発生する情報開示義務の対象事由については、事前に当事者からの了解を得ておくことはできないものの、新たに同一事務所に所属した弁護士によるコンフリクト・チェックで確認を取っていればよく、仲裁人自らが積極的・主体的にチェックする必要がない。そのことは、仲裁人としての職務を遂行する上で、過大な負担を課されないことを意味している。それゆえ、客観的に見て問題のないコンフリクト・チェック体制を整備すること⁵⁴⁾が、仲裁人として職務を引受け、また公正性・独立性を保った状態で仲裁人として職務を遂行するために不可欠であると考える⁵⁵⁾。

51) 拙稿「弁護士法25条違反と訴訟行為の効力」南山46巻3=4号（2023年）279頁、298頁。

52) 仲裁法改正の検討段階でも仲裁人のコンフリクト・チェックについて負担が大きいとの懸念が示されていたようである。三木=山本・前掲注2) 160頁〔三木発言・出井発言〕。

53) ただし、IBAガイドラインによるコンフリクト・チェックでカバーできない部分もあると思われる。

54) 具体的にどのような体制がこれに該当するのかについては、実務で運用されている体制について、国内外を問わず広く確認し検証する必要がある。その上でコンフリクト・チェック体制の「適格」認証などが確立できることが望ましいと考える。

3. 情報開示の必要性

以上、仲裁人に就任する弁護士の視点からコンフリクト・チェック体制を確認したが、弁護士法等の職務を行い得ない事由との比較の中で、弁護士の職務遂行上、参考になる点も存在する。それは、利益相反にあたる事由の疑いがある場合の対応である。従来は、「職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りではない。」との考え方の下、「チャイニーズ・ウォール」「ファイア・ウォール」といった利益相反の自主規制システムの導入を中心議論が進められてきた⁵⁶⁾。しかしながら、依

頼人または相手方当事者に対する情報開示を積極的に進めることができ、後日の利益相反による問題の発生の予防につながるのではないかと考える。確かに、依頼を受ける弁護士にとって業務上の負担が増えることになるが、医療におけるインフォームド・コンセントに倣うことを考えるべき時代になっているのかもしれない⁵⁷⁾。少なくとも仲裁人の利益相反に関する行為規範には、弁護士が依頼を引き受ける際の利益相反に関する行為規範にとって参考になる部分があると考える⁵⁸⁾。



55) 中野・前掲注13) 1095頁も同旨を述べる。なお、コンフリクト・チェック義務化を主張する見解として、浜辺・前掲注18) 6頁がある。

56) 森下・前掲注18) 593頁参照。

57) 三木=山本・前掲注2) 160頁【出井発言】、161頁【山本発言】、161-162頁【小島発言】。また、IBAガイドラインもその旨に言及した上で、仲裁人による将来発生しうる利益相反に関して、事前に当事者が放棄することを肯定している。

58) 三木=山本・前掲注2) 161-162頁【小島発言】も同旨と思われる。

主要国の仲裁法の比較(20)

アルゼンチン(2)

上智大学外国語学部イスパニア語学科 准教授

ナンシー・エウニセ・アラス・モレノ Nancy Eunice Alas Moreno

本研究はJSPS科研費 JP22H00045の助成を受けたものである。

5. 仲裁手続

(1) 平等待遇と防御の機会の保障

国際商事仲裁法62条は、仲裁手続において、当事者が平等に扱われなければならず、各当事者は、その主張や立証を行うために十分な機会を与えられなければならない旨を定める。

(2) 手続規則の決定

国際商事仲裁法63条は、「この法律の規定に反しない限り、当事者は、仲裁廷が手続を進めるに当って従うべき手続規則を、自由に合意して定めることができる」と規定する。「公の秩序に関する規定に反してはならない」（日本の仲裁法26条1項を参照）との文言は定められていないが、当事者が合意で定める仲裁手続の準則は、手続上の公序を構成する基本原則（fundamental principles constituting procedural public policy）¹²⁾に反してはないと解釈されている。例えば、国際商事仲裁法62条の「当事者は、仲裁手続において、平等の権利を有する」との規定は、当該基本原則のひとつの例であると指摘されている¹³⁾。

(3) 暫定保全措置及び予備保全命令

国際商事仲裁法38条～61条は、基本的にモデル法

に倣い、仲裁廷の暫定保全措置（medidas cautelares）及び予備保全命令（órdenes preliminares）を発動するための権限を規定し、暫定保全措置及び予備保全命令の内容と要件に関する具体的な規定を定める。

国際商事仲裁法39条は、暫定保全措置の概念を定義し、その内容を具体的に定めている。この条文によると、暫定保全措置とは、仲裁廷が紛争についての終局的な判断である仲裁判断を下す前の時点において、仲裁判断の形式によるか、又はその他の形式によるかを問わず、あらゆる一時的な措置をいう。仲裁廷は、同条に基づき、一方の当事者の申立てにより、他方の当事者に対して、次の（a）から（d）の措置に係る命令を発令することができる。すなわち、（a）紛争を解決するまで現状を維持し又は現状を回復する措置、（b）現在の若しくは切迫した損害、又は仲裁手続に対する妨害を防止するための措置、又はそれらの原因となる恐れのある行為を差し控えさせるための措置、（c）将来の仲裁判断を実現するために必要な資産の保全手段を提供する措置（相当の担保の提供に応じる）及び（d）紛争の解決に関連しつつ重要である可能性のある証拠を保存する措置に係る命令である。

また、国際商事仲裁法40条は、次の（a）及び（b）

12) Roque J. Caivano, "Chapter 7: The Conduct of the Proceedings," in *Arbitration in Argentina*, edited by Fabricio Fortese. (The Netherlands: Kluwer, 2020), 111.

13) *Ibid.*

の2つの暫定保全措置発令のための具体的な要件を定め、暫定保全措置を求める当事者がこの2つの要件を満たす場合には、仲裁廷は、暫定保全措置を命じることができる。すなわち、(a) 暫定保全措置が発令されなければ、損害賠償を命じる仲裁判断によっては十分に償えない損害が生じる可能性が大きく、かつ、その損害が当該措置が認められた場合に措置の対象となる当事者に生じうる損害を実質的に上回ること (*periculum in mora*)、及び、(b) 申立人が、請求事件の本案において勝訴する合理的な見込みがあること（ただし、この見込みに関する決定は、仲裁廷がその後に決定を行うに際しての裁量判断には影響を与えない (*fumus boni iuris*)）、という2つの要件である。仲裁廷は、暫定保全措置を申し立てた当事者に対し、同措置に伴う適切な担保 (*garantía adecuada*) の提供を求めることができる（国際商事仲裁法51条）。

暫定保全措置の承認及び執行について、国際商事仲裁法56条によると、仲裁廷によって発令された暫定保全措置は、拘束力を有するものとして承認されなければならない、仲裁廷が異なる判断をした場合を除き、それが発令された国にかかわらず、同法59条（暫定保全措置の承認又は執行の拒絶事由）の規定に従うことを条件として、管轄権を有する裁判所に対する申立てに基づき、執行されなければならない。

さらに、当事者は、仲裁廷に対して、暫定保全措置の遵守を確実にすることを目的とする予備保全命令の発令を求めることができる（国際商事仲裁法42条）。仲裁廷は、暫定保全措置の申立てを事前に相手方に開示した場合には、その措置の目的が妨げられる危険があると認めるときは、予備保全命令を発令することができる（国際商事仲裁法43条）。予備保全命令は、仲裁廷によって発令された日から20日が経過した時点で失効する（国際商事仲裁法48条）。

国内仲裁制度においては、民商事訴訟法198条

が「予防措置は、他方の当事者の聴聞機会なしに決定され、実行される」と規定している。しかし、同条に対して、他方の当事者に聴聞機会を付与せず (*in audita parte*)、仲裁人によって一方的に (*ex parte*) 暫定措置を命じることは、当該当事者の適正手続の権利を侵害し、その結果、仲裁の公正性にも影響を及ぼすとの批判もなされている¹⁴⁾。国際仲裁において、このような批判を少しでも和らげるために、国際商事仲裁法は、モデル法の制度（暫定措置及び予備保全命令）を完全に（*in totum*）導入した上で、暫定措置の通知によって当該措置の目的が無駄にならないように暫定措置の申立てをした当事者の権利を保護するとともに、他方の当事者の聴聞機会と適正手続の権利をも保護しようとするものである。

予備保全命令は当事者を拘束するが、裁判所による執行の対象とはならない（国際商事仲裁法49条）。仲裁廷は、予備保全命令を申し立てた当事者に対し、同命令に伴う担保の提供を求めなければならないが、暫定保全措置の発令とは異なり、仲裁廷が不適当又は不必要と認める場合には、担保の提供を免除することができる（同法52条）。

（4）仲裁手続の開始及び時効の更新

国際商事仲裁法67条によると、当事者間に別段の合意がない限り、特定の紛争に関連する仲裁手続は、かかる紛争を仲裁に付託すべき申立てを、被申立人が受領した日に開始する。これは、モデル法21条に基づくものであり、仲裁被申立人の適正手続の権利（告知及び聴聞を受ける権利）を守ることを目的とする。

国際商事仲裁法においては、モデル法と同様、仲裁の申立てによる時効の更新に関する規定は置かれていません。

（5）和解

和解の取扱い方について、国際商事仲裁法84条は、モデル法30条1項と同様に、「仲裁手続の進行中において、当事者間に紛争を解決する和解

14) Natalia M. Ceballos Ríos, Roque J. Caivano, "La Ley Argentina de Arbitraje Comercial Internacional, a través de un Enfoque Comparativo con la Ley Peruana de Arbitraje," *Revista de Arbitraje PUCP*, 8, No. 8 (2025): 65 (Accessed 19 February 2025. http://sedici.unlp.edu.ar/bitstream/handle/10915/122643/Documento_completo.pdf-PDFA.pdf?sequence=1&isAllowed=y).

が成立するときに、仲裁廷は、仲裁手続を終了しなければならず、かつ、当事者双方の申立てがあり、仲裁廷に異議がなければ、合意された条件に基づく和解内容について、仲裁判断の形式で和解を記録する」と規定する。すなわち、当事者間で和解が成立した場合に、その和解内容が仲裁判断に記載されるためには、仲裁廷の賛成（つまり、異議がないこと）が必要である¹⁵⁾。当事者は自らの紛争を自由に解決することができるが、仲裁廷に対して和解の承認を強制する権限は有していない。仲裁廷は、例えば当該和解の内容に制限を設ける権限を有すると解されている¹⁶⁾。これは、仲裁廷が、当事者間で成立した和解内容が詐欺的であったり、違法又は現行法に反していたりする場合、その和解内容を仲裁判断として記載することを望まないことがあるためである¹⁷⁾。もし当事者が紛争解決の合意に達した場合、仲裁廷はその合意に反して仲裁を継続できないが、前述の事由があるときには、その合意に基づいて仲裁判断を下すことを拒否することができる。その場合、仲裁廷は当事者の意思を尊重し、仲裁判断なしで仲裁手続を終了する旨の命令を出すことができる¹⁸⁾。

6. 仲裁判断

(1) 判断の理由

国際商事仲裁法87条は、原則として仲裁判断書に理由を付すことを求めており、仲裁判断書に理由を付さなくてもよいとされる唯一の例外は、当事者間に和解が成立した場合に限られている。

モデル法31条2項では、「当事者が理由を付すことを要しない旨合意している」場合も理由を付すことは不要であるとしているが、国際商事仲裁法は、この部分を削除しているため、「当事者が理由を付すことを要しない旨合意している」場合であっても、仲裁判断書に理由を付さなければ、当該仲裁判断が取り消されるリスクや、仲裁判断の承認及び執行の拒絶につながる可能性がある¹⁹⁾。

(2) 仲裁判断において準拠すべき法

仲裁判断において準拠すべき法について当事者間に合意がない場合、モデル法28条2項は、当事者による法選択がない場合に「仲裁廷は、適切だと考える抵触規定によって定められる法を適用するものとする」と規定する。モデル法に基づくこのアプローチについては、「仲裁廷の裁量を広く認めている」²⁰⁾ や「仲裁廷の裁量の幅も広く、予測可能性は必ずしも高くない」²¹⁾との指摘がされている。

国際商事仲裁法80条は、仲裁判断における準拠法について当事者間に合意がない場合に、モデル法28条2項の「抵触規定」(conflict of laws rules) によるという考え方を探らず、仲裁廷が、直接に「適切だと考える法の規則 (rules of law, reglas de derecho) を適用する」と定める。これは、フランス民事訴訟法1511条と同様に、直接指定 (direct approach, voie directe) による準拠法決定の方法を採用するものである²²⁾。抵触規定の概念から離れ、直接指定を使用する主な理由のひとつは、抵触規定に起因する問題を回避することに

15) Nathalie Voser and Daniel Girsberger, *International Arbitration: Comparative and Swiss Perspectives*, 4th ed. (Germany: Nomos, 2021), 429.

16) *Ibid.*

17) *Ibid.*

18) See Pedro Rengel Núñez, "La Noción de Laudo Arbitral," *Anuario Venezolano de Arbitraje Nacional e Internacional* 3 (2022): 246.

19) Julio César Rivera, "Chapter 11: Arbitral Awards," in *Arbitration in Argentina*, edited by Fabricio Fortese. (The Netherlands: Kluwer, 2020), 232-233.

20) 山口修司「仲裁法における国際私法の特別規定と取消事由—シンガポール、香港及びアメリカ合衆国の判例による特有の取消事由」国際私法年報20号（2018年）122頁。

21) 児玉実史「国際取引契約における準拠法条項及び仲裁・調停条項の実務」JCAジャーナル68巻2号（2021年）4頁。

22) 高杉直「国際商事仲裁における仲裁判断の準拠法:仲裁法36条に関する観書」同志社商学65巻5号（2014年）142頁。これに対して、日本の仲裁法36条2項は、「抵触規定の適用を排除し、最密接関係国の実質法の適用を規定している。これは、ドイツ及び韓国の仲裁法と同様の規定である」。山口・前掲注20) 122頁。

あり、その問題は誤りを引き起こし、仲裁判断の効力や執行力に悪影響を与える可能性があるからである²³⁾。また、同条で利用されている「法の規則」という表現により、仲裁廷は非国家法である法の規則（例えば、商慣習法（lex mercatoria））を適用する権限を有すると解されている²⁴⁾。

（3）仲裁判断の取消申立期間

国際商事仲裁法100条によれば、当事者は、仲裁判断書の受領から30日以内に仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。この期間の計算は、暦日を基準に行われる（同法108条）。日本の仲裁法44条2項では、当事者は、仲裁判断書の写しの送付による通知があった日から3ヶ月以内に仲裁判断の取消しを申し立てることができると規定されていることと比べると、アルゼンチンにおける仲裁判断の取消しの申立期間は短いといえる。

（4）仲裁判断の取消事由

国際商事仲裁法99条によれば、取消しの申立てを行う当事者が、次の①から④のいずれかの取消事由があることを証明する場合には、管轄の控訴裁判所（同法13条）に対して、当該判断の取消しを申し立てる（petición de nulidad）ことができる。すなわち、①国際商事仲裁法14条に定める仲裁合意の当事者が無能力（incapacidad）であったこと、又はその仲裁合意が、当事者がそれに準拠することとした法律もしくはその指定がな

かつたため、アルゼンチンの法律のもとで有効でないこと、②取消しの申立てを行った当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適切な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張や立証が不可能であったこと、③判断が仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲外の紛争に関するものであり、又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判定を含むこと、④仲裁廷の構成又は仲裁の手続が当事者の合意に従っていなかったこと、又はそのような合意がなかった場合、国際商事仲裁法に従っていなかったこと（ただし、当事者の合意が国際商事仲裁法の規定のうち、当事者が排除できない規定に反している場合には、この限りではない）、である。

さらに、仲裁判断の取消しを求められた管轄を有する控訴裁判所は、次の⑤又は⑥の事由を認めの場合には、仲裁判断の取消しを行うことができる。すなわち、⑤紛争の対象事項がアルゼンチンの法のもとでは仲裁による解決が不可能であること、及び⑥判断がアルゼンチンの国際公序に反すること、である。

（5）仲裁判断に対する不服申立て

国際商事仲裁の場合、取消申立以外の仲裁判断に対する不服申立ては認められていない（国際商事仲裁98条）。



23) Natalia M. Ceballos Ríos, "El arbitraje internacional en el nuevo Reglamento de la Bolsa de Comercio de Buenos Aires", *El Derecho. Suplemento Especial* (2024). El nuevo reglamento del Tribunal de Arbitraje General de la Bolsa de Comercio de Buenos Aires: 25 (Accessed 18 February 2025. <https://repositorio.uca.edu.ar/handle/123456789/17988>).

24) Julio César Rivera, "Chapter 10: Law Applicable to the Merits," in *Arbitration in Argentina*, edited by Fabricio Fortese. (The Netherlands: Kluwer 2020), 216.

投資協定仲裁判断例研究(182)

①価格統制等の経済措置により事実上の事業継続が不可能になった時点で、しのびによる収用が達成されたと判断し、②損害賠償の他、商標の使用差止請求を認めた事例

投資協定仲裁研究会 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

加藤希実 Nozomi Kato

申立人：Clorox Spain S.L.¹⁾（以下「Clorox Spain」という。）

被申立国：ベネズエラ・ボリバル共和国（以下「ベネズエラ」という。）

事件番号：PCA Case No. 2015-30

管轄権判断：2021年6月17日²⁾

本案判断：2023年8月9日

仲裁廷：Yves Derains（長・フランス）、Bernard Hanotiau（申立人選任・ベルギー）、Raúl Emilio Vinuesa（被申立国選任・アルゼンチン）

出典：<https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw181989.pdf>
(オリジナルはスペイン語)

本件判断のポイント

- ハイパーインフレを背景とする価格統制下で、価格改定後も生産コストを下回る価格が設定

された時点で、事実上事業継続が不可能であり投資の価値の重大な剥奪が現実化したとして、間接的かつ漸進的（しのびによる）収用が完了したと判断した事例。

- 事業についての間接収用が完了した後の、物理的資産に対する直接収用は認められないと判断した事例。
- 被申立国が権限なく行っていた申立人の商標等の使用の差止めを認めた事例。

I. 事実関係

申立人Clorox Spainは、米国法人であるThe Clorox International Company（以下「Clorox International」という。）が、2011年4月15日、企業再編の一環として設立し、その全株式を保有するスペイン法人である。Clorox Spainの設立に際し、Clorox Internationalは、同社とThe Clorox Company³⁾（米国法人）が1990年にベネズエラで設立し、営業していたCorporación Clorox Venezuela

1) 判断中では「Clorox España」とも呼ばれる。

2) 本件は、2019年5月20日、管轄権がないとの裁定がされたが（以下「First Award」という。）、当該裁定に対し、Clorox Spainは、同年6月18日、国際私法に関する連邦法190条2項b号に該当するとして、スイス連邦裁判所に取消申立て（recours en annulation）した結果、翌2020年3月25日、取消申立てが一部認容され、審理が仲裁廷に差し戻された（4A_306/2019, Arrêt du 25 mars 2020, Ire Cour de droit civil）。仲裁廷は、改めて審理を行った結果、2021年6月17日、管轄権を認めた（以下「Second Award」という。被申立国はSecond Awardの取消を申し立てたが、2022年5月20日付けでスイス連邦裁判所に却下された。）。First Award及びSecond Awardの示した管轄権に関する判断については、今回は立ち入らない。

3) 米国の大手日用品メーカー。漂白剤ブランド「Clorox」をはじめとする、家庭用・業務用の洗剤等を手がける。

SA（以下「CCV」という。）の全株式を、Clorox Spainの資本金として出資したため、Clorox SpainがCCVの全株式を取得した。[以上、First Award のparas. 790, 810-811, 827-828]。

2014年9月22日、CCVは営業活動を停止したが [paras. 641]、その過程では、次の1の（1）～（4）の事情があった。

1. 営業活動停止の経緯

（1）価格統制

2011年7月18日、ベネズエラ政府は、適正な費用及び価格に関する法律（the Law on Fair Costs and Prices）（以下「適正費用・価格法」という。）を制定し、同年11月22日から施行した。同法31条は、国家価格監督庁（SUNDECOP）に対し、商品及びサービスのコスト構造を審査し、特定の商品及びサービスについて最大小売価格（PMVP）を定める広範な権限を付与した [paras. 392, 631]。

適正費用・価格法が施行された2011年11月22日、SUNDECOPは、CCVの製品が該当する19の規制対象製品カテゴリを定める行政命令第007/2011号を発行し、CCVの製品の売上高の73%を占める製品の販売価格は、PMVP設定まで固定（凍結）された [paras. 395-397, 632]。2012年2月27日に発令された行政命令第53号が、上記19の規制対象製品カテゴリについて、最大価格を定めた。同年3月13日、CCVは、価格調整を要求するコメントを提出したが [paras. 399-400]、SUNDECOPは、同月29日、行政命令第53号を同内容で置き換える行政命令第59号を発令し、3日後に発効させた [paras. 633-634]。

2014年1月23日、政府は、「国家計画に定められた社会主義経済秩序の確立」と「国内商品・サービス生産の促進」を目的として、適正費用・価格法を廃止して、「公正価格基本法」（the Organic Law on Fair Prices）を制定し、商品・サービスの価格を設定して利益率を制限する権限を政府に付与し、SUNDECOPに代わりSUNDDEという

監督機関を設置した [paras. 407, 635]。

CCVは、当局に対し、幾度も価格引上げの要請をしていたが、製品の販売価格は、2012年4月1日以降据え置かれたままであった [paras. 401-404, 410-415, 636, 641]。その間、ベネズエラ経済のインフレ率は165%であり、かつ、原材料の価格は規制対象外であったため、CCVは、生産コストが2014年度には95%まで上昇し、1400万米ドルの損失を計上した [paras. 638-639]。なお、2013年には既にいくつかの製品の製造中止を余儀なくされており、代わりに規制対象カテゴリ外の新製品の製造承認を申請したが、SUNDECOPは、新製品も規制対象であると主張した [paras. 405, 643]。

SUNDDEは、2014年9月4日付け行政命令第042/2014号及び2014年9月10日付け行政命令第045/2014号を発令して、Clorox製品について新たな最大価格を設定したが⁴⁾、当時のインフレ率及び次年度予測を踏まえると、値上げ後の価格をもってしても、CCVの事業継続は不可能な状況であった [para. 637, 641, 642]。

（2）労働者保護措置の導入

ベネズエラ政府は、2012年5月7日、新たな労働者保護措置を定める「基本労働・労働者法」（the Organic Labor and Workers Law）を制定した。同法は労働者の残業時間の上限や正当な理由のない解雇の禁止⁵⁾等を定め、雇用主の義務違反に対しては、刑事罰を含む厳しい罰則が定められた [paras. 298, 420-421, 645]。

CCVは多くの従業員解雇の承認を求めたが、当局が最終判断を行うことはなかった [para. 422]。

（3）外国為替へのアクセス制限

2003年2月以降の為替規制の下、民間企業は、外国為替購入承認を唯一担当する政府機関である外為管理委員会（CADIVI）を通じて、一定の条件に従い、公定レートで外国為替の購入が可能であった。CCVは、輸入原材料の調達のため、CADIVIに対し外国為替購入申請を行っていた

4) 行政命令第042/2014号は漂白剤及び消毒用クリーナーの最大価格を、行政命令第045/2014号は床用ワックスの最大価格を改定する内容であった [para. 641]。

5) 大統領令により、解雇に際し雇用主は労働監督官の事前の承認を得ることが求められた [paras. 420-421, 645]。

[paras. 300, 429-430, 647]。

2013年2月、公定レートが切り下げられ、また、同年3月22日、政府は、CADIVIと並行して機能する新たな為替制度（SICAD）を設置した。SICAD Iシステムは、政府運営のオーケーションを通じて外国為替を公定レート以上のレート（ドル高ボリバル安）で配分するシステムであった [paras. 429-430, 648]。CCVは必要な申請を行って入札書を提出したが、システムへのアクセスが拒否された上、SICADの為替レートが、CADIVI上の国際投資等の様々な取引の通貨レートとして採用されることになった [paras. 432, 648]。

2014年3月24日、第3の為替システムであるSICAD IIが創設されたが、SICAD IIの為替レートは各日の取引の加重平均為替レートとされたため、公定レート以上となり、CCVの原材料の価格は高騰した。また、SICAD IIは、米ドルへのアクセスを、収入を報告した企業に限定しており、利益の計上がなかったCCVは、SICAD IIへのアクセスが許可されなかつた [paras. 300-301, 433, 649]。

また、CADIVIの銀行に対する支払の遅延のため、2013年5月には、CCVの銀行に対する未払利息額が30億米ドル以上にも達していた [paras. 431, 651]。

(4) 付加価値税（VAT）還付の保留

ベネズエラにおいては、国内の物・サービスの取引について課されるVATにつき、納税者は、販売に当たって徴収すべきVAT（売上VAT）の額と、自身が購入時に支払ったVAT（仕入VAT）の額の差額（納税割当額：tax quota）を毎月に納付することとされ、仕入VATが売上VATを上回る場合は、翌月以降への繰越も可能であった [para. 423]。ただし、VATの徴収・監査を担当する国家税務当局（SENIAT）から「特別納税者」に認定された企業は、「VAT源泉徴収代理人」として、売上VATを一定割合で源泉徴収して、支払う必要があったところ、CCVもこの認定を受けていた [para. 424]。源泉徴収代理人は、源泉徴収したVATを月次の自己のVAT支払債務又は納税割当額と相殺することができた。さらに、過剰に納付されたVATについて、3カ月以内に全額が相殺さ

れないので、納税者はSENIATに対し過剰分の返還を請求する権利を有しており、SENIATは、VAT還付請求が提出された後30営業日以内に承認する必要があったが、事実上、「特別納税者」へのVAT還付は認められていなかつた [paras. 425-426, 656]。

CCVは、2011年10月20日、SENIATに対し、2006年11月～2011年6月の間のVAT還付請求を行い、以降複数回VAT還付請求を提出した。2014年6月4日、SENIATは、CCVが税額控除を受ける権利があることを認めたが、実際に税額控除を行うことはなかつた [paras. 402-403, 427, 657, 658]。

2. 営業停止後

The Clorox Companyが、2014年9月22日、CCVは営業を停止し、資産の売却を模索していると発表したところ、同月25日、ベネズエラ政府は、(i) CCV、その工場及び事務所を直ちに接収し、(ii) CCVの事業の管理等を任務とする特別管理委員会を設置した [paras. 441, 662]。

同年11月5日、政府は、1工場の稼働再開を発表した [paras. 444, 663]。

仲裁廷の判断に至るまで、政府は、CCVの施設及び社名、そしてCloroxの商標を使用し、Cloroxの製品に改変したロゴを付して製造・販売していた [paras. 269, 446]。

II. 手続の経緯及び仲裁廷の判断

Clorox Spainは、ベネズエラが、①同社の投資を違法に収用し（Spain-Venezuela BIT〔以下「本BIT」という。〕5条違反）、かつ、CCVを不公正かつ不平等に扱い、十分な保護と安全を保障しなかつた上、当該投資の管理、使用、享受、及び売却を妨害したため（②本BIT3条1項違反ないし③本BIT4条1項及び2項に基づく公正衡平待遇義務違反）、投資の全額を剥奪され、18億4600万米ドル及び利息に相当する損害を被ったと主張して、2015年5月18日、本BIT11条3項に基づき、仲裁を申し立て⁶⁾（仲裁地はスイス・ジュネーブ [para.

23])、同国に対し、損害賠償と商標等の使用差止めを求めた [paras. 276, 479, 626, 628, 630]。

A. 本BIT違反の有無

1. 事実に対する評価

まず、上記 I.1.の (1) 價格統制について、被申立国が、2012年4月1日以降、CCVに対し、生産コストを下回る水準で製品を販売するよう強制したため、同社の事業が徐々に継続不能な状態に陥ったものである [para. 644]。また、上記 I.1.の (3) 外国為替へのアクセス制限措置に関しては、2013年2月のボリバルの切下げ、外貨不足、及び外国為替規制の実施が、CCVの原材料輸入の能力を制限した [paras. 651-655]。さらに、上記 I.1.の (4) 付加価値（VAT）還付の保留について、CCVのVAT還付請求は30日の期限を超過していたものの、SENIATの対応遅延によってCCVの財務状況が悪化し、事業の継続可能性に影響を及ぼした [paras. 659-661]。他方、上記 I.1.の (2) 労働者保護措置の導入については、労務コストは生産コストの一部であり、事業継続不能の独立要因であるとは評価できない [para. 646]。

2. 本BIT違反の成否

まず、収用に関する主張について審理することとした [paras. 666-669]⁷⁾。

(1) 「収用」該当性の判断基準

「収用」は、投資の用途の相当な剥奪が要件であり、直接的（投資に対する権利の故意の剥奪）にも間接的にも行われ得るところ、間接収用は、財産の使用を妨げる措置で、投資家が投資の使用又は合理的に期待される利益を、完全に又は著しく剥奪する効果を有するものであって、Starrett Housing Corps v. イラン事件⁸⁾ の判示のとおり、

たとえ国家が収用を意図しておらず、財産に対する法的権利が形式上は元の保有者に留保されていたとしても、国家が講じた措置が、その財産権を著しく侵害し、当該権利を実質的に無効化するに至った場合は、収用が成立したとみなされる。必ずしも国家の利益のために行われる必要はなく、「国家に帰属する一連の行為が、一定期間にわたって累積し、最終的に当該財産の収用的取得に至る状況」⁹⁾ を含む [paras. 680-682]。

(2) 本件における「収用」

(a) 間接収用

申立人はCCVの株式の100%を保有し続いているものの、被申立国政府の採った措置は、2011年4月1日以降、CCVの事業運営の自主性を段階的に喪失させ、（價格改定の行政命令が発令された）2014年9月4日までに、事業を継続不可能とし、再度継続可能な状態に戻る合理的な期待を破壊したから、同日時点で、申立人の投資は、生産資産としての価値を失ったため、間接的かつ漸進的な収用に服したものであったといえる [para. 683]。

特に、SUNDECOPの行政命令第53号及び第59号が、CCVの利益・生産コストを考慮せず、少なくとも70%の製品について最大價格を設定し、2014年9月4日にSUNDDEが発行した行政命令第42/2014号が、CCVが生産コストすら回収できない新たな最大價格を設定したことで、CCVの事業の継続不能が確定したものであり、また他の措置やSENIATがVAT還付を認めなかったことが、CCVの経済状況を悪化させ、収用を加速させたことは明らかである。2012年5月7日に施行された基本労働・労働者法の影響を價格に転嫁し、また、生産に必要な不可欠な原材料を購入するための外貨への円滑なアクセスが確保されていれば、CCVが工場閉鎖を余儀なくされる時期を延期する

6) 当事者の合意により、UNCITRAL 2010年版が選択された [para. 5]。

7) 結論として、被申立国による間接収用が認められると判断したため、その他の主張については判断しなかった [paras. 679, 700, 706-707]。

8) IUSCT Case No. 24, Interlocutory Award (Award No. ITL 32-24-1), December 19, 1983.

9) “*a form of indirect expropriation with a distinctive temporal quality in the sense that it encapsulates the situation whereby a series of acts attributable to the State over a period of time culminate in the expropriatory taking of such property.*” (Generation Ukraine Inc. v. Ukraine, ICSID Case No. ARB/00/9, Award, September 16, 2003).

ことが可能であったものの、これらの措置がなくとも、価格統制の著しい緩和がなければ、中期的には収用は不可避であったし、緩和が期待できる状況でもなかった [paras. 687-689]。

被申立国は経済的規制を行う正当な権限を有しているものの、Técnicas Medioambientales Tecmed S.A. v. メキシコ事件¹⁰⁾ の仲裁廷が判示したとおり、国家は、補償義務を負うことなく主権的規制権限に基づいて経済的損害を発生させることができだが、投資家に課される負担と措置の目的との間に比例関係が存在しなければならないところ、本件の価格統制については、生産コストを下回る水準で価格が設定されることにより外国投資家に課される負担と、正当なコスト構造に従うことを求めるという適正費用・価格法の目的との間に比例関係が存在するとは言えない [paras. 696-698]。

以上より、価格統制の実施、為替規制、VAT還付制限による累積的な影響によって、申立人の投資は段階的に収用され、2014年9月4日の行政命令第42/2014号の発令によって完了したものであり、被申立国には本BIT5条1項違反が成立する [paras. 699-700]。

(b) 直接収用

申立人は、被申立国による工場占拠及び稼働再開に関し、物理的資産に対する直接収用が成立するとも主張するが、物理的資産は収益性の不可欠な要素として投資の一部となっており、間接収用が必然的に及ぶこと、工場占拠の時点で、既に間接収用が完成しており、潜在的価値はごくわずかであること、同一の投資について二重の収用は不可能であること申立人も間接収用の経済的影響と直接収用の経済的影響について区別をしていないことから、別途、直接的な収用は構成しない [paras. 701-705]。

B. 損害額の算定

申立人は、被申立国の本BIT違反により被った損害の賠償として、2014年9月3日（間接収用が

実現した行政命令発令の前日）からの利息を含む1億8457万7364米ドルの支払を請求しているが [para. 708]、審理の結果、1億0410万2806米ドル（及び利息）の範囲で認める [paras. 785, 807]。

C. 商標使用差止請求

被申立国は申立人の商標の使用権を有していないとして、「Clorox Venezuela」という社名を含む、申立人の有する複数の商標（“Clorox®”, “Mistolin®”, “Nevex®”）について、許可していない継続的な使用を直ちに中止し、一切行わないよう求める申立人の請求を認める [paras. 808-811, 838]。

III. 検討

1. 間接的かつ漸進的収用

本仲裁廷は、生産コストを下回る販売価格を設定するという価格統制を中心的に検討し、外国為替へのアクセス制限・VAT還付（税額控除対応）請求の放置の一連の措置も考慮して、申立人は、CCVの支配権及び価値について、間接的かつ漸進的（しのびよる）収用（indirectly, creeping expropriation）を受けていたと判断し、2014年9月4日付け行政命令第042/2014号の発令時点で、投資の価値の著しい剥奪が現実化したとして、間接的かつ漸進的収用が完成したと判断した。

漸進的収用を認めた既存の仲裁判断例には、①被申立国企業である投資家の子会社が、同国内の自治体（州）と上下水道事業のコンセッション契約を締結したが、水道事業民営化の反対派が州政権を握ったことで、州政府は、料金徴収の差止めを行う等して料金回収率を著しく低下させ、また、料金自体も大幅引下げを行わせ、最終的に契約解除を行ったという一連の措置を行ったことについて、累積的に見ればコンセッションを無価値にし、持続不可能な損失を強いたものとして、収用が成立するとしたCompania de Aguas del Aconquija S.A. and Vivendi Universal S.A. v. アルゼンチン事件¹¹⁾

10) ICSID Case No. ARB(AF)/00/2, Award, May 29, 2003.

11) ICSID Case No. ARB/97/3, Award, August 20, 2007.

や、②投資家が株式を保有していた被申立国企業に対し、被申立国が異例の税務調査を行って追徴課税を行った上で、税金未納を理由に主要な子会社株式を競売にかけるという一連の措置を行った（結果、当該企業は破産し全資産を失った）ことについて、当該一連の措置は投資家の保有する株式の収用と同等の効果を有すると判断した RosInvestCo UK Ltd. v. ロシア事件¹²⁾ 等が挙げられる。

本判断の事案において、CCVは、製品の製造・販売自体が法律上ないし契約上継続不可能に至ったわけではない。しかし、価格統制によって、生産コストを下回る水準での価格が続くことが確定した時点で、事業が持続不可能となり、収用が完成したと結論づけている [para. 644]。上記①の判断例は、最終的にコンセッション契約が解除されたことで事業運営に係る法的地位自体を喪失した事案であり、上記②の判断例は事業を行う主体（主要な子会社）自体を失った事案であったのに対し、本判断例は、経済合理性の観点から、事業継続が不可能である状態に至れば、収用が成立し得ることを示したと言える。

2. 二重の収用

申立人は、事業の収用が完了した後の、物理的資産に対する直接収用も請求の根拠として主張していたが、本仲裁廷は否定した [para. 704]。

もっとも、申立人が、間接収用と直接収用の補償の評価日について明確に区別をし、かつ、工場建物や機器という財物自体の具体的な評価額について何らかの主張をしていた場合、本仲裁廷が異なる判断をした可能性自体は否定できないように思われる。

3. 商標等の使用差止め

商標等の使用差止めに係る請求は、申立ての後で追加されたものであるが、被申立国は、収用に該当しないという反論以外に個別の反論を行っておらず、仲裁廷は請求をそのまま認定している。しかし、本BIT10条5項は、仲裁判断での救済を「損害が認められる場合の補償額の決定」（“Arbitral awards shall be confined to fixing the amount of the compensation.”）と金銭賠償に限定している。

被申立国は、手続においてこの点を指摘しておらず、本仲裁廷が、商標等の使用差止めを命じる権限についてどのように考えていたのか、本判断からは明らかではない。

本判断以前にも、履行保証書の返還請求を認めたSiemens A.G. v. アルゼンチン事件¹³⁾ や、裁定から一定期間内に投資の原状回復のための提案を被申立国に義務づけたMr. Franck Charles Arif v. モルドバ事件¹⁴⁾ 等、金銭賠償以外の義務履行を命じる仲裁判断は見られるが、特に「差止め」を認めた先例としてはATA Construction, Industrial and Trading Company v. ヨルダン事件¹⁵⁾ が挙げられる。同事件は、ヨルダン破毀院が仲裁合意を無効と決定したことは、適用されるJordan-Turkey BIT (1993) 上の義務に反するものであるとした上で、原状回復措置に言及したホルジョウ工場事件判決¹⁶⁾ を引用し、また、ICSID条約の解説における「金銭的条件ではなく、特定の行為の履行または特定の行動の差し控えという義務として表明された裁定による義務も、疑いなく同等に拘束力を有し、既判力を生じさせる」との見解を採用し、申立人の仲裁を受ける権利の回復のため、被申立国の裁判所における手続の終了等を

12) SCC Case No. V079/2005, Final Award, September 12, 2010. 濱本正太郎「投資協定仲裁判判断例研究（65） 課税権の濫用による収用の成立」JCAジャーナル第62巻3号（2015年）70~71頁参照。

13) ICSID Case No. ARB/02/8, Award, January 17, 2007.

14) ICSID Case No. ARB/11/23, Award, April 8, 2013. 高橋直樹「投資協定仲裁判判断例研究（51） 行政機関と司法機関の行為の矛盾と公正衡平待遇義務違反」JCAジャーナル第60巻11号（2013年）55頁。

15) ICSID Case No. ARB/08/2, Award, May 18, 2010. 小川和茂「投資協定仲裁判判断例研究（19） 投資受入国による仲裁判断取消と紛争発生時点の関係及び仲裁を受ける権利の投資該当性」JCAジャーナル第57巻12号（2010年）18頁。

16) 常設国際司法裁判所、1928 P. C. I. J. No.13; PCIJ, Ser. A. No.17, 1928.

命じた。もっとも、同事案で問題となったBITにおいては、救済方法の制限がなかったため、本判断の事案とは状況が異なる。

本判断は、本稿では取り上げなかった管轄権の

判断についての複雑な経緯や、商標等の使用差止請求の認容判断等、事案個別の特殊性があり、先例としてどこまで参照する価値があるかは、今後の仲裁判断における扱いを注視する必要がある。



国際商事仲裁ADR文献紹介(63)

関西大学大学院法務研究科教授
酒井 一 Hajime Sakai

仲裁手続に関しては、仲裁法は詳細な規律をしていない。そこでは、一般に、訴訟と並ぶ裁断型の手続として、訴訟に準じた手続進行が想定されている。また、仲裁判断をするには、判決と同じく、事実に何らかの基準（法、条理、慣習等）を当てはめて結論が導かれる。仲裁廷が事実や判断基準を獲得するためには、証拠等の基礎資料が必要となる。仲裁手続におけるそれらの採否に関する議論は十分にされてはいない。民事訴訟においても、わが国では、自由心証主義の御旗のもと、証拠方法の原則的無制限がいわれ、違法収集証拠等証拠能力に関する議論に乏しい。今回は、仲裁に関して、証拠排除法則（なお筆者は仲裁廷による証拠の採否だけでなく、証拠の収集や開示を含むものとして議論している）に関して、検討する貴重な文献としてAleksander Godhe, *Tribunal duties and exclusion of evidence in international arbitration: the tug-of-war of fairness and efficiency, Arbitration International vol. 41 pp.103-117, 2025*を取り上げたい。内容は以下のとおりである。

国際仲裁手続では、公平性（fairness）と効率性（efficiency）の間での均衡が保たれなければならない。この2つのポリシーは、理念的には調和するが、現実の世界においては抵触する傾向にある。たとえば、当事者が得ようとした証拠が免除特権の対象であった場合や証拠価値に乏しいと思われる新証拠の提出が申し立てられた場合に、どのように

手続を進めるのが公正といえるのであろうか。証拠のすべてが訴訟記録化されるのではない。コモンロー諸国では「証拠の排除法則」と呼ばれる原則である。制定法では、早期に証拠を排除するのではなく、証拠価値の問題に帰せられる。

様々な仲裁規則や仲裁法などにより仲裁手続に柔軟性が認められ、証拠排除法則についての厳格なルールや原則は定められていない。仲裁廷の裁量によって、証拠を排除でき、または、排除すべきとされる。証拠排除が正当化される条件や公正性・効率性間の均衡の取り方を検討することは、仲裁人及び当事者にとって有益に思われる。正しい均衡点は、裁量の在り方を導く仲裁廷の義務を参照することで得ることができることを論じる。

仲裁廷の義務は、当事者の合意や準拠法に基づくが、その違反は、仲裁判断の取消・不承認、執行の不許可、仲裁人の契約責任などの効果を伴う。

仲裁廷の主たる義務は当事者への手続保障の付与であるが、効率的かつ経済的な手続実施義務もある。

仲裁廷の義務を検討する前に、IBA規則9条の2を参照し検討するが、仲裁廷がいかなる状況の下で証拠排除することになるかは仲裁廷の裁量となる。証拠が汚された状況次第ということになり、仲裁廷は、①証拠の内容、②収集方法、③仲裁廷の指示への不遵守に基づいて証拠を排除すべきとする。①は実体に関し、重要でない証拠はしばしば排除される。これは免除特権や秘密性の問題と

もなる。②及び③は手続上の問題であり、定められた証拠提出期限を徒過した後に提出された証拠を排除したZeevi Holding v. Bulgaria事件がある。

判断に際しては、仲裁廷の広範な裁量が出発点となる。仲裁法及び仲裁規則は、仲裁廷に広範な裁量権と当事者自治による裁量権の制限を原則とし、当事者は紛争解決の方法を指示することができる。当事者が手続に関して合意や権限行使をすることは稀であり、仲裁廷の裁量に委ねられることになる。

仲裁廷は証拠排除につき適切と考える方策を探ることができるとするのが、裁量権の本質である。仲裁廷の義務とその違反に対する制裁が、裁量権行使の限定につき役割を果たす。

紛争解決が国際仲裁の命脈であり、仲裁廷の中心となる義務は、仲裁判断をすることである。仲裁廷は、法を適切に適用し、仲裁地法に従って手続を実施する必要がある。理由ある仲裁判断をするためには、事実を解明し、これに法を適用しなければならない。真実発見のため、仲裁廷は証拠を採用するよう促される。あまりにも証拠に執着すると、紛争解決ではなく、より悔恨を残す紛争の可能性をもたらす可能性がある。証拠排除のためにには他の義務にも目を向けるが、適正手続を付与する義務が重要となる。

適正手続の要請は、仲裁廷の裁量権や当事者自治を阻止する。適正手続に関しては、本質的正義、手続的適正、反論権の原則とか平等取扱い等様々な用語が用いられているが、当事者が平等かつ適正に扱われるべきことが肝要である。適正手続によって、仲裁廷の証拠採用に関する裁量に限界が設けられる。適正手続の違反は仲裁判断の取消事由とされる。また、適正手続の違反は仲裁判断の執行拒絶事由となることがニューヨーク条約から導かれる。したがって、適正手続が、仲裁廷の裁量や当事者自治の本質的限界を設定するものとなる。証拠の採用や排除が適正手続違反を構成するか否か議論すべき価値がある。証拠の採用に際して反論の機会が与えられなければ、聴聞権の侵害となる。反対に、証拠の排除は、主張立証の機会の否定とされる可能性がある。聴聞権は手続進行に関する仲裁廷の権限にも影響する。時機に遅れ

た証拠の提出は排除されるべきで、当事者に無限の機会が保障されるわけではない。投資紛争に関するFraport v. Philippinesが例である。関連性のある必要な証拠を、正当な理由なく、ただちに不採用とすることは聴聞権の侵害となりえる。つぎに平等原則も申立て機会の平等を暗示する。たとえば当事者は等しく申立ての機会が与えられなければならない。仲裁廷は、異議が申立てられた場合に、無批判に証拠を採用すべきではない。さらに、当事者には十分な通知がされなければならない。新たな資料が提出された場合には、証拠排除に直結しないとしても、当事者に通知されなければならない。

適正手続違反の効果が厳しく、仲裁廷が“due process paranoia”に頭を痛め、裁量権の行使を最小限にとどめる結果となる。適正手続義務は、行為義務であり、結果責任ではない。取消手続での審理において、仲裁廷の裁量はなお広範であることが前提となる。適正手続違反の危険を最大限避けるため、多くの仲裁廷ではすべての証拠申請が採用されている。仲裁廷がこれ以外の義務を考慮することで問題に対処すべきことが提案される。

手続の効率的かつ経済的実施義務が仲裁廷にとって重要な義務となる。仲裁準拠法や仲裁規則において、仲裁廷の一般的義務と考えられている。遅滞なく、経済的に手続を実施する義務であり、適正手続と相関する。非常に非効率・不経済な手続は当事者の聴聞権侵害になる。時機に遅れた申立てや関連のない証拠を排除する理由となる。

仲裁人の非偏頗性と独立性が適正手続を補充する。

仲裁規則の多くが執行可能な仲裁判断をすべきと規定するが、この義務は他の義務に付随し、單独で存在するものではない。たとえば仲裁判断の取消し・不執行の事由となる国際公序違反が認められるならば、証拠を排除する義務が生じることになる。

仲裁廷は、諸般の事情のもと上記の諸義務を考慮して、証拠の採用ないし排除についての裁量権を行使するべきである。

中国商事紛争解決の理論と実務(66)

中国で初めて人工知能(AI)モデルの構造・パラメータを反不正当競争法の保護対象に含めた事案

日本法弁護士(弁護士法人堂島法律事務所) 現代アジア法研究会会員

王 宣麟 Senrin Oh

I. 本件のポイント

本件における重要なポイントは、第一に、人工知能モデルの構造・パラメータで生成された写真や動画に関して、AI生成物の著作物性を否定した点にある。第二に、反不正当競争法第2条の一般条項を適用し、AIモデルの構造・パラメータを「競争利益」として保護対象に位置づけ、無断利用を不正競争行為と認定した点にある。

II. 当事者等

X (一審原告、二審被上訴人)：北京微播視界科技有限公司（現：北京抖音科技有限公司¹⁾）

Y (一審被告、二審上訴人)：億睿科信息技术（北京）有限公司

第一審：北京市朝陽区人民法院 ((2023) 京0105 民初71391号、判決日2023年10月13日)

第二審：北京知識産権法院 ((2023) 京73民終3802号)、判決日2025年3月31日)

III. 事案の概要および裁判所の判断

1. Xにおけるアプリでの特効モデルの開発及び運用
Xは自社のショートムービー共有プラットフォーム「抖音」において、ユーザーの写真を漫画風イラストに変換する「変身漫画エフェクト」²⁾機能（以下「変身漫画機能」という。）を開発し、2020年6月に「抖音」において変身漫画機能を公開した。同機能により、ユーザーが変身漫画機能を用いて写真を撮影または動画を録画する際、人の顔をアニメ・漫画風スタイルの写真・ショート動画（以下「変身漫画生成物」という。）に変換することが可能となるものである。これは技術的基盤としてオープンソースの「CycleGAN」画像変換モデル³⁾を採用しながらも、単なる同モデルの流用ではなく独自性の追求を図ったものである。具体的には、専属イラストレーターを起用して5万枚以上の実写写真と手描き漫画画像のペアデータを制作し、高品質な訓練データセットを構築した。この独自データを用いて基盤モデルの学習を重ね、モデル構造とパラメータの調整・最適

1) 一審で提訴が行われた時点では、「北京微播視界科技有限公司」がXの企業名であったものの、その後、企業名が変更されている。

2) 中国語からの直訳だと「変身漫画特効」という表記になるが、より自然な日本語の表記に直すと、「変身漫画エフェクト」や「変身漫画風フィルター」といった表現の方が適切だと思われる。

3) 「CycleGAN」は、画像変換分野でよく用いられる、一般的なオープンソースのGANモデルである。敵対的生成ネットワーク（Generative Adversarial Network、略称「GAN」）は、生成型の機械学習モデルの一種であり、広告、ゲーム、エンターテイメント、メディア、製薬などの業界で広く応用されている。架空の人物やシーンの創造、顔の老化シミュレーション、画像スタイルの変換、化学分子式の生成などに用いることができる。

化を通じて、最終的に高精度なX独自の自社開発モデルを完成させた。2020年6月の変身漫画機能リリース後、2021年3月に至るまでの間に、変身漫画機能は約1717.6万ユーザーに利用され、2.9億回再生されるなど大きな反響を呼び、Xはユーザー囲い込みと広告収入という形で明確な競争上の優位性を獲得することに成功した。

2. Yが自社アプリで搭載した漫画風モデルの運用

Yは、写真・動画撮影・編集アプリ「B612咲帆（B612 Kaji）」（以下「B612」という。）の開発・運営を行っている。B612は、多彩なフィルター やスタンプ、ビューティー機能で知られ、特に若年層の女性ユーザーを中心に人気を集め カメラアプリである。Xの変身漫画機能が市場で大成功を収めてから約2ヶ月後の2020年8月、YはB612のiOS版アプリに、機能的に酷似した「少女漫画」エフェクト機能（以下「少女漫画機能」という。）を実装した。このエフェクトもまた、ユーザーが撮影した人物の顔をリアルタイムで漫画風のイラストに変換するものであった。しかしながら、ユーザー や業界関係者から、その変身効果（エフェクト）がXの変身漫画機能と酷似していると指摘されるようになった⁴⁾。この点について、Yは少女漫画機能の独自開発を主張したものの、その開発過程（投資規模、開発期間、使用訓練データ等）について具体的な説明を行うことはなく、疑念を残す結果となった。

3. XのYに対する訴訟提起

少女漫画機能のリリースとその類似性を確認したXは、自社の権利が侵害されたとして、Yを相手取り、①少女漫画機能および関連エフェクトの提供停止、②公式ウェブサイト等での謝罪広告の掲載、③経済的損失500万元および訴訟費用等約25万元の賠償を求めて、北京市の人民法院に訴

訟提起した。同訴訟の中でXは、主にYの行為が「著作権侵害」と「不正競争」の双方に該当すると主張した。

(a) 著作権侵害

まず、Xは、変身漫画生成物は、単なる機械的な産物ではなく、著作権性を有すると主張した。その生成プロセスには、Xによる①漫画スタイルの選択、②美的基準の設定、③具体的な描画ルールの策定、④訓練データの作成と選別、⑤モデル構造の設計とパラメータ調整といった、一連の独創的な選択と判断が介在している。したがって、生成された画像や動画は、Xの思想・感情が創作的に表現された「美術作品」および「視聴覚作品」に該当し、中華人民共和国著作権法（以下「著作権法」という。）によって保護されるべきであると論じた。そして、その著作権は、開発者であるXに帰属するとした。上記を前提として、Yが少女漫画機能を提供し、ユーザーに酷似した画像を生成させることは、Xが有する著作権（複製権、情報ネットワーク伝達権）を侵害する行為であると主張した。

(b) 反不正当競争法違反

次に、Xが開発したAIモデル構造とパラメータを、Yが不正流用したため、Yの顧客やトラフィックを奪う行為が誠実信用原則や商業道徳に反する不正競争行為であると主張するものである。

まず、正当な競争上の利益（中華人民共和国反不正競争法（以下「反不正当競争法」という。）第2条⁵⁾）という要件に関し、Xは、変身漫画機能の根幹をなすAIモデルの構造及びパラメータは、Xが多大な時間、費用、人的資源を投じて開発したものであり、莫大なユーザーとトラフィックをもたらす競争上の優位性の源泉であるから、正当な競争上の利益を有する。そのうえで、Yは、このXの競争上の利益の核であるAIモデルを、デコンパイルなどの不正な手段を用いてリバースエン

4) 変身漫画機能および少女漫画機能の各生成画像サンプルについては、ウェブ上で公開されている本判決添付の別表2（附表二）にて参照可能。例えば、ウェブサイト知乎「附判决 | 抖音诉B612特效模型抄袭不正当竞争案终审胜诉」<https://zhuanlan.zhihu.com/p/1895134299021362754>（2025年9月10日時点）

5) 反不正当競争法第2条2項「本法において不正競争行為とは、事業者が生産・経営活動において、本法の規定に違反し、市場の競争秩序を搅乱し、その他の事業者又は消費者の合法的な権益を害する行為をいう。」。

ジニアリングし、その構造とパラメータを盗用した上で、少女漫画機能を開発・リリースした。このようなXの利益を奪う行為は、他者の努力の成果を不当に剽窃するものであり、公正な競争秩序を破壊する、誠実信用原則および商業道徳に反する不正競争行為である。そして、Yの不正行為により、本来Xが得るべきであったユーザーや市場での注目が奪われ、Xの競争上の利益が著しく損なわれたと主張した。

4. Yの主張

これらXの主張に対して、Yは主として、以下の反論を行った。

(a) 著作権侵害の主張について

Xは変身漫画生成物の著作権者ではない。著作は直接的に作品を生み出す知的活動であり、人間による創作成果のみが著作権法によって保護される作品を構成する。AIによって生成された画像は、人間の精神的な創作活動の所産ではなく、アルゴリズムによる自動的な処理の結果に過ぎないため、著作権法が保護の対象とする「作品」には該当しない。したがって、Xはそもそも著作権者ではなく、著作権侵害は成立し得ないと反論した。また、Xの変身漫画機能自体が、オープンソースのGANモデルを基にしている以上、Xがその技術について独占的な権利を主張することはできないとした。

(b) 反不正当競争法違反の主張について

Yの少女漫画機能は韓国の別会社が独自に開発したものであり、その開発期間は変身漫画機能の開発期間と同程度であり、Xは変身漫画機能のパラメータファイルを公開していないため、Yがこれを模倣（盗用）することは不可能である。さらに、変身漫画機能と少女漫画機能のモデル構造およびパラメータには相違が存在するため、Yの行為は不正競争を構成しない。更に、Xが変身漫画機能モデルの訓練に使用した実写写真データは、抖音ユーザーから適切な同意を得ずに収集・利用されたものであるから違法であり、このように違法な手段で得られたデータに基づいて構築された競争上の利益は、反不正当競争法によって保護さ

れるべき「合法的権益」には当たらない、と反論した。

5. 第一审裁判所の判断

(a) 著作権侵害にかかる請求について：棄却

裁判所は、著作権法上の「創作」とは、「文学、芸術、科学作品を直接生み出す知的活動」であると定義した上で、変身漫画機能の生成プロセスを以下の通り分析し、いずれの段階もこの「創作」の要件を満たさないと結論づけた。

(i) 開発段階（Xにおけるスタイル設定、データ量産、モデル訓練）

Xが行ったスタイルの設定や具体的な描画基準の策定は、あくまで創作に向けたアイディアやコンセプトを具体化する準備行為に過ぎない。イラストレーターによる大量の漫画データ作成は、モデルを訓練するための素材・データ収集の一環であり、モデルの構造設計やパラメータ調整は、最終的な画像を生成するためのツール（道具）を作成する行為である。これらの行為は、いずれも最終的な変身漫画生成物を「直接」生み出す知的活動ではなく、創作のための補助的・間接的な行為に留まるため、著作権法上の「創作」とは評価できないとした。

(ii) 生成段階（ユーザーによる利用）

裁判所は、ユーザーがエフェクトを使用して写真や動画を撮影する行為は、AIに変換される元となるコンテンツ（素材）を提供する活動に過ぎず、変身漫画生成物そのものを創作する行為ではないと判断した。最も重要な点として、AIモデルが素材を漫画風画像に変換するプロセスは、事前にプログラムされたアルゴリズムと学習済みパラメータに従って実行される機械的・自動的な処理であると指摘した。この点において、人間の「思想または感情」が介在する余地はなく、創作活動に不可欠な自由な選択や判断の幅（創作的裁量）が存在しない。その裏付けとして、裁判所は「同じ入力（写真）に対しては、基本的に同じ出力（漫画画像）がなされる」というAIの特性を挙げた。この結果の画一性・予測可能性は、作者の個性や感性によって無限のバリエーションが生まれ得る

人間の創作活動とは本質的に異なるとした。

(b) 競争法上の利益侵害にかかる請求について：認容

他方で、一審裁判所は、以下の理由でYの行為が不正競争に該当すると明確に認定した。

まず、XとYは、いずれも写真・動画撮影サービスを提供するアプリ運営者であり、特に同種のエフェクト機能において直接的な競争関係にある。その上で、変身漫画機能が、Xの多大な投資と努力の結晶であり、多くのユーザーを引きつけ、プラットフォームに多大なトラフィックをもたらしている事実を重視し、これによりXが獲得した市場での競争上の優位性は、反不正当競争法によって保護されるべき正当な利益であると認めた。

Yの行為が不正な競争行為に該当するかについては、Yの少女漫画機能は、Xのエフェクトのリリース後に発表されており、YがXのエフェクトに技術的にアクセスし、分析する機会があったと認定した。専門家の鑑定意見を重要な根拠とし、両社のAIモデルが、ネットワーク構造、各層の接続関係、パラメータの大部分において一致している事実（36層中33層のデータが一致し、類似度91.7%）を認定した。これらの事実から、裁判所は、YがXのAIモデルを実質的にコピー（盗用）したと事实上推定し、このような他の事業者が多大な商業的コストを投じた成果を自己の用に供する行為は、誠実信用原則および公正な商業道徳に著しく違反すると結論づけ、Yに対し経済的損失150万元及び訴訟費用10万元の支払いを命じる判決を下した。

6. 第二審裁判所の判断

一審判決を不服としたYは、北京知識産権法院に上訴した。Yは、Yの行為が不正な競争行為として認定された点につき、Xは違法に収集したデータを使用しておりその利益は保護に値しないことや、モデルを盗用したとの認定は誤りであるなどと主張した。これに対し、北京知財法院は、以下の理由から、第一審判決を全面的に支持し、Yの行為が不正な競争行為に該当するとの判断を示した。

(a) 訓練データ収集の合法性に関する判断

「Xの訓練データは違法収集されたものであり、それから生じる利益は保護されない」というYの主張に対し、裁判所は、本件でXが保護を求めているのは「AIモデル（構造とパラメータ）」という競争上の利益であり、Yは、Xによる実写写真データの取得行為が、AIモデルの構造とパラメータの選択・使用と直接関連することを証明していないと指摘した。その上で、訓練データ取得の合法性の問題は、Yによるモデル盗用という不正競争行為の評価に影響を与えるないと判断し、Yの主張を退けた。

(b) 保護されるべきXの合法的権益

まず、二審裁判所は、一審判決が保護対象を変身漫画機能自体とした点について、当事者の主張と必ずしも一致しないとして是正し、Xが保護を主張するのは、実写写真と手描き漫画作品の訓練を経て形成された「モデル（その構造及びパラメータ）」であると特定した。Xがモデルのスタイル設定、訓練データの作成、モデルの研究開発の各段階で多大な経営資源を投入した事実を認定し、ユーザーが実在の人物と対応関係のあるアニメ風画像を生成できるようになったことは、Xにイノベーション上の優位性、経営収益、市場利益をもたらしている。そのため、この「変身漫画機能のモデル（構造及びパラメータ）」は、反不正当競争法によって保護されるべき競争上の利益（合法的権益）に該当すると判断した。

(c) Yの行為の不正性の再確認と商業道徳

二審裁判所は、Yの行為が人工知能モデル分野で一般に認められた商業道徳に違反し、不正性を有すると判断した。

まず、接触可能性については、Xの変身漫画機能がYの少女漫画機能より先にリリースされており、技術者が技術的手段を用いてモデルを抽出し、その構造とパラメータを取得することが可能であったことから、YがXのモデルに接触する可能性があったとする一審の認定を支持した。次に、モデルの実質的同一性については、両モデルの構造とパラメータが高度に類似している事実を改めて確認し、Yが主張する差異点は、最終的な漫画効果への影響がごくわずかであり、技術的実現にお

ける高度な同一性を覆すものではないとした。また、Yは、モデルが高度に類似している点について合理的な説明ができず、また有効な開発・訓練の証拠も提出できなかったため、独自開発の主張は認められないとした。その結果、Yの少女漫画機能モデルは、Xの変身漫画機能モデルの構造とパラメータを直接使用したものであると認定した。

最後に、Yが、他者が多大な人的・物的・財政的資源を投じて形成したAIモデルの構造とパラメータを直接使用し、短期間でXの競争優位性を覆し、トラフィックとユーザーを争った行為について、「人工知能モデルの開発・経営を行う企業は、許諾なく他者がデータ訓練を通じて改良したモデルの構造とパラメータを直接使用してはならない。これは、人工知能モデル分野で一般に認められた商業道徳である。」と判示し、Yの行為がこの規範に反すると明確に指摘した。

(d) 市場競争秩序への影響

Yの行為は、正常な供求メカニズムを歪め、Xがイノベーションへの投資を回収することを妨げ、市場の競争秩序を混乱させたと指摘した。このような行為を規制しなければ、市場のインセンティブメカニズムが機能不全に陥り、長期的には消費者の利益も損なわれるとして、判決の中で規制の必要性も強調している。

V. 解 説

本判決は、著作権法や特許法では保護が困難なAIモデルに対し、反不正競争法の柔軟な枠組みを適用して保護を与えた先例として極めて重要である。本判決から得られる重要な示唆を以下にまとめる。

1. AI生成物の著作物性に対する慎重な姿勢

本判決は、少なくとも現行の著作権法の枠組み

の下では、AIによって自動的に生成されたコンテンツの著作物性を認めることに、司法が依然として慎重であることを示している。人間の「創造的寄与」がどの程度あれば「作品」と認められるのかという基準は未だ流動的だが、単にAIを「道具」として利用し、ボタンを押すだけで生成されるようなコンテンツが、直ちに開発者やユーザーの著作物として保護されるわけではない、という傾向が確認された⁶⁾。

2. 反不正競争法によるAIモデルの保護という新たな地平

本判決の最大の意義は、著作権では保護が難しいAI技術の核心部分、すなわち「AIモデルの構造とパラメータ」を、反不正競争法の一般条項によって法的保護の対象として明確に認めた点にある。特に、二審判決が保護対象を具体的に特定し、その開発に投じられた投資と努力を「競争上の利益」として正面から評価したことは画期的である。一審判決がやや漠然と「変身漫画機能がもたらす競争上の優位性」を保護対象としたのに対し、二審裁判所は、「Xが多大な投資を通じて開発した『変身漫画機能のモデル（その構造及びパラメータ）』そのものが、保護されるべき競争上の利益である」と明確に保護対象を特定している。この特定により、保護対象が、ユーザーに見える表層的な「エフェクト」という機能から、その根幹をなす無形の技術的資産である「AIモデル」へとシフトしたといえるであろう。これは、AI技術の核心的価値がモデルの構造とパラメータにあることを司法が認め、それを直接的な保護対象としたことを意味し、今後の同種事案における判断基準を明確に示すものとなった。これにより、企業が多大なコストをかけて開発したAIモデルが、他社による安易な模倣や「ただ乗り」から守られる道筋を示したものであり、AI分野における

6) 近年、中国の裁判所では、「AI生成物が著作権法上保護されるのか」という論点について判断されるものが増加している。例えば、深圳市南山区人民法院(2019)粤0305民初14010号（中国で初めてAI生成物に著作物性が認められた案例）、北京互联网法院（2023）京0491民初11279号（AIが生成した「画像」について著作物性と著作権侵害を認める案例）、広州互联网法院（2024）粤0192民初113号（生成AIが生成した画像が既存の著作権を侵害した場合に生成AIサービス提供事業者の責任を認めた案例）等が挙げられる。

る研究開発投資を法的に後押しする効果が期待される。

3. AIモデル盗用行為への断固たる姿勢と商業道徳の重視

裁判所は、技術的な類似性の高さからモデルの盗用を事実上推定し、このような行為を「公正な商業道徳に反する」として明確に指摘した。これは、たとえ著作権侵害などの明確な権利侵害がなくとも、他者の努力の成果を不当に利用して競争上の利益を得る行為は許されないという、反不正当競争法の基本理念を再確認するものである。急速に発展するAI分野においても、公正な競争ルールと倫理が不可欠であるという強いメッセージを発したといえるだろう。また、「Xの訓練データは違法収集されたものであり、それから生じる利益は保護されない」という論点に対しも、仮に訓練データの収集プロセスに法的な瑕疵があったとしても、それが直ちに、多大な投資の結果として

生み出されたAIモデルという技術的成果物に対する第三者による「ただ乗り」行為を正当化するものではない、という考え方を示している。データ倫理の問題と、技術的資産の不正流用・取得の問題とを、法的に切り分けて評価した点で重要である。

4. 今後の展望

本判決は、AIと知的財産権をめぐる議論に重要な一石を投じたが、全ての課題が解決されたわけではない。AIの自律性がさらに高まった未来において、AI生成物の法的地位をどう考えるべきか、オープンソースモデルを改良した場合の権利関係はどうなるのか、あるいは訓練データの適法性は不正競争行為の評価にどこまで影響を及ぼすべきか、といったこれらの問い合わせに対する答えは、今後の技術の進展と社会のコンセンサス形成、そしてさらなる司法判断の積み重ねによって、徐々に形作られていくことになるものと思われる。



中国における紛争解決の基本と実務(42)

減資及びその紛争解決

中国法律、外国法事務弁護士（中倫法律事務所東京オフィス）

孫 彦 Yan SUN

I. はじめに

減資は、端的に言うと、会社の資本金を減少させる手続のことを指す。減資の原因は様々であるが、その影響は、会社のみならず、株主や債権者等の利害関係者にも及ぶ点に注意が必要である。

減資は、株主に出資の払戻しを行うことで資本効率を高めることや、減資により欠損を填補し経営の立直しを図ること等が可能な一方で、会社の信用力や弁済能力の低下につながる懼れもある。また、減資は各利害関係者の利益のバランスをとるために、法定の債権者保護手続を踏まなければならないのが原則である。

減資のプロセスについては、2023年改正前の会社法にも一応の規定はあったが、違法減資の結果及び関係株主や役員の責任に関する明文の規定はなかった。そのため、実務上、違法減資をめぐる紛争において、人民法院により異なる裁判基準

が採用されるといった事態が起き、裁判の予見可能性の欠如が指摘される等をしていた。かかる問題を解決するため、2023年改正会社法（以下「改正会社法」という）では、減資のルールを大きく改正した。

本稿では、改正会社法における改正箇所を踏まえ、中国における減資のプロセス及び実務上の問題点を整理する。減資をめぐる紛争解決の一助になれば幸いである。

II. 改正会社法

会社の減資に関する法律規定は、会社法（1993年）の制定時に遡ることができる。但し、当時の関連規定は、その後の度重なる改正により大幅に見直されてきた。

以下に、直近の会社法（2018年改正）と改正会社法における減資の関連規定を整理する。

No.	会社法 (2018年改正)	会社法 (2023年改正)	主な内容
1	なし	第52条	株主の失権による減資
2	第37条	第59条	株主会の決議事項（減資を含む）
3	第46条	第67条	董事会の決議事項（減資案の作成）
4	第43条及び第103条	第66条及び第116条	株主会の特別決議事項（減資を含む）
5	なし	第89条4項（有限責任会社）、 第161条3項（株式会社）	株主の買戻し請求権の行使に伴う減資
6	第142条	第162条	会社による自社株式の買戻しの例外事由（減資を含む）

7	第66条	第172条	国有独資会社の減資決議に関する特別規定
8	第179条	第34条	減資に関する変更登記
9	第177条	第224条（1項と2項）	通常減資のプロセス
	なし	第224条3項	非按分減資
10	なし	第225条	簡易減資
11	なし	第226条	違法減資の民事責任
12	第204条1項	第255条	違法減資の行政責任

上記比較表のとおり、改正会社法の減資に関する主な改正点は、「非按分減資」、「簡易減資」及び「違法減資の民事責任」の追加である。具体的には下記Ⅲの1と2、及びⅣの1を参照されたい。

III. 減資分類

改正会社法に基づくと、減資は、通常減資と簡易減資、按分減資と非按分減資、強制的減資と会社の意思による減資の3種に分けられる。

1. 通常減資と簡易減資

通常減資は、実質的減資又は有償減資と呼ばれ、資本金を減額させて、株主に出資金を払戻す、又は株主の出資義務を免除する減資を指す。この場合、結果として会社の資産の減少又は株主の出資義務の免除になる（即ち、会社の純資産が減少する）ため、法律上、債権者保護手続をしなければならず、債権者の要求に応じて、債務の弁済又は担保を提供する必要が生じる。

簡易減資は、形式的減資又は無償減資と呼ばれ、会社の積立金（任意積立金及び法定積立金を含む）に資本準備金を加えても、なお会社の欠損を補填しきれない場合に、資本金を減額させて、会社の欠損を填補する減資を指す。この場合、株主に出資金が払い戻されることも、会社の純資産の減少が生じることもなく、債権者の利益に悪影響が及ぶこともないため、債権者保護手続は不要とされている。

なお、2023年改正前の会社法では、資本準備金を欠損填補に使用することは認められていなかったが、改正会社法第214条2項に、欠損填補

のために余剰金を使用する場合、会社はまず任意積立金と法定積立金を使用し、それでも損失填補ができない場合に限り、資本準備金を使用することが明文化された。

2. 按分減資と非按分減資

実務上、「按分減資」又は「同比減資」と呼ばれる減資は、複数の株主より出資されている会社が減資を行う場合に、原則として、各株主の出資比率に応じて按分して減資を行うことをいう。この場合、減資後も株主構成は変わらず、株主間の持分割合も維持される。

一方、「非按分減資」又は「定向減資」と呼ばれる減資は、改正会社法第224条3項にて、上記按分原則の例外として、各株主の出資比率によらず（つまり、非按分で）減資することを認めることとなった減資である。かかる減資は、株主構成に変更が生じ、場合によっては、一部の株主が会社から完全にイグジットすることも可能である。昨今、中外合弁企業の外国投資家（株主）が、合弁企業から撤退する手段のひとつとして、この「非按分減資」の方法を検討するケースが増えている。

3. 強制的減資と会社の意思による減資

強制的減資とは、会社が会社法の関連規定に基づき、法的義務として減資を行わなければならぬ減資を指し、会社の意思による減資とは、法律上の義務ではなく、会社の株主会の決議に基づき会社の意思で行う減資を指す。

強制的減資の典型事例としては、上記Ⅱの比較表にあるとおり、「株主の失権による減資」、「株主の買戻し請求権の行使に伴う減資」及び「会社

による自社持分／株式の買戻しに伴う減資」が挙げられる。それぞれの根拠条文は、以下のとおりである。なお、当該条文に基づくと、かかる事由

に該当し、減資を行わなければならない場合は、法定の期限内に完了する必要があることに留意されたい。

株主の失権による減資 (改正会社法第52条)¹⁾	<p>株主が会社定款に定める出資日どおりに出資せず、会社が、前条第1項の規定に従い、書面で催促状を送付し、出資の払込みを催促した場合、出資の払込みについての猶予期間を明記することができる。猶予期間は、会社が催促状を送付した日から起算し、60日を下回ってはならない。猶予期間が満了してもなお、株主が出資義務を履行しない場合、会社は、董事会決議を経て当該株主に対し失権通知を発送することができる。通知は書面で行わなければならない。当該株主は、通知の発送日から、その未払込分の持分を喪失する。</p> <p>前項の規定に従い喪失した持分は、法により譲渡する、又は登録資本金を相応に減少し、当該持分を抹消しなければならない。6ヵ月以内に譲渡されず、又は抹消されない場合、会社の他の株主がその出資比率に従い相応の出資額を全額払い込むものとする。</p> <p>株主は、失権に対して異議がある場合、失権通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴訟を提起しなければならない。</p>
株主の買戻し請求権の行使に伴う減資 (改正会社法第89条、第161条)²⁾	<p>次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は、会社に對し適正な価格でその持分を買い取るよう請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 会社が5年連続で株主に対し利益分配を行っていないが、当該5年間において、会社は連続して利益を得ており、かつ、本法に定める利益分配の条件を満たしている場合 (二) 会社が合併もしくは分割し、又は主要財産を譲渡する場合 (三) 会社定款に定める営業期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が発生したにもかかわらず、株主会が定款修正の決議を可決し、会社を存続させた場合 <p>株主会決議の日から60日以内に、株主と会社が持分買取について合意できない場合、株主は株主会決議の日から90日以内において、人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>会社の支配株主が株主の権利を濫用し、会社又はその他の株主の利益を著しく損なった場合、その他の株主は、会社に合理的な価格でその持分を買い取るよう請求する権利を有する。</p> <p>会社が本条第1項、第3項に定める事由により買戻した自社の持分は、法により6ヵ月以内に譲渡又は抹消しなければならない。</p>
会社による自社持分／株式の買戻しに伴う減資（改正会社法第162条）³⁾	<p>会社は、自社の株式を買い取ってはならない。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかが該当する場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 会社の登録資本金を減額させるとき (二) 自社の株式を保有するその他の会社と合併するとき (三) 株式を従業員持株計画又はエクイティ・インセンティブに用いるとき (四) 株主が、株主会による会社の合併又は分割の決議に異議を有し、会社にその株式の買取りを要求するとき (五) 株式を、会社が発行する、株式に転換できる社債の転換に用いるとき (六) 上場会社が会社の価値及び株主の権益を維持するために必要とするとき (中略) <p>会社は、本条第1項の規定により自社の株式を買い取った後、第1号の事由に該当するときは、買い取った日から10日以内に抹消しなければならない。（後略）</p>

1) 改正会社法第107条に基づき、本条は、株式会社にも適用される。

2) 改正会社法第89条は、有限責任会社に関する規定であり、第161条は株式会社に関する規定である。2つの条文の内容が概ね同じであるが、株式会社に関する第161条には、その第1項の2号には「主要財産の譲渡」のみ規定し、第89条1項2号に定める「会社の合併及び分割」に関する規定がなく、また第89条3項に関する規定もない。

3) 本条は、株式会社のみ適用される条文である。

V. 減資のプロセス等

1. 通常減資と簡易減資の比較

前述Ⅱのとおり、改正会社法第224条及び第225条において、通常減資と簡易減資でそれぞれ

のプロセスを定めている（下表参照）。通常減資と簡易減資の主な違いとしては、簡易減資は、債権者への通知、債務弁済又は担保提供等の債権者保護手続きが不要である点が挙げられる。

No.	プロセス	普通減資	簡易減資
1	貸借対照表及び財産目録の作成	必要	必要
2	債権者への通知	減資決議の日から10日以内	不要
3	新聞又は国家企業信用情報公示システムでの公告	減資決議の日から30日以内	減資決議の日から30日以内
4	債務弁済又は担保提供	通知受領した日から30日以内、通知を受領していない場合には公告日から45日以内	不要
5	変更登記	必要 第三者対抗要件	必要 第三者対抗要件

2. 外商投資企業の減資

従来、中外合弁企業に対しては、経営期間中の登録資本金の減額が禁止されていた（1983年の「中外合弁企業法実施条例」第22条）。これが、2001年に「中外合弁企業法実施条例」が修正された際に、「経営期間中は登録資本金を減額させてはならないが、投資総額及び生産経営規模等に変化が生じたことにより、確実に減資を行う必要が生じた場合は、原許認可機関の認可を受けなければならない」という表現に改正された。当該改正により、原則として減資が禁止されたことに変わりはないが、許認可機関の認可を前提として、減資が認められる余地があった。

しかし、上記の減資の法律根拠における減資の条件（投資総額及び生産経営規模等に変化が生じたことにより、確実に減資を行う必要が生じた場合）は、抽象的であり、実務上では、許認可機関が大きな裁量権をもっていたことから、認可されるか否かの判断にばらつきが生じていた⁴⁾。

2020年1月1日からの「外商投資法」施行に伴い、

従来の三資企業法及びその関連法規⁵⁾並びにかかる法令に基づく許認可制度が廃止され、中外合弁企業を含む外商投資企業の減資は、会社法が適用されることとなった。このため、原則として、中国国内資本の企業の減資と同じ扱いになった。

V. 簡易減資の新規導入

2023年改正前の会社法には、減資を普通減資と簡易減資と区別せず、一律に債権者保護手続を求めていた。かかる制度の設計は、株主が減資を通じて出資義務や債務を逃れることを防ぐためには有益であるが、会社の純資産の減少が生じない簡易減資のハードルを高めてしまい、かかる減資の実効性を損なう要因となっていた。特に景気低迷期においては、会社が欠損を填補し経営の立て直しを試みることに対し、大きな制約となっていた。

また、会社法改正前には、法定の減資プロセスに反して減資を行ったために発生したトラブル（例えば、債権者への通知をしなかった等）が多く

4) 減資実現の可否について、各地方の許認可機関は、2004年に廃止された工商企字[1994]第305号第11条を参考し、①正当な理由の有無、②外商投資企業の正常な経営に対する影響の有無、③債務弁済に対する影響の有無、及び④雇用に対する影響の有無等の要素を審査し、判断していた。

5) 「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」及び「外資独資企業法」を指す。

発していた。かかる裁判において、多くの裁判官は、債権者の利益に影響を及ぼさない減資については、普通減資と区別して扱うべきであるという見解を示していた。具体的に言うと、仮に債権者保護手続に瑕疵があっても、直ちに減資の有効性を否定するのではなく、個別の事案ごとに債権者の利益が実質的に侵害されるかどうかを判断する事例が多く見受けられた。

そのような背景を踏まえて、改正会社法第225条において、簡易減資に関する明文規定が新設された。同条によれば、会社が簡易減資を実施する場合には、次に掲げる条件を満たさなければならぬ。

- ①積立金（任意積立金及び法定積立金）⇒資本準備金⇒減資という順で、欠損填补をしなければならないこと
 - ②株主に分配してはならず、また、株主の出資又は株式払込金を払い込む義務も免除してはならないこと
 - ③株主会が登録資本金減額の決議をした日から30日以内に、新聞又は国家企業信用情報公示システムで公告しなければならないこと
- なお、簡易減資を実施した後、法定積立金及び任意積立金の累計額が会社の登録資本金の50%に達するまで、利益を分配してはならない。

VI. 違法減資の責任

2023年改正前の会社法には、違法減資時の会社の行政責任が定められているだけで、関連当事者（株主や役員）の責任に関する規定はなかった。この点については、立法の瑕疵であると指摘されている。

1. 2023年会社法改正前の実務

人民法院は、過去の裁判例において、債権者保護手続をしなかった減資について、その効力を認めつつ、株主による出資の不正回収に関する規定を準用して対応してきた。

この場合、「『会社法』適用の若干問題に関する規定（三）」（以下「会社法司法解釈（三）」という）

第14条に基づくと、違法減資時の関係者の責任は、以下のとおりとなる。

- (1) 株主が不正に出資を回収し、会社又は他の株主が、不正に回収した出資を株主に対して元本・利息を会社に返済するよう求めることが可能であり、また出資の不正回収に協力した他の株主、董事、高級管理職又は実質的支配者に対し、連帯責任を負担するよう求めることが可能である。
- (2) また、会社の債権者は、出資を不正に回収した株主に対し、不正に回収された出資の元本・利息の範囲内で、会社債務の弁済ができない部分につき、追加的賠償責任を負担するよう求めることができあり、また不正回収に協力した他の株主、董事、高級管理職又は実質的支配者に連帯責任を負うよう求めることが可能である。

2. 改正会社法

改正会社法第226条は、新たに次のことを明記した。「本法の規定に違反して登録資本金を減少させた場合、株主は、受領した資金を返還しなければならず、株主の出資を減免した場合には、原状回復しなければならない。会社に損害をもたらした場合には、株主並びに責任を負う董事、監事及び高級管理職が、賠償責任を負わなければならない」。当該条文に基づくと、違法減資時の関係者の責任を以下のように整理できる。

- (1) 違法減資は、「本法の規定に違反して」とされている。そのため、会社法に定める減資のプロセスのほか、法定条件（例えば、上記Vにある簡易減資の条件）を満たしていない場合の減資も含まれる。
- (2) 株主の責任は、資金返還を受けたか否かによって、パターンが分けられている。
資金返還を受けた株主は、受領した資金を会社に返還しなければならない。一方、資金返還を受けておらず、出資義務の減免を受けた株主は、原状回復をしなければならない。これは、結果的に、減資の決議が無効になると同等の効果をもたらすと評価できる。

(3) 上記の株主の責任に加えて、かかる減資が会社に損害をもたらした場合には、責任を負う董事、監事又は高級管理職は、賠償責任を負わなければならない。この点については、改正会社法第188条にも関連規定がある。同条によれば、「董事、監事又は高級管理者が、職務執行にあたり法律、行政法規又は会社定款の規定に違反して会社に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならぬ。」とされている。

3. 行政処罰

違法減資時の行政処罰については、改正会社法に変更はなかった。

改正会社法第255条に基づくと、会社が登録資本金を減額させる場合に、同法の規定に従った債

権者への通知又は公告しなかったときは、会社登記機関より是正が命じられ、併せて会社に対し1万元以上10万元以下の過料が科せられる。

VII. 典型的裁判例

以下は、会社の株主が、会社が対外的に債務の履行能力を欠いていることを知りながら、会社の登録資本金を大幅に減額させ、かつ債権者への通知を行わなかったため、違法減資と認定された裁判例である。

かかる裁判例は、常熟中級人民法院が改正会社法第226条を初めて適用した事例で、会社が弁済できない債務は、株主がその違法減資の範囲内で補充的な賠償責任を負うべきであると判断されたものである。

事件名	改正会社法適用の違法減資案件
当事者	原告：某科技公司（以下「A社」という） 被告：某メーカーの株主である樊氏と袁氏
判決/ 裁定年月日	一審：不明（常熟中級人民法院）
人民法院	一審：常熟中級人民法院
判決書/ 裁定書番号	一審：不明（常熟中級人民法院のWeChat公式アカウントにて公表）
案件概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 某メーカー（以下「B社」という）は、2020年9月設立、登録資本金2000万人民元の会社である。 ✓ 出資は、樊氏が1900万人民元を、袁氏が100万人民元の出資額をそれぞれ引き受けた。払込期限は2070年12月と設定された。 ✓ 2023年、A社は、B社がA社に増価税専用インボイス（免税手続に必要）を発行しないとして、常熟中級人民法院に提訴した。 ✓ 人民法院の調停により、A社とB社は以下のとおり調停合意をした。 2023年11月までに、B社はA社に約267万人民元の増価税専用インボイスを発行する義務を負うものとする。期限どおりに発行しない場合、B社はA社に生じる税額損失を賠償する。 ✓ その後、B社が上記調停合意で定めたインボイス発行の義務を履行しなかったため、A社が人民法院に強制執行を申し立てた。だが、B社が執行可能な財産を保有していないため、2024年3月に執行手続が終了した。 ✓ B社は、2024年7月に、減資の変更登記を行い、登録資本金を50万人民元に減資した。これにより、樊氏と袁氏の出資額はそれぞれ47.5万人民元と2.5万人民元に変更（減額）され、その払込期限は2028年8月31日と設定された。 ✓ A社は、人民法院に対して、B社が減資の際に、債権者への通知義務を履行しなかったとして、B社の株主である樊氏と袁氏に対し、民事調停書に定める税額損失賠償義務につき、減資の範囲で補充的な賠償責任を負うよう提訴した。

判決/ 裁定内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本件で争点となった減資行為は、2024年7月1日以降に発生したものであり、改正会社法に基づく、減資に関する新たな規定が適用されるべきである。 ✓ 改正会社法第226条は、違法な減資行為について、「本法の規定に違反して登録資本を減少させた場合には、株主は、その受領した資金を返還しなければならず、株主の出資を減免した場合には、原状に回復しなければならない」と規定している。 ✓ B社は、減資登記手続は経たものの、債権者たるA社（原告）に対して減資の事実を通知する義務を履行しなかった。そのため、会社資本の充実・維持に対する原告の合理的な期待を損ない、原告の利益を侵害する結果となった。 ✓ 減資の対象となる出資額の払込期限は到来していないが、B社には強制執行可能な財産が存在せず、その株主である樊氏と袁氏も人民法院が指定した期間内に執行可能な財産に関する証拠を提出しなかつた。 ✓ この点について、人民法院は、会社法司法解釈（三）第13条2項に基づき、樊氏と袁氏がそれぞれ減資の範囲で補充的賠償責任を負うと認容した。
-------------	---

VIII. おわりに

2023年会社法改正前、減資を行うにあたっては、一律に債権者保護手続が必要であった。だが、制度運用上の硬直性が問題視されていた。

改正会社法の施行により、実務上の裁判例の蓄積や企業活動の実態を踏まえた柔軟な対応が図られるようになった点は、大きな意義がある。また、

違法減資に関する責任を明確に規定したことは、債権者保護の観点からも予見可能性が高まるところから、実務上の安定が期待される。

また、簡易減資や非按分減資につき明文規定が新設されたことは、日系企業を含む外商投資企業にとって、グループ再編や合弁事業からの撤退等に、これらの改正点をいかに実務に活かすかという新たな課題が産まれたとも言える。



国際物品売買契約の基本実務講座(11)

国際物品売買契約の主要条件の実務上の論点⑥

決済条件と信用状

(Terms of Payment and Letters of Credit)

GBCジャーピック大貫研究所代表 関西国際取引争訟研究会会長

大貫雅晴 Masaharu Onuki

I. 買主の代金支払い義務

CISG53条に買主の基本的義務として「代金の支払い」と「引渡し受領義務」が設けられている。同条では、「買主は、契約及びこの条約に従い、物品の代金を支払い、及び物品の引渡しを受領しなければならない。」としている。同54条から59条までは、同53条で定められている買主の基本的義務に関するいくつかの細目が規定されている。同60条には「引渡し受領義務」が定められている¹⁾。

国際物品売買契約において、「決済」と「価格」は最も重要な規定であり、通常、契約書に「決済」と「価格」は具体的、詳細に規定される。「契約」は、条約より優先的に適用(同6条)²⁾されるので、買主は「契約」に従いその義務を履行しなければならない。

同54条では、「代金を支払う買主の義務には、支払いを可能とするため、契約又は法令に従って

必要とされる措置をとるとともに手続を遵守することを含む。」と規定している。買主の代金支払い義務には、買主が支払いを可能にするために、契約及び関連する法令に従って必要な措置をとらなければならない義務が含まれる。

例えば、契約の支払条件が荷為替信用状決済では、通常、買主の義務として、信用状の開設義務とその開設期限が契約書に規定される。同54条に基づき、買主は支払いを可能にするため、契約又は法令に従って必要とされる措置をとる義務があり、買主は、その期限内に当該信用状を開設しなければならない。

同58条1項では、買主は、契約及び条約(CISG)に従って物品又はその処分を支配する書類を買主の処分にゆだねた時に、代金を支払わなければならないと定めている³⁾。この規定は、物品又は書類と代金が同時に交換されることを意味している。英米法では“concurrent condition”、大陸法では「同時履行の抗弁」⁴⁾と呼ばれている。

1) CISG60条「引渡しを受領する買主の義務は、次のことから成る。

(a) 売主による引渡しを可能とするために買主に合理的に期待することのできる全ての行為を行うこと。
(b) 物品を受け取ること。」

2) CISG6条「当事者は、この条約の適用を排除することができるものとし、第12条の規定に従うことを条件として、この条約のいかなる規定も、その適用を制限し、又はその効力を変更することができる。」

3) CISG58条1項「買主は、いずれか特定の期日に代金を支払う義務を負わない場合には、売主が契約及びこの条約に従い物品又はその処分を支配する書類を買主の処分にゆだねた時に代金を支払わなければならない。売主は、その支払を物品又は書類の交付の条件とすることができます。」

同2項「売主は、契約が物品の運送を伴う場合には、代金の支払と引き換えでなければ、物品又はその処分を支配する書類を買主に交付しない旨の条件を付して、物品を発送することができる。」

買主は、売主が交付する荷為替信用状と船積関係書類の交付に基づき代金を支払わなければならぬ。売主は、別段の合意がない限りは、当該信用状の開設期限を延長する義務はなく、また、買主に対して信用供与を行う義務を負わない。買主の代金支払いがない場合は、売主は物品又は書類の交付を拒絶することができ、買主の契約違反による損害賠償などの救済を受けることができる。

II. 決済条件

国際物品売買契約の実務では、決済条件に関しては、通常、決済通貨と決済方法、また、決済の場所などが契約書に規定される。決済通貨と決済条件の種類、決済場所、信用状の性格と機能との問題点について紹介する。

1. 決済通貨の選択

決済通貨は、通常、価格の設定において、決済通貨が記入される。決済通貨の選択は、自国通貨（邦貨）、相手国通貨、もしくは、第三国通貨（ドル、ユーロ、ポンド、他）のいずれかで価格に記入される。輸出において邦貨建てであれば、為替相場の変動リスクは買主が負担し、外貨建てであれば売主が負担することになる。外貨建の場合は、契約時点と決済時点の期間における為替相場の変動によるリスクの対応が求められる（決済通貨については本シリーズ第6回「物品の記述と価格」を参照願いたい）。

2. 決済方法の選択

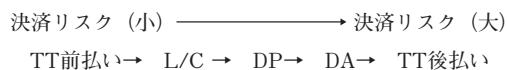
国際物品売買契約において採用されている決済手段は多種、多様であるが、一般的に、①送金決済、②荷為替手形決済（D/P、D/A手形）、③信用状付荷為替手形決済が利用されている。

上述の決済手段を選択するうえで、決済リスクの高い手段、リスクの低い安全な手段、また、決済手続にかかるコスト、及び決済手続の煩雑さの

程度を考慮して各取引に適応する適切な決済手段を選択することが大切である。また、輸出者（売主）の観点から、決済リスクの高い手段を採用するときは、与信リスクの対策を講じておく必要がある。

また、決済手段の選択において、相手国の外国為替管理制度に基づく決済手段や外貨送金の規制などの有無、その規制内容を事前に調査しておく必要がある。

輸出における決済リスク図



3. 決済方法の種類

国際物品売買契約では、決済条件の種類及びその性格を認識して、当事者間で取り決められた決済方法を契約書に具体的、明確に規定しておくことが大切である。

(1) 送金決済

近年、貿易取引のグローバル化が振興しており、欧米でよく利用されている送金決済方式が、アジア諸国を含みグローバルに普及しており、我が国でも送金決済は飛躍的に増大している。

送金決済では、通常、銀行経由で送金がされており、前払い方式、送金後払い方式、掛け売り方式（例えば、月末〆の翌月10日払い方式）がある。

(a) 銀行送金前払い方式

銀行送金前払いは、売主にとりリスクの低い決済方式である。一方、買主にとり、商品の引渡しが支払後となるので、商品引渡しに関するリスク（引渡し遅延、不履行、商品相違、数量不足、品質不良等）が高い。前払い方式の支払期日の指定の方法は以下のようになる。

(i) 物品の引渡しを基準として支払日を指定

例えば、「物品引渡約定日の遅くとも30日以前の支払い」（“payment at least 30 days before the agreed date of delivery of the goods”）

4) 日本民法533条（同時履行の抗弁）「双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代る損害賠償の債務の履行を含む）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りではない。」

(ii) 契約日の一定期間内として支払期限を指定
例えば、「契約日後30日以内の支払い」
("payment within 30 days from the date of the contract")

銀行送金前払い方式 (i)、(ii) の英文例を以下に示す。

"The payment for the full price of the Products shall be remitted in advance by Buyer through telegraphic transfer to the bank account of Seller in Seller's country at least ____days before the agreed date of the delivery of the Products (又は、within ____days from the date of the contract のいずれか選択). "

(iii) 他の決済方式との組み合わせ

代金支払方法を送金前払いと信用状荷為替手形決済との組み合わせて2~3分割の支払方法を採用することがある。例えば、「契約金額の30%を契約日後30日以内の前払い」 ("payment for 30% of the whole price, within 30 days from the date of the contract") ; [残金70%を荷為替信用状決済による] ("payment for the remaining 70% of the whole price by the documentary letter of credit") とする送金決済と信用状決済の組合せである。

以下に英文例を示す。

"The payment of the full price of the Products shall be paid as specified below:

1 An initial payment of 30 % of the full price of the Products shall be made by Buyer in advance by TT bank remittance to the Seller within 30 days from the date of this Contract.

2 A letter of Credit in the amount of the remaining 70% of the full Price of the Products shall be established by Buyer in favor of the Seller within () days from the date of this Contract."

(b) 銀行送金後払い方式

銀行送金後払い方式には、インボイス後（ ）日払いの後払い方式、また、毎月の（ ）日〆の翌月の末日決済とする掛け売りがあるが、売主にとり決済リスクが高くなる。万が一、代金決済がされなかった場合に備えて第三者保証又は担保を考慮する必要がある。買主は、与信担保として、銀行発行のスタンダバイ信用状⁵⁾、又は保証状の提供することを条件とすること、又日本貿易保険 (NEXI) の貿易保険を付保することが考えられる。

(i) 銀行送金後払い

銀行送金後払い方式の英文例を以下に示す。
"The payment for the full price of the Products shall be remitted by Buyer through telegraphic transfer to the bank account of Seller's bank in Seller's country within ____ days after the relative invoice date."

(ii) 掛け売り決済方式

長期継続的取引、例えば、販売店契約、OEM供給契約等では、掛け売り決済方式を採用することがある。以下に掛け売り決済方式の英文例を以下に示す。
"The payment for the price of the Products shall be remitted by Buyer through telegraphic transfer to the bank account of Seller in Seller's country within the end of the following month after sum up of the invoices at the every 10 day of the month."

(2) 荷為替手形による決済

売主が振り出す為替手形 (bill of exchange) に船荷証券 (bill of lading) 等の船積書類を添付して組み合わせることで荷為替手形 (documentary bill of exchange) となる。

荷為替手形決済では、売主が貨物を船積して、船積書類 (shipping documents) を揃えて、買主

5) スタンダバイ信用状とは、請求支払保証と同義の保証の一形態である。米国では、銀行が直接に保証状を発行することが規制されていることから、保証状に代わって、スタンダバイ信用状が利用されている。スタンダバイ信用状は、その利用目的により機能の異なる数種の信用状がある。例えば、売主側が、長期、例えば、90~180日の与信のオープンアカウント条件の決済を合意する場合、与信担保として、買主側の取引銀行から、売主を受益者とするスタンダバイ信用状を発行することを条件とすることにより、万が一、買主が決済しない場合は、売主は、一定の形式の書面請求を提示することにより、当該スタンダバイ信用状に基づき、銀行から支払を受けることができる。

又は銀行宛に振り出す為替手形に添付して、為替銀行に荷為替手形代金の取立てを依頼する。この決済では、代金取立て完了後に支払いが行われることになる。但し、信用状が付いている場合、手形代金保険が付保されている場合は、通常、売主が自己の取引銀行に荷為替手形を振り出すと、銀行が当該手形を買い取り、手形代金を支払ってくれる買為替決済となる。

船積書類には、船荷証券（bill of lading）、又は他の運送書類（transportation documents）、商業送状（commercial invoice）、保険証券（insurance policy）、梱包明細書（packing list）、原産地証明書（certificate of origin）等がある。

(a) 支払渡し条件（Documents against Payment : D/P）

買主の手形代金の支払いと引き換えに船積書類が引き渡される手形条件である。

荷為替手形の一覧払決済の英文条項例を以下に示す。

“The payment for the price of the Products shall be made by D/P (documents against payment) at sight draft to be drawn by Seller against Buyer.”

(b) 引受け渡し条件（documents against acceptance : D/A）

買主が、手形の呈示をうけて、手形を引き受けことと引き換えに船積書類が引き渡される手形条件である。

荷為替手形決済による代金取立て決済は、売主にとり、決済リスクの高い手段であり、与信決済条件になるので、与信管理、担保対策を考慮する必要がある。与信リスク担保の方法としては、例えば、貿易手形保険の付保、国際ファクタリング、信用状付荷為替手形決済などがある。

荷為替手形の引受け渡し決済の英文条項例を以下に示す。

“The payment for the price of the Products shall be made by D/A (documents against acceptance) at 90 days after sight to be drawn by Seller against Buyer.”

(3) 信用状付荷為替手形決済

信用状は売主が銀行又は買主宛てに振り出す荷

為替手形に関して、買主の取引銀行がその手形代金の支払いを確約する証券であり、いわゆる保証状である。売主が、信用状条件に合致した荷為替手形を振り出す限り、手形代金の支払いを受けることができる。

信用状は買主の取引銀行である発行銀行の荷為替手形の支払い保証がされているため、売主にとり決済リスクの低い、安全な決済手段であるといえる。

荷為替信用状決済の英文条項例を以下に示す。
“The payment of the price of the Products shall be made by means of an irrevocable documentary letter of credit available for the Seller's draft at sight to be opened by Buyer through a prime and leading bank satisfactory to Seller within () days after conclusion of the contract.”

III. 支払い場所—銀行送金の支払い場所 は売主の銀行か買主の銀行か—

1. 支払い場所について

国際物品売買契約においては、国によっては外國為替管理が緩い国、厳しい国があり、その法規が国により異なり、また、制裁による外貨送金規制が課せられている国もあるので、支払い場所（place of payment）は重要な問題となることがある。例えば、アルゼンチンの外貨決済における為替規制（外貨購入規制：CEPO）、ロシア等に対する経済制裁による外貨（ドル、ユーロ、ポンド、他）の為替、送金規制などがある。

CISGの下では、代金の支払い場所は、契約等で特定の場所を合意しない限りは、基本、売主の営業所である。同57条1項で、「買主は、次の（a）又は（b）に規定する場所以外の特定の場所において代金を支払う義務を負わない場合には、次のいずれかの場所において売主に対して代金を支払わなければならない。」

(a) 売主の営業所

(b) 物品又は書類の交付と引換えに代金を支払うべき場合には、当該交付が行われる場所」と定めている、また

同2項で、「売主は、契約の締結後に営業所を変更したことによって生じた支払に付随する費用の増加額を負担する。」と定めている。

2. 特約による支払い場所の変更のリスクと対応

同57条1項 (a) では、特定の場所で代金を支払う義務を負わない場合は、売主の営業所としている。国によっては制裁により外貨送金ができない国、また外貨送金規制で為替管理が厳しい国もあり、買主の国で代金が支払われても、売主の口座に送金ができない場合もあるので、売主にとり同条の規定の意義は大きい。しかし、同条項は任意規定であり、当事者間の合意により修正、変更ができ、当事者間合意で定められた特定の支払い場所は同条項に優先する。

例えば、支払い場所は、契約書で買主の国の銀行口座と規定されている場合がある。対ロシア企業との国際物品売買契約の銀行送金払いの条件に次のような規定がされていた。“The Buyer’s payment obligation shall be completed to be fulfilled on the day when such payment is deposited into the Buyer’s Bank Account specified in this Contract . . .”

上述の規定では、買主の国の銀行口座に支払うことで、買主の代金支払い義務は完了することになる。為替規制、送金規制の厳しい国の取引相手の場合、決済リスクが非常に高く、買主の口座に入金されても、売主の口座に送金ができない場合がある。

リスク対策としては、売主の立場から、支払い場所は売主の国の銀行として、入金の完了は売主が入金確認をした時点としておくべきである。以下に売主の銀行口座への入金の英文条項例を示す。

“The payment by Buyer shall be completed when the price of the Goods shall be transferred and deposited into the Seller’s Bank Account specified in the Contract and confirmed by the Seller. Buyer shall be deemed to have performed its payment obligation when the respective sums due have been received by the Seller’s bank in Seller’s country.”

IV. 信用状の性格、機能

信用状とは、買主の取引銀行である発行銀行が、信用状面に記載されている条件と合致して荷為替手形が振り出されている場合にはその手形代金の支払いを売主に確約している証券である。発行銀行による一種の支払保証状である。以下に信用状決済の流れ、信用状の性格、機能、及び信用状統一規則について紹介する。

1. 荷為替信用状による代金決済の流れ

荷為替信用状による代金決済は、一般的に、以下のようない流れで利用されている。

(1) 買主の信用状の発行、提供義務の発生

売主、買主の間で締結される貿易売買契約の決済条件が、荷為替信用状決済の場合、買主は先ずは、買主の取引先である発行銀行を通じて、売主を宛人とする信用状の発行、提供義務が発生する。

(2) 買主の取引銀行への信用状の発行依頼

買主は信用状開設依頼者として、自己の取引銀行に信用状の開設を依頼する。この場合、信用状を発行する銀行を発行銀行 (issuing bank) という。

(3) 発行銀行による信用状の発行と受益者への通知

開設依頼を受けた発行銀行は、通知銀行を通じて受益者(売主)に信用状を通知する。この場合、通知銀行 (advising bank) とは、発行銀行が、受益者所在地の自己の本支店又はコレス銀行に依頼して、受益者に信用状の発行を通知してもらう、この通知を行う銀行である。

(4) 受益者による貨物の船積と船積書類、荷為替手形の買取依頼

信用状の通知を受けた受益者である売主は、物品を船積し、船積書類、為替手形を整えて、荷為替手形と信用状他必要書類を買取銀行に呈示する。

(5) 買取銀行による買取と発行銀行への書類発送

買取銀行は書類が文面上信用状条件と合致しているか否かを点検。合致していると判断したときには、手形の支払い、引受け、買取りを行い、発行銀行に書類を送付する。

(6) 発行銀行による発行依頼人への支払い請求と書類引渡し

書類送付を受けた発行銀行は、書類が信用状条件に合致しているかを点検、書類を受理するか否かを決定。同時に発行依頼人（輸入者）へ支払い請求、支払い又は引受け後に書類を発行依頼人に引き渡す。

（7）輸入者による貨物の引取り

買主は、発行銀行から、船荷証券、その他の書類を受け取り、船荷証券の原本を運送会社に提示して、貨物を引き取る。

2. 荷為替信用状に関する国際統一規則

信用状取引に関して銀行を含む取引利害関係者の間で、信用状に関する解釈で、トラブル、紛争が発生することがあるが、国、地域により信用状に関する解釈、取扱いが異なり、その相違から紛争が数多く発生したため、信用状の国際的な統一規則の必要性が増大するなか、国際商業会議所（International Chamber of Commerce : ICC）が中心となり、1933年に「商業荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」（“The Uniform Customs and Practice for Documentary Credit”）が採択された。その後数次にわたり改訂を重ねて、現在は2007年改訂版が利用されている。その名称は、「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例、2007年改訂版、ICC出版番号600」（The Uniform Customs and Practice for Documentary Credit, 2007 Revision, ICC Publication No.600）である。通称UCP600という。

信用状面には、通常、信用状統一規則適用文言が記載されているが、信用状統一規則に準拠する旨の信用状適用文言としては、次のような文言が信用状に挿入される。

“The Uniform Customs and Practice for Documentary Credit,2007 Revision, ICC Publication No.600 shall apply to the Credit Concerned.”

（荷為替信用状に関する統一規則及び慣例、2007年改訂版UCP600は当該信用状に適用されるものとする。）

3. 信用状の性格と機能—信用状と売買契約の関係

荷為替信用状は、貿易取引を容易にするために銀行によって提供される便益であり、荷為替手形決済の回収担保となるものである。発行銀行は、信用状条件が充足されることを条件として、手形代金の支払いの確約をするものである。信用状の性格、機能に関する基本原則を以下に挙げる。

（1）信用状独立抽象性の原則—信用状と売買契約との関係

信用状はその性質上、信用状の基礎となることのできる売買契約、その他の契約とは別個の取引である。契約の言及が信用状に含まれていても銀行はその契約とは無関係であり、又このような契約により何ら拘束されない。受益者は銀行間、発行依頼人と発行銀行の契約関係を援用することはできない（UCP第4条（a））。

（2）書類取引の原則—書類と物品、サービス又は履行との関係

信用状取引において、銀行は、書類を取り扱うのであり、その書類が関係することのできる物品、サービス、又は履行を扱うものではない（UCP第5条）。信用状は、信用状の条件を充足する書類の呈示を条件に履行される銀行間の書類取引であり荷為替信用状は、当該信用状が関係する物品または役務の契約とは関係なく、信用状条件が要求する書類のみに基づいて支払いを確実にするものである。

（3）厳密一致の原則—ディスクレパンシーのある書類の拒絶

指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行、又は発行銀行が、信用状に基づく呈示書類が外見上信用状条件を充足していないと決定した場合には、その銀行は引き受け（honor）すること又は買い取ることを拒絶することができる（UCP第16条（a））。信用状は、信用状条件と提供書類の不一致がある場合には、発行銀行は書類及び支払いを拒絶することができる。信用状決済は、荷為替手形決済を確実にする担保として機能はするが、信用状条件と提供書類の不一致（ディスクレパンシー）による書類拒絶リスクがある点に留意が必要である。

V. 信用状決済に伴うトラブルリスク

信用状の機能、特徴として、①信用状独立抽象性の原則、②書類取引の原則、③厳密一致の原則が挙げられる。これ等諸原則から、売主は売買契約の内容どおりに契約を履行しても、信用状条件に違背していれば、手形の支払いを拒絶されることに留意する必要がある。従って、上述の原則を十分に認識、理解することは、信用状決済での契約履行に基づく代金決済を安全、スムーズに行う上で大切である。信用状機能の3原則から発生するトラブルを紹介し、その対応を検討する。

1. 信用状厳密一致の原則とトラブルリスク

【事例】

450トンの穀類（グランドナッツ）の売買契約が締結され、決済条件は、信用状決済であり、買主の依頼に基づき、発行銀行は売主を受益者とする取消不能信用状を開設し、通知銀行経由で受益者（売主）に信用状の通知がされた。その信用状面の条件では、商品名は“Coromandel groundnut kernels, dry, decorticated”となっており、商業送り状、船荷証券、保険証券、他の書類を要求していた。

貨物が船積された後、受益者（売主）が呈示した書類を買取銀行から発行銀行に送付されたが、その書類のなかで、船荷証券に“machine shelled groundnut kernels”と記載されていたため、発行銀行から船荷証券面の商品名が正確に記述されていないとして、信用状の条件と提出書類の不一致（ディスクレパンシー）を理由に買取を拒絶された。

「信用状厳密一致の原則」に基づき、発行銀行は、外見上、信用状条件と提供書類に不一致がある場合には、発行銀行は書類拒絶することができる（UCP第16条（a））。一方、信用状条件と提供書類が合致している場合は、発行銀行は受益者に対して支払義務がある（UCP第15条（a））。

信用状決済では、信用状条件と提供書類の不一致（ディスクレパンシー）による書類及び支払い拒絶のリスクがある。信用状の条件と提供書類における厳密一致の原則の解釈を巡っての争いは少なからずある。発行銀行の書類点検義務は、信用状厳密一致の原則に基づき行われるが、厳密一致がどの程度まで適用されるのか、書類点検標準が問題となる。

従来、信用状厳密一致の原則は、英國を中心に、提供書類が信用状条件と厳密に一致してなければならぬと厳しく解釈されていた⁵⁾。しかし、近年、厳密一致の原則の標準解釈は幾分緩やかになっている。信用状統一規則（UCP600）では、商業送状は、信用状中に現れている記述と合致していなければならない（UCP第18条（c））と定めており、厳密一致の原則が適用されることになる⁶⁾。

しかし、商業送状以外の書類においては、信用状の記述と食い違わない一般的用語によって記載することができる（UCP第14条（e））と定めており、厳密一致の原則を緩和している。

事例では、商業送り状の商品記載は信用状と合致しており、船荷証券の貨物名の記述が信用状の記述と一部相違があり、発行銀行から買取り拒絶をうけている。問題は、厳密一致の解釈であるが、前述のとおり、従来は厳密一致の原則の解釈は厳しいものであったが、近年、UCP600第14条（e）では、商業送り状以外の書類は、信用状の条件とまったく同じである必要はなく、信用状の記述と

5) 信用条件と書類は厳密に一致してなければならぬとする、「厳密一致の原則」を厳格に守られるべきであるとする法解釈がなされていた。例えば、事例は、信用状と提供書類のディスクレパンシーを巡る事件（J.H.Rayner & Co.,Ltd. and the Oilseeds Trading Co.,Ltd.v. Hambros Bank Ltd.,1943, 74L1. L. Rep. 10 (C.A.)）を引用しているが、信用状条件と提供書類は厳密に一致してなければならないとして、銀行は信用状条件に厳密に一致していない提供書類を拒絶する権利がある旨の判旨がなされている。

6) UCP18条（c）：「商業送り状における物品、サービス、又は履行の記述（descriptive of the goods, services or performance）は、信用状中に現れている記述と合致（correspond with）していなければならない。」

食い違わない一般的用語によって記載することができるとしている。事例では、問題とされた書類は船荷証券であり、同14条（e）の下では、提供書類は信用状条件を充足していると解されるべきである。解釈上の紛争が生じた場合、その解決方法として第三者機関による、例えばDOCDEXによる解決が考えられる⁸⁾。

2. 信用状の独立抽象性と書類取引の原則とトラブルリスク

【事例】

日本の輸入業者A社は韓国の輸出業者B社との間に、縫製品の輸入契約を締結。決済は信用状条件と貨物は連月積の2分割積とした。A社は、B社を受益者とする信用状を開設した。最初の貨物は船積みされ、信用状に基づき決済が行われた。A社は貨物を受け取ったが、貨物は相当程度の不良品質の商品であることが判明。A社は、当然に第2回目の貨物も品質不良であることが分かっており、第2回目の船積に対する信用状に基づく支払いの差し止めを発行銀行に求めた。発行銀行からは、信用状独立抽象性の原則、及び書類取引の原則を理由に、A社の支払いの差止めの要求は認められないとする回答が返ってきた。

信用状はその性質上、信用状の基礎となる売買契約、その他の契約とは別個の取引である。銀行はそのような契約とは無関係であり、銀行はそのような契約によって何の拘束も受けない。信用状取引では、全ての関係当事者は書類を取り扱うものであって、それらの書類が関係する物品や役務等を取り扱うものではない。

UCP第4条で、「受益者は銀行間、発行依頼人と発行銀行の契約関係を援用することはできない。」と定めている。また、UCP5条では、「銀行は、書類を取り扱うのであり、その書類が関係する物品、サービス、履行を扱うのではない。」と定めている。

信用状決済においては、信用状の書類取引の原則から、信用状条件と充足する書類が呈示される場合は、事例の様に船積された貨物が品質不良であることが明らかであっても、発行銀行に対して支払いを行わなければならない。

上述の事例では、発行銀行からは、信用状独立抽象性の原則、及び書類取引の原則を理由に、A社の支払いの差止めの要求は認められなかった。

結果として、日本の輸入業者A社は、契約上の請求を提起して、契約違反、債務不履行を理由にその救済を売主に求めなければならない。



7) UCP14条（e）：「商業送り状以外の書類においては、もし記載されている場合には、物品、サービス又は履行の記述（description of the goods, services or performance）は、信用状における記述と食い違わない一般的用語によって（in general terms not conflicting with）記載ができる。」

8) “DOCDEX”は、“Documentary Instruments Dispute Resolution Expertise”的略称である。国際商業会議所（ICC）の“International Center for ADR”が手続規則である“ICC Rules for DOCDEX” as of 1 May, 2015に基づき管理手続を行っている。同センターでは信用状統一規則（UCP）に準拠する信用状に関する紛争等を扱っている。

国際契約・貿易実務相談(JCAA会員限定)

経験豊富な専門家による国際契約・国際取引法律相談および貿易実務相談を実施しています。その際、相談したい弁護士をご指名いただくことができます。ご指名がない場合は、JCAAが相談内容に応じて適宜ご紹介させていただきます。費用は無料です。詳しくは、JCAAのウェブサイト（www.jcaa.or.jp）をご覧ください。

【ご予約＆お問合せ】

東京本部広報部 (03) 5280-5181 ／ planning-consulting@jcaa.or.jp

JCAジャーナル · 2025年11月10日発行 第72巻11号 (通巻821号)

編集兼発行人●北川 慎介

発行所●一般社団法人 日本商事仲裁協会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル7階 電話 (5280) 5181 (編集担当)

製作所●株式会社アイセレクト

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-30-6 第3宝生ビル 電話 (6806) 8503 (代表)

名古屋事務所 〒460-8422 名古屋市中区栄2-10-19

大阪事務所 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8

神戸事務所 〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-1

横浜事務所 〒231-8524 横浜市中区山下町2

名古屋商工会議所内 052 (223) 5721

大阪商工会議所内 06 (6944) 6164

神戸商工会議所内 078 (303) 5806

横浜商工会議所内 045 (671) 7406

©日本商事仲裁協会 (禁無断転載)

海外での商談や見本市など“持ち込みが一時的な物品”は、ATAカルネをご利用いただければ **輸入税だけでなく付加価値税も免税** となり、また税関への申告もスムーズです

• • • • •
物品の一時輸出入免税には

通関手帳

ATA カルネ が便利です！

ATAカルネは国際条約（ATA条約）に基づくもので
加盟国は約80カ国、これまでに延べ26,000社と
多くの皆様にご利用いただいております



使用できる物品や用途



ビジネスのための
商品見本

プロが使用する道具
職業用具

展示会への出品物

カルネ発給申請は便利な**オンライン申請**になりました

オンライン申請のご利用には事前の登録手続きが必要です
詳細はウェブサイト <https://carnet.jcaa.or.jp>をご覧ください

- ◇ **ご自宅やオフィスからいつでも申請！**
* 申請受付は、カルネ事業部の営業時間内
- ◇ **書類印刷や押印が不要！**
- ◇ **申請送信後の進捗状況はオンラインで確認！**

発給所要日数は**48時間後***
当協会有料会員の場合は**24時間後****
とスピード発給！

* 審査完了の営業48時間後 ** 審査完了の営業24時間後

一般社団法人 日本商事仲裁協会 カルネ事業部 TEL : 03-5280-5171 E-mail : ata-carnet@jcaa.or.jp

カルネ
ウェブサイト



YouTube



Twitter



そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ

「全13種類の英文契約書」(CD-ROM付)

監修:仲谷栄一郎弁護士、中川裕茂弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

「そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ」は、英文契約書作成時に検討すべき一般的条項を網羅した、経験豊富な専門弁護士監修による英文契約書のひな型です。英語及び日本語の契約条文と各条文の解説を掲載しています。また、国際契約に必須の仲裁条項のドラフティングについても詳説しています。付属のCD-ROM(WINDOWS対応)に英語及び日本語の契約書サンプルがMS-Word形式で収録されており、簡単に契約書を作成することができます。



書名	頁数	書名	頁数
委託販売契約書(CD-ROM付)	52頁	総代理店契約書【輸出用】(CD-ROM付)第二版	48頁
委託加工契約書(CD-ROM付)	60頁	合弁契約書(CD-ROM付)	52頁
購入基本契約書(CD-ROM付)第二版	48頁	実施許諾契約書【許諾者用】(CD-ROM付)	58頁
販売基本契約書(CD-ROM付)第二版	48頁	実施許諾契約書【被許諾者用】(CD-ROM付)	54頁
OEM(委託者側)製品製造供給契約書 【輸入用】(CD-ROM付)	68頁	秘密保持契約書・共同開発契約書 (CD-ROM付)第二版	60頁
OEM(製造者側)製品製造供給契約書 【輸出用】(CD-ROM付)	72頁	技術ライセンス契約書【中国語版付】 (CD-ROM付)	56頁
総代理店契約書【輸入用】(CD-ROM付)第二版	52頁		

B5判(送料無料) 一般価格 2,200円(本体2,000円+税)

JCAA会員価格 1,650円(本体1,500円+税)



<お問い合わせ>

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル7階 TEL:03-5280-5181
Email:planning-consulting@jcaa.or.jp
URL:www.jcaa.or.jp

<ご購入>

書店/JCAAのウェブサイトにてご購入いただけます。なお、JCAA会員割引は、JCAAからの直接購入の場合にのみ適用されます。



判例秘書が
法律専門書籍LIBRARYと
リンクしたらしいよ。

ますます調査が
効率化できるね。

3500冊におよぶ珠玉の法律専門書籍 とのリンク使用^{*}を実現！

LIBRARYに収録された法律専門書籍を参照後、関連する判例秘書の膨大な「判例・評釈・論文」へジャンプ!! 人力では困難だった関連情報の収集が容易になりました。

* LIBRARYは有料オプションとなります。

詳しい
紹介動画は
コチラ



判例秘書

オンライン説明 実施中！

電話とPCで簡単にご説明いたします。お時間は5~10分程度です。是非、実際の製品をご体感ください。



■ 開発・提供

株式会社 **LIC** Legal Information Center

ISO/IEC 27001認証取得



ISO 9001認証取得



■ 販売会社

株式会社 **EOC**.com